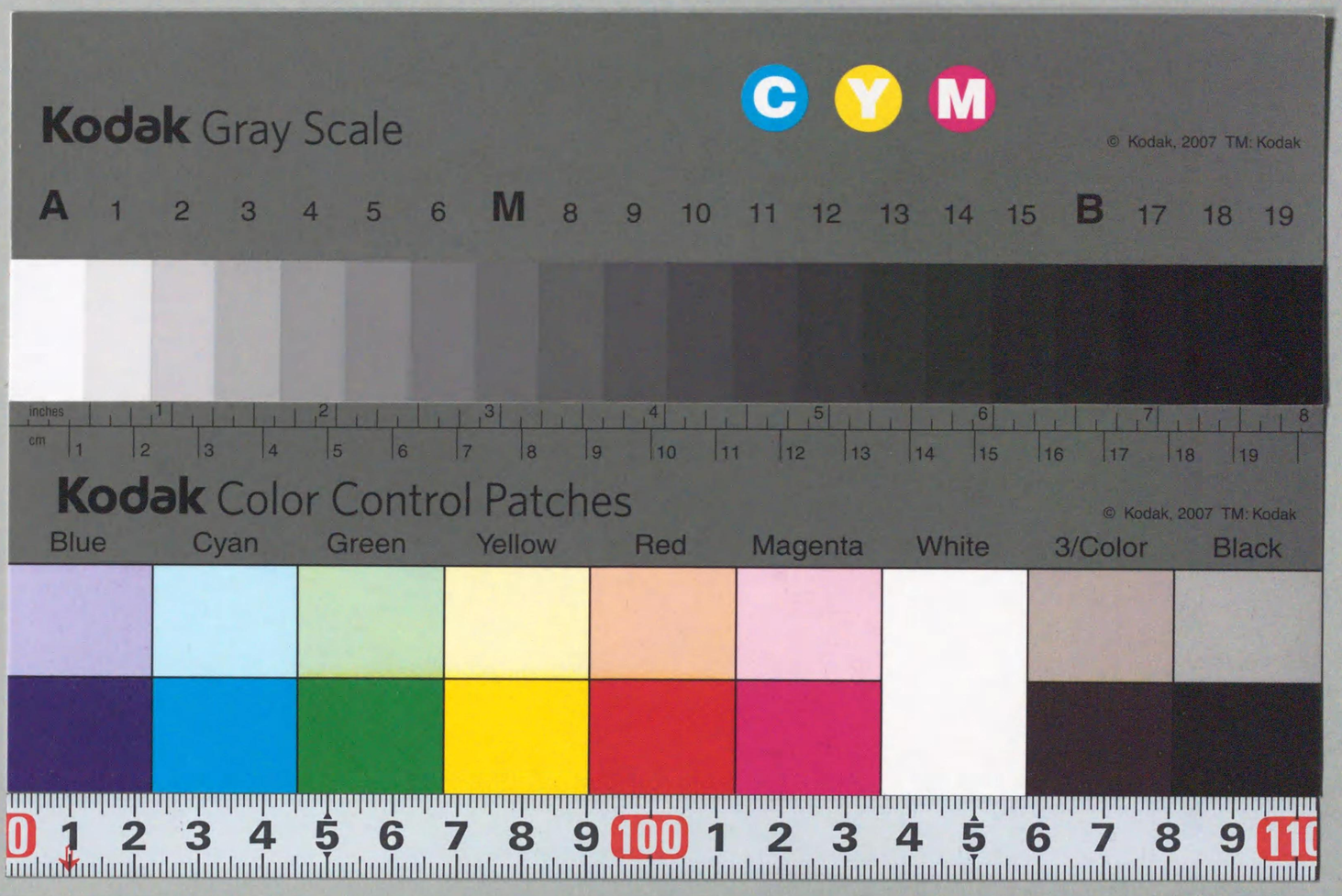
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100 1 2 3 4 5 6 7 8 9 110

GB22
7
00707224

エトメ-77

東京帝國大學文學部史料編纂所編纂

大日本史料

第十二編之三十四

東京帝國大學藏版

210.08
To 456d
GB22
#7
國立國會圖書館
41.10.4
707224

四七一　一四註　（入道興意親王）　（興意法親王）

呈シタルニ……一
○長崎ニ入
にが等ヲ隱
川藤正等ヲ……一
……一二三

中和門院御所七夕ノ御儀、
諸社寺及ビ諸家七夕ノ儀、

目次　元和六年七月

正誤表

	頁	行	誤	正
第十二編之二十四	七	見出シ	尊純法親王	尊純
	七	八註	（尊純法親王）	（尊純）
第十二編之二十九	二一	一四註	（入道邦房親王）	（邦房親王）
	二二	一一註	（入道興意親王）	（興意法親王）
第十二編之三十	五〇三	見出シ	入道興意親王	興意法親王
	五八九	見出シ	入道興意親王	興意法親王
	五八九	一四註	（入道興意親王）	（興意法親王）
	五九二	見出シ	入道興意親王	興意法親王
	五九二	四註	（入道興意親王）	（興意法親王）
第十二編之三十一	四二一	見出シ	鷹司信尙	二條昭實
	四二一	一二註	（鷹司信尙）	（二條昭實）
第十二編之三十三	二	一四註	（俊完）	（遂長）
	二二五	一五	一天氣よしノ五字ヲ削ル	
	二三八	一五	本行ノ初頭ニ〔東武實錄〕七上ヲ冠ス	
	二三九	二	〔東武實錄〕七上ヲ削ル	
	二五一	七割書	平戶	平士
	四三三	六註	（入道興意親王）	（興意法親王）
	四七〇	九	（演俊）	（寬濟）
	四七〇	一五註	（寬濟）	（覺定）
	五二二	一〇註	（淸）	（照）
	五八一	八	入道興意親王	興意法親王
	五八二	一二	雍州府誌	雍州府志
	六八七	七註	（入道興意親王）	（興意法親王）
	七一三	三註	是歲	八月十一日
	八二七	六註	（入道興意親王）	（興意法親王）

正誤表

第十二編之三十四

頁	行	誤	正
三六九	一一	石淸水八幡宮寺	寺ノ字ヲ削ル
四六二	三	入道興意親王	興意法親王
四六二	四註	（入道興意親王）	興意法親王
四六四	一四	入道興意親王	興意法親王
四六六	七	照高院入道興意親王	照高院興意法親王
四七一	一四註	（入道興意親王）	（興意法親王）

210.08
To 4566
GB22
#7

院 和 係

大日本史料

第十二編之三十四目次

後水尾天皇

元和六年

七月

六日　秀忠、越後高田城主松平忠昌ノ生御靈ノ祝儀ヲ受シタルニ答フ、……一
英吉利人、臺灣近海ニ於テ、葡萄牙ノ商船ヲ捕フ、○長崎ニ入港ス、○和蘭人ト共ニ、其船中ニ西班牙宣教師つにが等ヲ隱匿セルコトヲ幕府ニ訴フ、○幕府、長崎奉行長谷川藤正等ヲシテ、之ヲ審問セシム、……一
七日　七夕ノ御儀、……一二三
中和門院御所七夕ノ御儀、
諸社寺及ビ諸家七夕ノ儀、

707224

七夕和歌御會、……一二五
幕府七夕ノ儀、……一二六
八日　幕府年寄酒井忠世、土井利勝、京都ヲ發シテ、江戸ニ歸ル、……一二七
十日　御目出度事、……一二七
　諸家ノ御目出度事、
十五日　盂蘭盆會、……一二八
　諸寺諸家盂蘭盆會、
十七日　近衞信尋、若衆踊ヲ獻ズ、○八條宮智仁親王モ亦之ヲ獻ジ給フ、……一三一
廿二日　信濃高遠城主保科正光、家ヲ秀忠ノ四子幸松（正之）ニ讓ラントス、○相續ニ關スル遺言狀ヲ同族保科正近ニ授ケ、且正近ヲ以テ、幸松ノ傅ト爲ス、……一三二
　八年是歲保科正貞、兄正光ノ許ヲ去ル、
廿三日　幕府、山城愛宕社ヲ造替ス、○正遷宮、……一三五
廿四日　女御德川和子獻上ノ白銀ヲ、堂上、地下ニ頒チ賜フ、……一三六

秀忠ノ使吉良義彌、參內シテ物ヲ獻ズ、○中和門院ニモ亦進獻スル所アリ、……一三八
廿八日　女御德川和子、猿樂ヲ獻ジ給フ、……一三八
　八月四日、九條忠榮（幸家）、公家衆門跡等ヲ饗ス、
安藝廣島城主淺野長晟、老臣淺野忠吉ニ知行ヲ加增シテ、三萬餘石ト爲シ、備後三原城ニ居ラシム、……一四三
廿九日　從三位前權中納言庭田重定薨ズ、……一四八
是月　幕府、大坂城外曲輪ノ櫓ヲ修築セントシ、小堀政一、山岡景以ヲシテ、作事ヲ奉行セシム、……一五二

八月

一日　八朔ノ御儀、○秀忠、御馬ヲ獻ズ、……一五五
　諸寺諸家八朔ノ儀、
丹波篠山城主松平信吉、京都ニ卒ス、○子忠國嗣グ、……一五六
　室松平氏ノコト、
六日　幕府、安藝廣島城主淺野長晟ニ、廣島城ヲ修理スルヲ許ス、……一六九

七日　筑後柳河城主田中忠政、江戸ニ卒ス、〇嗣ナキヲ以テ、幕府、其封ヲ收ム、〇内藤政長、秋元泰朝ヲシテ、其城地ヲ收メシメ、松倉重政、竹中重義、岡田善同ヲシテ、國中ノ仕置ヲ爲サシム、……一七〇
（忠政室久松氏ノコト、）
十一日　幕府、松平（大河内）正久、（正綱）佐野吉綱ヲシテ、五畿内及ビ紀伊、丹波、但馬諸國ヲ巡檢セシム、〇正久、京都ヲ發シテ、江戸ニ歸ル、……二〇九
十五日　御月見……二〇九
敍位……二一〇
十六日　中院通村、土御門泰重等ヲシテ、立后次第等ヲ撰バシメ給フ、……二一一
十七日　除目、〇前内大臣西園寺實益ヲ右大臣ニ任ジ、左大臣近衞信尋ノ左近衞大將兼任ヲ解キ、内大臣兼右近衞大將一條兼遐（昭良）ヲ以テ之ニ代ヘ、權大納言二條康道ヲシテ、右近衞大將ヲ兼ネシム、……二一二
十八日　御靈祭……二一三
中和門院ノ御使岩倉具堯、江戸ニ之ク、……二一四

十九日　豐前小倉城主細川忠興、耶蘇教徒ヲ刑ス、……二一四
二十日　秀忠、中和門院ニ、御料二千石ヲ獻ズ、……二一七
皇大神宮祭主藤波種忠、禰宜荒木田守任及ビ同守定ト位階ノコトヲ爭フ、〇守任、守定ヲ不座ニ處シタレドモ、ナホ決セズ、〇秀忠ノ奏上ニ依リテ、守任ノ不座ヲ免ズ、〇禰宜荒木田經寄、同守賴、同守勝、同氏久、同氏富ヲ不座ニ處シ、又之ト相前後シテ、種忠ヲモ處罰ス、……二二七
（閏十二月十二日二禰宜荒木田經寄等不座赦免、）
廿一日　勅使傳奏廣橋兼勝、三條西實條、京都ヲ發シテ、江戸ニ之ク、……二三七
從四位下右近衞權少將德川賴房ヲ正四位下ニ敍シ、參議ニ任ジ、左近衞權中將ヲ兼ネシム、〇明日、甲斐府中城主德川國松（忠長）ヲ從四位下ニ敍シ、參議ニ任ジ、右近衞權中將ヲ兼ネシム、……二三九
廿四日　山城壬生寺地藏開帳、〇勅使左中辨烏丸光賢、法會ニ臨ム、……二四一
廿六日　後陽成天皇聖忌御法會ヲ般舟三昧院ニ修シ、又懺法ヲ清凉

殿ニ修セラル、……二四二
廿八日　幕府、阿波德島城主蜂須賀千松（忠英）ヲシテ、在國ノマヽ、越年セシム、……二四七
是月　幕府、伊勢龜山城主三宅康信ニ、同國ノ地二千石ヲ加增ス、……二四八
幕府、時服ヲ大坂城修築助役ノ諸大名及ビ其下奉行ニ授ケテ、其勞ヲ犒フ、……二四八

九月

一日　三寶院義演ニ命ジテ、不動法ヲ修セシメ給フ、〇明年十二月ニ至ル、……二四九
尾張名古屋城主德川義利（義直）始メテ、領内ノ諸社寺竝ニ家中ニ領知ノ黒印狀ヲ授ク、……二五五
陸奥仙臺城主伊達政宗、領内ニ令シ、漆及ビ桑、楮等ヲ增植セシメ、養蠶ニ力メシム、……二七七
六日　御樂始、……二八〇
秀忠、世子竹千代、次子國松ニ元服ヲ加ヘ、竹千代ヲ家光、國松

ヲ忠長ト名ク、〇勅使傳奏廣橋兼勝、三條西實條、江戶城ニ臨ミ、家光ニ正三位權大納言、忠長ニ從四位下參議兼左近衞權中將ノ位記宣旨ヲ授ク、……二八〇
八日　勅使傳奏廣橋兼勝、三條西實條、德川賴房ノ第ニ臨ミ、正四位下參議兼左近衞權中將ノ位記宣旨ヲ授ク、……二八九
九日　重陽和歌御會、……二九一
諸社寺、諸家重陽ノ儀、
幕府、重陽ノ儀、……二九四
十三日　後御月見、……二九五
清韓（文英）ヲ召シテ、東坡詩集ヲ講ゼシメ給フ、（增刊校正王狀元集註分類東坡先生詩）……二九五
十四日　土御門泰重ヲシテ、策彥詩集ヲ書寫セシメ給フ、……二九八
照高院入道興意親王、江戶ニ下向シ給フ、〇城中ニ秀忠ト對面シ給フ、……二九八
福島正則ノ子忠勝、配所信濃高井野ニ卒ス、〇正則、所領ノ內、

越後魚沼郡ノ地二萬五千石ヲ幕府ニ返納ス、……三〇五
十五日　陸奥會津城主蒲生忠郷、領内ノ諸村ニ命ジテ、漆樹ヲ增植セシム、……三一三
十六日　秀忠、上總東金ニ放鷹ス、……三一六
十七日　伏見宮貞清親王ノ王女、（御名未詳）近江禪智院ニ入寺セラル、……三一七
十九日　琉球王尚寧卒ス、〇一族尚豐嗣グ、（妃阿應理屋惠按司加那志夫人西之按司、安谷屋大按司志良禮ノコト、）……三一八
二十日　猿樂御覽アリ、……三五二
織田有樂（長益）ノ子道八（頼長）歿ス、……三五三
廿五日　勅使傳奏廣橋兼勝、三條西實條、江戸ヨリ京都ニ歸ル、……三六五
廿七日　土御門泰重、大神宮ニ參詣ス、〇京都ヲ發ス、……三六六
廿九日　權中納言中院通村ヲ石清水八幡宮ニ遣シ、御願成就ヲ祈ラシメ給フ、……三六九
三十日　薩摩大龍寺玄昌（文之）寂ス、（玄昌文之筆蹟）……三七一

是月　幕府、知久則直ヲシテ、信濃波合、小野川、帶川、心川ノ關ヲ守ラシム、……四二九
幕府、下總生實邑主西郷正員ヲ、安房東條ニ移シ、朝夷、長狹二郡ノ內一萬石ヲ領セシム、……四三三
是秋　幕府、松平（大河內）正久、（正綱）阿部正之ニ命ジテ、江戸神田臺ノ堀及尾張名古屋城主德川義利、（義直）其老臣成瀨正成ニ、一萬石ヲ加增シ、三萬三千石ヲ領セシム、……四三六
十月
四日　朝鮮光海君、慶尙道東萊府使處ヲシテ、我ガ商人ノ倭館ニ潛入スルヲ禁ゼシム、……四四〇
六日　御園碁アリ、……四四〇
下總山川邑主水野忠元、江戸ニ卒ス、〇子忠善嗣グ、（忠元室岡部氏及ビ繼室三浦氏ノコト、）……四四〇
七日　玄猪ノ御儀、……四六一

幕府、玄猪ノ儀、……四六一
照高院入道興意親王、江戸ニ薨ジ給フ、……四六二
十二日　陸奥仙臺城主伊達政宗、領民ノ耶蘇教ヲ信奉スルコトヲ禁ズ、○教徒ヲ水澤ニ刑ス、……四七二
本年中ノ陸奥出羽及ビ蝦夷ニ於ケル耶蘇教傳道、
十四日　長門萩城主毛利秀就ノ老臣益田元祥、隱居ス、○秀就、元祥ノ孫元堯ヲシテ、家ヲ繼ガシメ、元祥ヲシテ、隱居料トシテ、本知ノ中千石ヲ知行セシム、……五一〇
十九日　中御門宣衡等ヲシテ、香ヲ裁抹セシメ給フ、……五二〇
信濃川中島邑主岩城貞隆、江戸ニ卒ス、○子能化丸吉隆嗣グ、……五二一
貞隆室相馬氏ノコト、
廿一日　長橋局ニテ、舞ヲ御覽アリ、……五三六
廿三日　女御德川氏、民部卿局ヲ江戸ニ遣シ給フ、……五三六
杉局、江戸下向、
廿四日　鹿苑院顯暲听叔ヲシテ、異名集ヲ撰バシメ給フ、○顯暲參內シテ、之ヲ獻ズ、……五三七
廿五日　中和門院、一乘院入道尊覺親王ヲ教誡シ給フ、……五三七
廿六日　中和門院御所論義アリ、……五三八
中和門院、青蓮院尊純ヲシテ、御持佛堂ノ釋迦三尊、辯才天等ヲ開眼セシメ給フ、……五三八

十一月

二日　御茶壺御口切、○中和門院ヨリ御振舞アリ、……五三九
增上寺住持普光觀智國師存應源譽寂ス、（普光觀智國師存應譽畫像）……五三九
三日　秀忠、大澤基宿ヲ京都ニ遣シテ、世子家光、次子忠長及ビ德川賴房ノ敍位任官ノ恩ヲ謝シ奉ル、……六四八
七日　豐前小倉城主細川忠興、丹波福知山城主有馬豐氏、江戸ニ參勤ス、○幕府、忠興ノ嗣子忠利ニ、歸國ノ暇ヲ給ス、……六五〇
八日　舞々御覽アリ、……六五六
十一日　春日祭延引、○追行ス、……六五七

加賀金澤城主前田利光（利常）ノ老臣山崎長德歿ス、……六五八
十五日　鹿苑院顯晫（昕叔）ヲシテ、僧瑞仙（桃源）書寫ノ易抄ニ、外題ヲ書セシメ給フ、……六七一
十六日　月食、……六七一
中院通村等ニ薫物ヲ賜フ、……六七一
二十日　內侍所臨時御神樂、……六七二
廿一日　秀忠、伊達政宗及ビ上杉景勝ノ江戸城石垣、升形等修築ノ功ヲ褒ス、……六七三
大坂城石垣ノ修築成ル、○秀忠、書ヲ助役ノ諸大名ニ與ヘテ、其功ヲ褒ス、……六七七
藤堂高虎、大筒ヲ幕府ニ進ズ、
廿三日　相國寺大、通院等璵（魯雲）寂ス、……七〇二
廿五日　一條兼遐（昭良）ヲシテ、學問ニ勵ミ、行儀ヲ愼マシメ給フ、……七〇四
廿六日　中和門院、青蓮院尊純ヲシテ、懺法ヲ行ハシメ給フ、……七〇五
廿七日　幕府、陸奥棚倉城主立花宗茂ノ封ヲ移シ、七萬九千石ヲ加增シ、舊封筑後ノ地十萬九千六百餘石ヲ與ヘ、柳河城ニ居ラシム、○丹波福知山城主有馬豐氏ノ封ヲ移シ、十三萬石ヲ加增シ、筑後ノ地二十一萬石ヲ與ヘ、久留米城ニ居ラシム、……七〇六
宗茂、家臣ニ知行ヲ宛行フ、
廿八日　中和門院、阿野實顯、中院通村、土御門泰重ニ茗醼ヲ賜フ、……七二五
盜アリ、大和法隆寺藥師堂ニ入リ、僧某ヲ殺害ス、○學侶、堂司賢海ヲ處罰セントス、堂方從ハズ、○幕府、之ヲ裁決シ、賢海ヲ處罰ス、……七二五
三十日　相國寺梵崟（雪峯）秉拂、……七四五
是月　仁和寺入道覺深親王、大覺寺入道尊性親王、山城神護寺ノ法度ヲ定メ給フ、……七四五
是月　石見濱田城成ル、○城主古田重治、之ニ徙ル、……七四八

十二月

一日　秀忠、上總土氣、東金等ニ放鷹ス、……七六九
二日　土御門泰重ヲシテ、革命記ヲ書寫セシメ給フ、……七七四

三日　林道春、信勝、京都ニ歸ル、○江戸ヲ發ス、……七七四
七月廿一日、道春、黒田長政ノ爲メニ、庇言鈔ヲ撰ス、
四日　幕府、河野松安通幸ヲ世子家光ノ侍醫ト爲ス、……七七七
五日　鷹司信房ノ第三子某、三寶院ニ於テ得度シ、名ヲ覺定トイフ、
○覺定ヲ大僧都ニ任ズ、……七七八
九日　加賀金澤城火ク、○城主前田利光、利常之ヲ修築ス、……七八五
十二日　伊勢長嶋城主菅沼定芳、江戸ニ參勤ス、……七九三
十四日　駿府城代遠江横須賀城主松平重勝、駿府ニ卒ス、○子重忠嗣グ、○幕府、重忠ヲ駿府城代ニ補ス、……七九三
重勝室鳥居氏ノコト、
十九日　幕府、駿河龍泉寺ヲシテ、所領ヲ安堵セシム、……八〇二
廿一日　前大德寺住持宗珀玉室ニ、直指心源禪師ノ號ヲ賜フ、……八〇三
廿二日　肥前唐津城主寺澤廣高、江戸ニ參勤ス、○江戸ニ著ス……八〇四
廿三日　八條宮智仁親王及ビ曼殊院入道良恕親王等ヲ召シテ、茗醼ヲ賜フ、……八〇四

廿五日　荒木田守隆ヲ皇大神宮禰宜ニ補ス、○皇大神宮禰宜荒木田泰久等ヲ從五位下ニ敍ス、○豐受大神宮禰宜度會全彦等ヲ從五位下ニ敍シ、皇大神宮權禰宜荒木田尚經ヲ大物忌ニ補ス、○宮掌以下本職補任ノコトアリ、……八〇四
廿八日　豐臣秀吉ノ後室杉原氏、歳暮ノ祝儀トシテ、物ヲ秀忠ニ贈ル、○秀忠、書ヲ遺リテ、之ヲ謝ス、……八一八
是月　伊勢津城主藤堂高虎、因幡鳥取城主池田幸隆、光政、江戸ニ參勤ス、……八一九

閏十二月

四日　土佐高知城主山内忠義、江戸ニ參勤ス、……八二〇
六日　土御門泰重ト共ニ、松巖寺玄光舜岳ヨリ、易筮ノ傳授ヲ受ケ給ハントス、○之ヲ中止シ給フ、……八二二
七日　織田有樂、長益、江戸ニ之ク、……八二三
十日　御髪上、幷ニ御煤拂、……八二三
諸社寺幷ニ諸家煤拂、

十一日　敍位、……八二五
十三日、廿八日敍位、
中和門院御髮上幷ニ御煤拂、……八二六
十四日　中和門院、青蓮院尊純ヲシテ、天皇ノ御爲メニ、星供養ヲ行ハシメ給フ、……八二六
十六日　中和門院ト共ニ、女御御殿ニ幸シ給フ、……八二七
二十日　秀忠、中和門院ニ鶴ヲ獻ズ、○中和門院、之ヲ公家衆、門跡等ニ饗シ給フ、……八二七
廿一日　青蓮院尊純、實相院義尊、圓滿院常尊、參內ス、……八二八
廿五日　豐前小倉城主細川忠興、致仕シ、薙髮シテ、宗立（三齋ト號ス、）○嗣子忠利、封ヲ襲グ、○忠利、江戸ニ抵リテ、襲封ノ恩ヲ謝ス、……八二八
廿六日　御不豫、……八三八
是月　秀忠、東國諸所ニ放鷹ス、（家光、武藏葛西ニ放鷹ス、）……八三八
尾張名古屋城主德川義利、（義直、）紀伊和歌山城主德川賴信、（賴宣、）江戸ニ參勤ス、……八三九
德川義利、（義直、）同賴信、（賴宣、）同賴房ノ江戸城內ノ第宅成ル、……八三九
丹後田邊城火アリ……八四〇

（目次終）

大日本史料　第十二編之三十四

後水尾天皇

元和六年庚申

七月小丁丑朔

六日、壬午、秀忠、越後高田城主松平忠昌ノ生御靈ノ祝儀ヲ呈シタルニ答フ、〔東武實錄〕七上　七月六日、松平伊豫守忠昌、生見靈ノ嘉儀トシテ、黃金十兩ヲ獻スルニ依テ、御內書ヲ賜ル、〇越前松平家譜所見ナシ、

英吉利人、臺灣近海ニ於テ、葡萄牙ノ商船ヲ捕ヘ、是日、長崎ニ入港ス、尋デ、和蘭人ト共ニ、其船中ニ西班牙宣教師つにが等ヲ隱匿セルコトヲ幕府ニ訴フ、幕府、長崎奉行長谷川藤正等ヲシテ、之ヲ審問セシム、〔英國印度事務省文書〕（歐文材料第一號譯文）

日本平戶及び海上防禦船隊ー協議第三號

一六二〇年七月二十一日、〇新曆三十一日ニシテ、元和六年七月二日ニ當ル、

上記の日附は、海上に於いては、第十五月二十九日末前後に當る、

元和六年七月六日

委員會ノ決定

びすかどーる海峽ニ於テ拿捕セラレタル葡萄牙船積載貨物ノ保管方法

捕獲物ノ確保

提督ロバート・アダムズ、副提督ウィルレム・ヤンソン以下臨席の委員等に依りて、同意決定せられたり、○中略

即ちキャプテン・エドムンド・レニスに依りて、ピスカドール海峽に於いて捕へられたる葡萄牙船に、現在積載せられたる貨物は、總て神の意に基きて、我等が日本若くは之に近き島々に到達するまで、同船に保管せしむべし、日本人に所属する貨物は、我等が暴風雨に遭遇して到着する事あらば、其海岸に陸揚するを可とす、其の捕獲物を充分確保する爲め、孰れかの島に留まる事能はざる場合には、平戸港に向ふも已む事を得ず、其の時には、我等前記委員會は、一人を派して、同船を伴ひて、我等と共に平戸に向はんと決議せり、○中略

尚ほ我等は全員一致して、アブラム・ファン・ボッシュスと呼ぶ和蘭商人を遡出し、日本に到著するまで、前記フリゲート船に留まらしむる事に決したり、

トラウ號上に於いて、

ロバート・アダムス
ウィルレム・ヤンプス

英吉利船隊ノ出動

十二隻ノ和蘭船隊

一六二〇年十二月六日○新暦十六日ニシテ、元和六年十一月二十三日ニ當ル、附、平戸發、商船隊長ロバート・アダムスより、ロンドンなる英吉利東印度會社總裁及び委員會に贈りし書翰、

チャールス・クレヴェンジァー
エドムンド・レニス
ドンウ・アンス
ジョセフ・コクラム

尊敬すべき閣下よ、閣下幷に尊敬すべき長官諸氏に對する余の賤しき義務を記憶せられたし、此の短き書翰は、我等の行動を閣下等に明にせんと欲するものなり、一六二〇年三月十三日、○新暦二十三日ニシテ、元和六年二月二十日ニ當ル、余はスマトラの最南端を認めたり、同十四日、○新暦二月二十四日ニシテ、元和六年二月二十一日ニ當ル、夜七時、サルト群島中の一島に投錨、同地には十二隻より成る和蘭船隊ありたり、十七日、○新暦二十七日ニシテ、元和六年二月二十四日ニ當ル、ジャカトラ投錨地に投錨、四月二日、○新暦十二日ニシテ、元和六年三月十日ニ當ル、和蘭船一隻を從へ、同地を出航、四日、○新暦十四日ニシテ、元和六年三

十一隻ノ英吉利船隊
十二隻ノ和蘭船隊

防禦會議

月十二日ニ當ル、バンタム投錨地に投錨英吉利人より何等かの報道を得べきを期待したるも、遂に英吉利人と會談する事能はず、七日（新暦十七日ニシテ、元和六年三月十五日ニ當ル、）午前一時、バンタム投錨地を出發、八日（新暦十八日ニシテ、元和六年三月十六日ニ當ル、）午前二時、十一隻より成る英吉利船隊に出會ひたり、天祐を感謝するものなり、同十一日、（新暦二十一日ニシテ、元和六年三月十九日ニ當ル、）バンタム沖にて、十二隻の帆船より成る和蘭船隊に出會ひたり、十二日、（新暦二十二日ニシテ、元和六年三月二十日ニ當ル、）全船隊バンタム投錨地に入り、同二十六日、（新暦五月七日ニシテ、元和六年四月五日ニ當ル、）同地出發、二十七日、（新暦五月八日ニシテ、元和六年四月六日ニ當ル、）ジェームス・ロイヤル號及びウニコルン號は、我等と別れて日本に向ひ、我等はジャカトラに向ひたり、二十九日、（新暦五月九日ニシテ、元和六年四月七日ニ當ル、）我等は悉くジャカトラ投錨地に到著せり、五月十九日、（新暦六月一日ニシテ、元和六年四月二十七日ニ當ル、）總督幷に防禦會議の意に基きて、余はブル號よりムーン號に移されたり、かゝる大任は、余の値する所に非ず、また余の欲する所に非ざれども、神の加護により、閣下の欲せらるゝ如く、また余自身の名譽の爲めに、之を果さんと希ふものなり、

五月二十一日、（新暦六月二日ニシテ、元和六年四月二十九日ニ當ル、）エリザベス號、ブル號、イングリッシュ・ホープ號は、バーラム號及びダッチ・ホープ號と共に、ジャカトラを出發し、イングリッシュ・ホープ號は、英吉利の用件にて、ポタニアに赴き、同地に十五日間滯在の後、日本に向ひて出發すべしと命ぜられたり、就れも會社の用件に依るものなり、而して他の四隻は、ピスカドール海峡に留りて、我等を待つ事となれり、是れは長崎に向ふべき葡萄牙船數隻と出會はんと期待せるものにして、嘗て彼等は其の四隻に出會ひたるも、遂に之を拿捕するを得ざりしなり、

六月四日、（新暦十四日ニシテ、元和六年五月十四日ニ當ル、）余はムーン號にて、バルスグラーヴ號外和蘭船二隻、卽ちバンタム號、トラウ號と共に、ジャカトラを出發せり、七月九日、（新暦十九日ニシテ、元和六年六月二十日ニ當ル、）ブル號及びダッチ・ホープ號に出會ひたり、就れも其の大端艇を失ひたり、七月十五日、（新暦二十五日ニシテ、元和六年六月二十六日ニ當ル、）ピスカドール海峡にて、エリザベス號に出會ひたり、同船はマニラを發して日本に向ふべき葡萄牙の小フリゲート船を拿捕せり、其の搭載貨物に就きては、別紙にて知られたし、されどなほ我等は同船を獲得するを得べきや否やに就きて迷ひつゝあり、船長が日本人なりしを以てなり、我等は同

葡萄牙船捕獲ノ計畫

英吉利船えりざべす號葡萄牙船ヲ捕獲ス

船長ハ日本人捕獲船搭

船の搭載貨物を悉く我等の所管に移せしが、其の處分は、皇帝（永忠）の許より我が同胞の歸還するまで決定せず、我等は日々之を期待しつゝあり、エリザベス號は同時に支那小漁船をも捕へしが、搭載の品無かりき、なほ同船は、大端艇と滑車とを共に失ひ、第一斜橋を歪曲せり、

七月十八日、〇新暦二十八日ニシテ、元和六年六月二十九日ニ當ル、余は同フリゲート船より高價なる貨物を悉く搬出し、之をムーン號に積載せり、主要なるものは、生絲三十六梱にして、内十五梱は、彼等の自白によれば、葡萄牙人の所有に係るものなりといふ、

七月二十二日、〇新暦八月一日ニシテ、元和六年七月三日ニ當ル、我等はハーラム號に出會ひたり、同船は、前日、四隻の葡萄牙船を追撃せしが、打撃を加ふる事能はずして、其の際大端艇を失ひたり、二十二日、バルスグラーヴ號、エリザベス號、ブル號は、バンタム號、ハーラム號、ダッチ・ホープ號と共に會議の結果、ムーン號及びトラウ號と別れて、長崎及びその附近に當分碇泊する事に決したり、之はマカオを出航せる四隻の帆船が同地に向ひ、又他にマニラを出航せる二隻も、同地に向ふとの報道を得たる爲めなり、彼等は其の船影を認めし

捕獲船ヨリ高價ノ貨物ヲ搬出ス

葡萄牙船ヲ追撃ス

長崎碇泊ノ英吉利商船

英吉利商船隊長ろばーとあだむす平戸ニ入港ス

が、何等爲す事能はざりしなり、二十四日、〇新暦八月三日ニシテ、元和六年七月五日ニ當ル、我等は長崎を通過せしが、我が國の船四隻卽ちエリザベス號、ブル號、ハーラム號、ダッチ・ホープ號を認めたり、エリザベス號は第一斜橋に損傷を蒙り居りしを以て、我等と行動を共にする事に同意せり、

二十五日、〇新暦八月四日ニシテ、元和六年七月六日ニ當ル、朝エリザベス號は河内に入港せり、余はムーン號にて平戸に□、グレート・ジェームス號は、此の日、我等に先立つ事二時間にして、同地に到著せり、

八月四日、〇新暦十四日ニシテ、元和六年七月十六日ニ當ル、バルスグラーヴ號、ブル號、ハーラム號は、平戸の近く□來りて、惡天候に出會ひしが、小なる□の下に碇泊中なりき、バルスグラーヴ號は、四日午前二時に索條切斷し、其の日、河内□ブル號、ハーラム號は之を救ひ出せしが、ブル號は總ての檣柱を倒され、□第一斜檣、缺けたる檣柱、古き支柱、其の他悉く□、されど我等は再び同船を□艤裝せり、八月五日、〇新暦十五日ニシテ、元和六年七月十七日ニ當ル、ハーラム號河内に入港せしが、其の主檣は折れて舷外に仆れたり、八月末日、〇新暦九月十四日ニシテ、元和六年八月十四日ニ當ル、クリフェンジャー君とコクラム君とは、和蘭人

捕獲船積荷一部ノ賣却

金鎖純金製珠數附十字架

總額三百五十れある

と共に、船にて都へ□、九月四日、〇新暦十四日ニシテ、元和六年八月十八日ニ當ル、エクスペディション號は突風を受けて顚覆せり、□同日、ムーン號は坐洲せり、十三日、〇新暦二十三日ニシテ、元和六年八月二十七日ニ當ル、我等は同船を離洲せしめしが、損傷箇所なかりしは、神の加護といふべきなり、

九月二十日、〇新暦三十日ニシテ、元和六年九月五日ニ當ル、ジェームス號は第一舷側の被覆を開始せり、我等は共に□傾斜する爲めに、船一隻□十月十三日、〇新暦二十三日ニシテ、元和六年九月二十八日ニ當ル、ジェームス號は共に□爲したり、同二十日、〇新暦三十日ニシテ、元和六年十月五日ニ當ル、ムーン號も之を爲し終へたり、ムーン號は、覆板が共に甚しく腐朽せる爲め、被覆を二重に施したり、舷側板には及ばざりしも、水中に於いても、我等が望む如く良好なるべし、

尊敬すべき閣下よ、我等がフリゲート船より□貨物の一部を如何に處理せしかに就きて諒解せられたし、卽ち重量十六□なる金鎖一聯は百七十レアルに、重量四□なる純金製珠數附十字架一箇は六十レアルに、小金環十二箇は、現金にて十五レアルに、其の他百五レアルに賣る事を得たるもの有りて、總額三百五十レアルに達したり、其の半額卽ち百

捕獲船ハ西班牙人ト日本人トノ所有ニカヽルトノ說捕獲品

七十五レアルは、我が尊敬すべき會社の爲めに保有し、他は我が□提督が彼等の會社の爲めに保有すべきものなり、〇下略、英吉利船ぶる號等、澳門沖ニテ、支那じゃんく船ヲ襲フコト等ニカヽル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、

一六二〇年十二月十二日〇新暦二十二日ニシテ、元和六年十一月二十九日ニ當ル、附、平戸發、ウィリアム・イートンより、ロンドンなる英吉利東印度會社總裁及び委員會に贈りし書翰、

〇上略、ごっど・すぴーど號、ぼろ・こんどーる島ヨリ引返シ、平戸ニ入港スルコト等ニカヽル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、エリザベス號は日本へ來航の途中、一隻のフリゲート船を捕へたり、某西班牙人及び某日本人の所有に係り、マニラより來りしものなり、同船より獲得したる貨物は、其の一部が皇帝(秀忠)の臣下に屬するものなれば、皇帝が之を正當なる捕獲品として認めたる時に於いて、始めて兩會社(英蘭兩東印度會社)の利得とせらるべきものなり、其の內容は左の如し、

支那製大小鉢皿　四一一四箇

鹿皮　四〇九二枚

松浦氏捕獲船ノ貨物ヲ管理ス

將軍へ恒例ノ贈物捧呈

元和六年七月六日

白カントン絹	三六罐
白砂糖、黒砂糖	六二七罐
蔻蔲	四袋
ダマール	八籠
藥品	四袋
蘇枋木	四斤
珠數附純金十字架	一箇
小金環	一二箇
金鎖	二聯
レアル貨	一〇六枚

是等の貨物は、其の一部を除きて、皇帝が我等に之を取らしむるか否か明かになるまで、平戸王（松浦隆信）の手中に管理せらる、之に關し、一般委員會の決議に基き、英吉利人二名は、數名を從へ、皇帝の許に赴く事となれり、前記フリゲート船の件と同時に、總ての異國人が年々之を行ふを例とする贈物捧呈の事を行はん爲めなり、かくて英吉利人側よりは、チャールス・クレヴェンジャー君、ジョセフ・コクラム君、和蘭人側よりは、レフェブル氏、マチアス・ブルーク氏任命せられ、九月一日、（新暦十一日ニシテ、元和六年八月十五日ニ當ル、當地を出發せしが、未だ宮廷より歸還せず、されば目下之に就きては、何等記述する事能はず（下略、じえーむす・ろいやる號船載ノ布ノ價格等ニカンスル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、）

一六二〇年十二月十三日（新暦二十三日ニシテ、元和六年十一月三十日ニ當ル、附平戸發、リチャルド・コックスより、ロンドンなる英吉利東印度會社總裁及び委員會に贈りし書翰、

（上略、じえーむす・ろいやる號、英蘭兩會社同盟締結ノ報ヲ齎スコト等ニカンスル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、）かくて協議の結果、本年四名の者を、贈物を携へて皇帝の宮廷に派したり、彼等は八月末日、（新暦九月十日ニシテ、元和六年八月十四日ニ當ル、當地を出發せしが、未だ歸還せず、

チャールス・クレヴェンジャー　英吉利人側
ジョセフ・コクラム君
キャプテン・レフェブル　和蘭人側
マチアス・ファン・デル・ブルーク

元和六年七月六日

捕獲船ニ搭乘セル神學僧

捕獲ノ權利認定ハ秀忠ノ決裁ニ在リ

彼等は、其の書翰に據れば、皇帝及び其の委員會より歡待を受けしが、次の件に對する處置を期待しつゝ、尙ほ滯在する由なり、卽ちそはマニラより來りしフリゲート船の捕獲の事なり、同船には、葡萄牙人、西班牙人及び日本人等乘組み居たりしが、其の中日本に渡航する事を禁ぜられし神學僧〔卽ち耶蘇會員〕二名ありし事實は、我等にとりて有利なるものあり、されど皇帝が之を正當なる捕獲物として我等に與ふるか否かは、江戶より彼等が歸還するまでは、之を明かにするを得ず、之に關しては、次の書翰にて詳細に報ずべきなり、〇下略、ばんたむ英商館員ノ不足セルコト、ういりあむ・あだむす死去ノコト等ニカヽル、四月二十四日ノ條及ビ年末雜載貿易ノ條ニ收ム、

一六二〇年十二月十六日〇新曆二十六日ニシテ、元和六年十二月三日ニ當ル、附、平戶發リチャルド・コックスより、ロンドンなる英吉利東印度會社總裁及び委員會に贈りし書翰、

尊敬すべき閣下及び各位、余が閣下に送りたる前便は、本月十三日〇新曆二十三日ニシテ、元和六年十一月三十日ニ當ル、附にして、十四日〇新曆二十四日ニシテ、元和六年十二月一日ニ當ル、に至りて、

使節等江戶ヨリ長崎ニ歸ル

幕府ニ賣渡シタル鉛ノ評價捕獲物ノ處分ハ松浦隆信ノ報告ニ依リテ決セラルベシ

ロイヤル・ジェームス號に託したるものなり、同書翰中、余は必要なる事項に就きては、悉く之を明にせり、

本日、キャプテン・クレヴェンジャーとコクラム君は、和蘭人等と共に皇帝の宮廷より歸り來り、其の使命を果したり、卽ち鉛は百斤五十匁に評價せられ、フリゲート船の捕獲物を、捕獲物として認むるか否かは、平戶王よりの報告に委ねらるゝ事となりたり、されど余が我等の通譯を通じて知りたる所に據れば、我が國民は、和蘭人よりも、更に尊敬を受けつゝある由なり、其の眞否は後日判明すべし、されどそは貴族等の言に據るものなりといふ、其の眞否も亦後日判明すべし、當地に於いては、我等と和蘭人とは全く一體なり、

閣下等の賤しき下僕

リチャルド・コックス

一六二〇年十二月三十日〇新曆一六二一年一月九日ニシテ、元和六年十二月十七日ニ當ル、附、平戶發、リチャルド・コックス及びレオナルド・カンプスが、英吉利船エリザベ

英蘭船隊ノ提督及ビ副提督　葡萄牙船捕獲船ノ場所　捕獲船ノ積荷目録幷ニ其受領　捕獲船ヨリ荷揚セラルル貨物　松浦氏所屬商人ノ管轄スル英蘭兩國人ノ倉庫　捕獲品ノ處分ナホ決セズ　和蘭人一名ナホ江戸ニ留ル　こっくす形勢ノ惡ノ化ヲ憂フ

ス號の捕獲せる葡萄牙のフリゲート船より受領せし貨物の覺書、

我等リチャルド・コックス及びレオナルド・カンプス、卽ち當地日本平戸に於ける英蘭兩國商館委員は、マニラに向ふ英蘭船隊提督ロバート・アダムス閣下、同副提督ウィリアム・ジョンソン閣下より、英吉利船エリザベス號が、ピスカドール海峽に於いて捕獲せし葡萄牙のフリゲート船に搭載せられたる貨物〔竝に〕商品を受領せし事を認む、其の內容は鹿皮四千百八十枚、白生絹三十七櫃、黑砂糖三十籠、黑綿布五十梱、支那□三袋、カコウ木三樽にして、全部英吉利商館の倉庫に〇以下闕ク、當地平戸に於いて、右の葡萄牙のフリゲート船より荷揚せられたる其の他の貨物は、當所の王の命（松浦隆信）に基き、王の商人の所管に屬する英蘭兩國人の倉庫二棟に納められたり、貨物及び商品左の如し、卽ちカソカヤ・ジョアンスの倉庫には、黑砂糖二百五十籠、ヨー・ストビオの倉庫には、黑砂糖三百四十五櫃又は籠、白砂糖二籠、バースレイン卽ち支那製大小皿四千百十四箇、藥品四袋、稜藥一袋、ダマール八籠、蘇枋木小片四箇、

リチャルド・コックス

レオナルド・カンプス

一六二〇年

捕獲品ノ處分ナホ決セズ　和蘭人一名ナホ江戸ニ留ル　こっくす形勢ノ惡ノ化ヲ憂フ

一六二〇年一月二十日〇新暦三十日ニシテ、元和六年閏十二月八日ニ當ル、附、平戸發、リチャルド・コックスより、ロンドンなる英吉利東印度會社總裁及び委員會に贈りし書翰、

〇上略、じえーむす・ろいやる號、ばんたむニ向ケ出帆スルコトニカヽル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、フリゲート船を捕獲物として認むる件に就きて、爾來我等は、宮廷に一名の者を留め置きしにも拘らず、未だ皇帝より平戸王に對し、何等指令發せられず、キャプテン・クレヴェンジャー及びコクラム君は、旣に宮廷より歸還せり、されば我等は結果の惡化せん事を惧る、〇下略、英吉利商館、支那貿易開始ヲ希望スルコトニカヽル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、

一六二〇年一月三十一日〇新暦二月十日ニシテ、元和六年閏十二月十九日ニ當ル、附、平戸發、リチャルド・コックスよりロンドンなる英吉利東印度會社總裁及び委員會に贈りし書翰、

日本人約束ヲ守ラズトノ説

○上略、英吉利商館、平戸ニテ金員ヲ借入ル、コトニカ、ル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、我等の船隊に依りて捕へられたる、マニラよりのフリゲート船を正當なる捕獲物として認むるや否や、未だ我等は宮廷より其の回答に接する事能はず、此の事は我等に少からざる疑惑を抱かしむるものなり、此の未開の徒の約束は信ずるに足らず、彼等は公正ならず、貴人等の約束も亦確乎たるもの無し、今日之を約して、明日に至れば之を否定す、余は經驗に依りて、之を知りたり、○下略、幕府要路ニ賄賂ノ行ハルヽコトニカヽル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、

〔パーチャス廻國記〕第五卷 第七章（歐文材料第二號譯文）

マルチン・プリング東印度航海記の一節

水曜日○一六二〇年三月十九日、新曆二十六日ニ當ル、シテ、元和六年二月二十六日ニ當ル、午前四時、余○マルチン・プリング、は神の恵を得て、日本の地に赴くべく、ジェームス・ロイヤル號にて、ウニコル ン號を伴ひ、バンタム港を出發せり、同地に於いて、我等の船を修理艤裝せんが爲めなり、マスター・ブロッケンドンは、同時刻、六隻の船を從へて、ジャカトラに向け出發せり、我等の出發より約一箇月の後、日本に向け、我等の爲めに、五隻の英吉利優秀船と五隻の和蘭優秀船とを派すべき決議に據

りたるものなり、我等が同地よりマニラに赴くに最も適したる時期を捉ふるを得べき爲めなり、

我等はコチエ（肥前松浦郡河内）と呼ばるゝ平戸の港に到著せり、平戸の碇泊所より南方約四哩半に位す、火曜日なる七月二十五日、○新曆八月四日ニシテ、元和六年七月六日ニ當ル、キャプテン・コックスは、船側に數多のフネ即ち輕舟を派して、我等を助けたり、〔神の加護によりて〕午後に至りて、我等は平戸の港に到著することを得たり、此の日、我等の入港に先ちて、エリザベス號は絹、獸皮、砂糖等を積載せるフリゲート船一隻を曳航し來れり、船員は日本人にして葡萄牙人も亦數名あり、其の中二三名は修道士なり、エリザベス號も亦コチエに入港せり、聯合船隊提督キャプテン・アダムスは、ムーン號にて、余に遲るゝこと約三時間にして、當地に到著せり、ウィリアム・ジョンソンも、同じくトラウ號にて來れり、

二十六日、○新曆八月五日ニシテ、元和六年七月七日ニ當ル、英蘭兩國通常委員會は、平戸の英吉利商館にて開催せられ、席上、薩摩海岸に近く碇泊中の船を招致すべく議決したり、確實なる報告に據れば、マカオのフリゲート船が、最近に長崎に入

寺澤廣高英吉利船ヲ訪問ス

將軍ニ贈物ヲ捧呈スベキ英蘭兩國人代表ノ選擧

港すべき由なるを以てなり、三十日、〇新暦八月九日ニシテ、元和六年七月十一日ニ當ル、日曜日、唐津(寺澤廣高)の王は、ジェームス・ロイヤル號を訪問し來れり、而してかゝる英吉利船を見て、大に喜びの色を示し、之が英吉利フリゲート船の一なるや否やを通譯に尋ねたり、察するに、和蘭人等が、我等英吉利人は、フリゲート船の如き小型のものを所有するに過ぎずと報せしに依るものなるべし、

八月一日、〇新暦十一日ニシテ、元和六年七月十三日ニ當ル、火曜日、皇帝に贈物を捧呈すべく、英吉利人、和蘭人各一名を選擧する爲め、英吉利商館に於いて、通常委員會開催せられしが、終に英吉利人代表として、バルスグラーヴ號司令官マスター・チャールス・クレヴェンジャー及び當船隊の商人頭ジョセフ・コクラム、和蘭人代表として、ハーラム號のジャスク・ル・フェブル及びマティア・デ・ブルークを選び出したり、〔余がロイヤル・ジェームス號を、又キャプテン・アダムスが其の船隊を、長期に渉りて離るゝこと能はずとの議が考慮せられしを以てなり、〕六日、〇新暦十六日ニシテ、元和六年七月十八日ニ當ル、バルスグラーヴ號はコチエの碇泊所に到著せり、七日、〇新暦十七日ニシテ、元和六年七月十九日ニ當ル、ブル號は同じくコチエの碇泊所に到著せり、其の檣柱は悉く舷外に倒され居たりしが〔彼等の設

隆信英蘭兩國人ヲ饗ス

むーん號海濱ニ乘上グ

えくすぺでいしょん號沈沒ス

じえーむすろいやる號ノ修理

く所によれば〕其の船體と積荷とを救ふ爲めなりき、余はキャプテン・アダムスと共に、僅なる贈物を携へて、〔松浦隆信〕平戸の王を訪れたり、其の贈物は極めて珍重せられ、我等は慇懃なる饗應を受けたり、水曜日、九日、〇新暦十九日ニシテ、元和六年七月二十一日ニ當ル、王は英蘭兩國人を晩餐に招待せり、席上我が國民に對する尊敬の念を示す爲め、王は我等を右側に、和蘭人を左側に著座せしめ、各の料理の最初の皿は、常に我等に供せられたり、

月曜日、九月四日、〇新暦十四日ニシテ、元和六年八月二十三日ニ當ル、北風强く、暴風となれり、ムーン號は海濱に乘上げ、エクスペディション號は顚覆し、忽ち沈沒せり、トラウト號は船長の機宜の處置により、船首を海岸に向け、辛うじて顚覆を免れたり、火曜日、五日、〇新暦十五日ニシテ、元和六年八月二十四日ニ當ル、余は多くの船員をムーン號に送りて、同船の離洲を援助せしめたりしが、長時間を費して、なほ功を奏せざりき、十三日、〇新暦二十三日ニシテ、元和六年八月二十七日ニ當ル、ムーン號は再び海濱を離るゝことを得たり、長期に亙り、砂の上に船體を横へしにも拘らず、少しも損傷する所なかりしは、我等一同の大に喜びとする所なり、十九日、〇新暦二十九日ニシテ、元和六年九月四日ニ當ル、ジェームス・ロイヤル號は、修理を施す爲め、鉛棒數本を殘して、

積荷を悉く陸揚して、龍骨の半まで船體を傾けたり、木曜日、二十一日、〇新暦十月一日ニシテ、元和六年九月六日ニ當ル、朝ジェームス・ロイヤル號は、更に傾斜し、其の龍骨の一部を現したり、我等は直に修理を開始せり、四日間に大工等はジェームス號の一方の舷側を、龍骨より外部腰板の下部に至るまで修理せり、水曜日、二十七日、〇新暦十月七日ニシテ、元和六年九月十二日ニ當ル、余は桶工一人、舵手二人、屠夫一人を長崎に派して、我等の爲めに準備せられたる畜類を屠殺し、鹽に漬けしめたり、

木曜日、十月十二日、〇新暦二十二日ニシテ、元和六年九月二十七日ニ當ル、我等は再びジェームス號の他の舷側を龍骨まで傾けしが、四箇所の危險箇所を發見せり、其の部分の主要なる板は、悉く蝕まれたり、此所に板片を當て、又或る箇所には、木釘を打込みたり、其の箇所には、營て木釘を使用せしことなし、又營て大なる漏罅を防ぐ爲め、龍骨に打込まれたる締釘の末端に、鉛片を打附けたり、外部腰板の下部に至るまでの工作を終了し、かくて同船は、兩舷側共に完成せり、〇中略、長崎ニ於ケル火災ノコトニカ、年末雜載、天文、氣象、災異ノ條ニ收ム、

木曜日、十二月七日、〇新暦十一月二十四日ニシテ、元和六年平戸を出發し、同夜コチエの灣内に碇泊せり、土曜日、十六日、〇新暦二十六日ニシテ、元和六年十二月三日ニ當ル、キャプテン・クレヴェンジャー、キャプテン・ル・フェブルは、其の使命の成就せる大なる喜びを齎して、皇帝の宮廷より平戸に歸り來れり、日曜日、十七日、〇新暦二十七日ニシテ、元和六年十二月四日ニ當ル、朝、余は彼等に別を告げたり、晴朗となるを待ちて、我等はコチエの碇泊所を出帆せり、

木曜日、一月十六日、〇新暦一六二一年一月二十六日ニ當ル、朝、バンタム碇泊所に四隻の船を認め、我等はパンヤンに近く碇泊せり、やがて胡椒の乾果を積みたる小船、我が船に近づき來れり、其の船長モルトンの語る所によれば、同碇泊所には、和蘭船二艘、佛蘭西船一艘ありしが、バングラムは、之と通商をすることを許したり、又英蘭兩國人は、彼等の間にて、胡椒を三分すべき契約をなせりと、同時に我等の貨物の大部分が、ジャカトラに於いて、整へらるゝことを知り得たり、

水曜日、朝ジャカトラに向け出帆、同夜アンテイラキイに近く投錨、木曜日、十八日、〇新暦二十八日ニシテ、元和六年閏十二月六日ニ當ル、夜ジャカトラ灣に到著、同處にチャールス號、ギフト號、クローヴ號、及び和蘭船ライデン號、サン號あり、ヘクター

えりざべす號船員ノ長崎ニ於ケル暴動

島には、グローブ號及びビー號あり、

〔リチャルド・コックス日記〕（歐文材料第三號譯文）

一六二〇年十二月十六日〔師走三日〕○新暦二十六日ニシテ、元和六年十二月三日ニ當ル、キャプテン・クレヴェンジャー、コクラム君は、此の日、和蘭人等と共に宮廷より歸還せり、其の任務は十分に果されたり、卽ち鉛は百斤五十匁に決定し、又パードレ及びフリゲート船よりの捕獲物は、平戸王に委ねられたり、○下略、土井利勝、松浦信清等ヨリ來書ノコト等ニカヽル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、

十八日〔師走五日〕○新暦二十八日ニシテ、元和六年十二月五日ニ當ル、中略、鍛冶師ニ鳥銃代ヲ支拂フコトニカヽル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、エリザベス號より絹十六箱、黒色支那織物、木綿毛織物、合計十五梱幷に蔑莫三樽を荷揚せり、孰れもフリゲート船の捕獲物なり、黒色支那織物は聊か腐朽せり、

二十五日〔師走十二日〕○新暦一六二一年一月四日ニシテ、元和六年十二月十二日ニ當ル、中略、降誕祭ノコト等ニカヽル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、エリザベス號の船員は暴動を起し、バルスグラーヴ號の船員を其の一味に荷擔せしむべく誘惑せんとせしが、キャプテン・クレヴェンジャーは、提督が之を決するまで使者を拘禁せり、然るに、多數のエリザベス號

船員は、彼等を救出さんとして來れり、バルスグラーヴ號の船主ブラウン氏が、之を認容すること能はず、遂に彼等を解職し、拘禁せしは、不逞の徒が、身命を賭して彼等を殺害すべしと誓ひたる爲めなり、此の不逞の徒の首領は、スコットランド人にして、ジェームス・リッテルといふ暴漢なり、エリザベス號船長キャプテン・エドモンド・レニスは、同事件に就きて、彼等を責むることなくして上陸せり、

要するに、前記の徒が暴擧に出でつゝ要求したるは、曩にキャプテン・キーリングが、捕獲貨物に對して執りたる處置を擧げ、當時他の品に就きて行ひし如く、フリゲート船搭載貨物の五分の一を彼等に提供することなり、又キャプテン・レニスは、フリゲート船より獲たる黄金の鎖を祕かに差押へられたりといへり、

二十七日〔師走十四日〕○新暦一六二一年一月六日ニシテ、元和六年十二月十四日ニ當ル、中略、鉛購入ノコトニカヽル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、スコットランド人ジャコブ・リッテルは、彼が乘組めるエリザベス號の船員に暴動を起さしむる爲め、無根の文書を認め、又キャプテン・クレヴェンジャーとブラウン君とが、防止に盡せし爲め、功を奏せざりしと

松浦信辰長谷川藤正ト共ニ捕獲船ニ隱匿セル宣教師ヲ審問ス

こっくすヨリ幕府ヘノ訴狀

雖も、パルスグラーヴ號の船員をも之に荷擔せしむべく、同樣の文書を認めし故を以て監禁せられたり、而して同人は訊問の爲め、平戸に護送せられしが、途中足枷を脱して、何處へか逃走せり、

一六二一年二月八日〔閏師走二十七日〕〇新暦十八日ニシテ、元和六年閏十二月二十七日ニ當ル、中略、コックス、和蘭人ト共ニ、長谷川藤正ヲ訪フコトニカヽル、年末雜載貿易ノ條ニ收ム、其の後主殿（松浦信辰）樣は、我等と和蘭人等とを招き、フライ等を彼と權六殿（長谷川藤正）との面前に伴はしめたり、即ち赴きし處、彼はフライ等の身分を取調べしが、我等が其の僧たることを立證すべき書翰を示したるにも拘らず、彼等は之を否認せり、こゝに於いて、權六は新しき手續を執らんとせしかば、我等は、其の手續は既に平戸王の面前に於いて執られしものにして、我等が變更すること能はざるも、若し閣下が之を望むに於いては、其の寫を提供すべしと答へたり、そは皇帝の委員會に提出せしものと同一なり、權六はそれにて滿足せり、

二月十九日〔正月八日〕〇新暦二十九日ニシテ、元和七年一月八日ニ當ル、キャプテン・スペック、キャプテン・レオナルド・カンプス、マチアス、ファン・デル・ブルーク等の和蘭人、英吉利商館に來れり、同所に於いて、我等は共に、鉛の價格に關して、權六殿に

葡萄牙使節藤正ノ注意ニ依リ江戸ニ赴ク

捕獲ノコトニ就キ英吉利人ヲ訴ヘントス

使者を派遣すべきこと、竝に捕獲せしフリゲート船のことに就きて協議したり、其の結果、平戸の王に宛てゝ、急使を派して書翰を贈るべきこと、また皇帝の委員會に對しても、鄭重なる書翰を贈るべきこと、竝に次の贈物を贈呈すべきこと等が決せられたり、

大炊殿（土井利勝）へ、美麗なる緞子製卓子掛五間、

上野殿（本多正純）へ、同五間、

平戸王（松浦隆信）へ、美麗なるバーキュラ五反、

三月四日〔正月二十一日〕〇新暦十四日ニシテ、元和七年一月二十一日ニ當ル、中略、商館ノ工事ノ爲メ、石材ヲ運搬スルコト等ニカヽル、七年年末雜載貿易ノ條ニ收ム、ハルナンド・シメネスより書狀來れり、葡萄牙使節は、權六殿の勸告によりて江戸に歸りたりといふ、恐らく一には御朱印を得る爲めにして、また一には、捕獲せられたるフリゲート船のことに就きて、我等を訴へん爲めなるべし、

五月二十六日〔四月十六日〕〇新暦六月五日ニシテ、元和七年四月十六日ニ當ル、中略、商館ノ工事ノコト等ニカヽル、七年年末雜載貿易ノ條ニ收ム、皇帝の委員會より、キャプテンカンプスと余とに贈られし日本の衣服即ち著物十著、本日到著し、我等は五著宛之を採れり、余は其の中

三著をイートン君、及びリチャルド・ハドソンに分ち
與へたり、是等の品は、我等が鉛の價格確定の爲めに派したる急使により
て齎されしものなり、されど フリゲート船の捕獲貨物に就きては、其の價
格又は處置に關して、何等回答を得ること能はざりき、
二十九日〔四月十九日〕○新曆六月八日ニシテ、元和七年四月十九日ニ當ル、
中略、商館ノ工事ノコトニカヽル、七年年末雜載貿易
ノ條ニ收ム、また和蘭人と我等とは、江戸に再び急使を派し、我等の鉛の價格竝
に捕獲貨物の處置に就きて、特別の信書を確保すべしとの議に同意せり、
卽ち大炊殿（土井利勝）へ一通、上野殿（本多正純）へ一通、（伊丹喜之介康勝）イタミヤ・ケヌスケ殿へ一通、（石衞門佐正久）イエモ
ン殿へ一通、就れも皇帝の顧問官なり、平戸王肥前守へ一通、同書記トラゼ
ン殿へ一通、是等の書翰を我等は飛脚に依りて送りたり、前便に對して
は、何等回答なかりしを以てなり、飛脚の航海に對して、百匁を支拂へり、
七月二十六日〔六月十八日〕○新曆八月五日ニシテ、元和七年六月十八日ニ當ル、キャプテン・カンプス
と余とは、曩に急使を派して贈りたる書翰の回答を、此の日受領せり、一通
は上野殿よりフリゲート船の捕獲貨物の處置の未だ決定せざる由を述
べしものなり、一通は平戸王より同樣の事を傳へしものにして、また鉛の

幕府捕獲船貨物ノ處分ハ未ダ決セザルコトヲ答フ

こっくす書ヲ幕府ニ呈シテ捕獲船貨物ノ處分ヲ促ス

價格の決定せざる旨を記したり、
九月十五日〔八月十日〕○新曆二十五日ニシテ、元和七年八月十日ニ當ル、余はイートン君、コクラム
君を隨へて、國王の許に赴き、本年キャプテン・スペックを平戸に滯留せし
めざることに就き、我等が和蘭提督ウィリアム・ジョンソンに對して抗議
せし旨を報じたり、國王は之を喜びて、案文を示さんことを求め、曰く、和蘭
人等は、此の事を極めて輕視せるを以て、皇帝〔或は委員會〕より、滯留せしむ
べきか否かに就きて命到らざる間は、强ひてキャプテン・スペックを當地
に滯留せしめんとす、同時に直に急使を派して、皇帝の意向を問はんと、ま
た我等に對して、皇帝及び其の委員會に贈物を捧呈せん爲め、人を派すべ
きことを希望せり、また國王は權六殿（松浦隆信）の來るを待ちて、フリゲート船の處
置に就き相談すべきことあり、キャプテン・スペックと共に當地に留るべ
しと、余に語りたり、
國王はまた直にキャプテン・カンプスを招きて、余に訊ねしと同じく、キャ
プテン・スペック滯在の件に就きて聽取する所ありたり、之に對し、彼は他
の商人等と共に能ふ限り盡力せしが、司令官ウィリアム・ジョンソンが許

隆信英蘭兩國甲比丹ノ平戸ニ滯在ヲ望ム

隆信宣教師ノ身分確定ノ後江戸ニ赴カントス

英蘭兩國ノ提督松浦氏ヲ訪フ

和蘭商館ニ囚トナレルヲ宣教師ノ身分ヲ證明スルニハ十分ノ考慮ヲ要ス

可を與へざりし旨を答へたり、また今やキャプテン・スペックは、如何なる條件の下にも滯留することを欲せず、ジャカトラに赴くべき旨を答へし由を述べたり、國王は事件の經過を聽き終りて後、キャプテン・カンプスに語りて曰く、フリゲート船の處置を決するまで、卽ち我等が彼の耶蘇會員を、彼等の稱する如く、師父または彌撒僧なりと斷ずるまでは、皇帝の許に赴くこと能はず、これは、權六殿が長崎より來るまでは決することを能はざるなり、我等は近日中に贈物を整へ、皇帝に對する服從の意を示す爲めに、二名の青年をして之を携へて先行せしめ、余とキャプテン・カンプスとは、他の事務を濟ませて後に出發すべきなりと、

九月二十一日〔八月十六日〕○和七年八月十六日ニ當ル、和蘭提督ウィリアム・ジョンソンは、キャプテン・カンプス、和蘭人バロック氏、英吉利提督キャプテン・ロバート・アダムス、オステルウィック君、竝に余を伴ひて、太郎左衞門殿を訪問し、王の顧問官三四名も同所に會せり、彼は我等に語りて曰く、和蘭商館に囚となり居れるフライ等を師父なりと證明する爲めには、なほ十分の考慮を要すべし、然らざれば權六殿は我等に荷擔せず、彼等を支持

藤正和蘭甲比丹ヲペっくヲ平戸ニ留メントス

する故に、フリゲート船に對する我等の處置は失敗に終るべし、故に我等は我等の外に證人を求めざるべからず、我が全船隊が之を主張するとも、我等の證言は採用せられざるに至るべし、また當面の事件がかくも錯綜せる上は、皇帝竝に其の委員會に對して贈物を增加すべく、更に若き王子〔家光〕帝の子息〕への贈物に就きては、我等が出府の際、會議を開きて、事業の進捗の如何に應じて、贈物の適否を議すべしと、○中略、英人平戸入港ノコト等ニカヽル、○關シ、松浦隆信ト交涉スル

次に彼等は、權六殿が平戸王にキャプテン・スペックを留むべき由を記したる書翰を示せり、提督ジョンソンも、キャプテン・スペックも之を承諾せざりき、

九月二十九日〔八月二十四日〕○新曆十月九日ニシテ、元和七年八月二十四日ニ當ル、余は長崎へ書翰二通を認めたり、一通は權六殿の書記ヤシモン殿へ、一通は支那頭人アンドレア・デッチスに對して、リチャルド・ショルト其の他英吉利人逃亡者の搜査に盡力せんことを依頼せしものなり、殊にショルトは和蘭商館に在るフライ等に對する證人なり、卽ち彼等の一人が、長崎に於いて彌撒を唱

へしを目撃せるものにして、四五日前、フランシスコ・ロバス外二名の葡萄牙人フライに使嗾せられて逃亡せしなり、平戸王よりも、權六殿の許に人を派し、同じ趣旨の書翰を贈れり、

十月一日〔八月二十六日〕〇新暦十一月二十六日ニ當ル、アルバロ・ムニヨス平戸に來りて、リチャルド・シヨルトは、當初長崎に到著せし時、バードレとして同地に抑留せられしが、彼が如何なる人物なるか明となりしは、既に放免せられたる後なりきといへり、

十月九日〔九月五日〕〇新暦十月九日ニシテ、元和七年九月五日ニ當ル、余は昨夜、フランシスコ・ロバスと一名の神學校僧とが當市に入來り、昨年捕獲せしフリゲート船の船長の家に宿泊せりとの報に接したり、夜中なりしを以て、通譯コア・ジョンを太郎左衞門殿の許に派し、此の事を國王に告げ、また外國人を外に出すべからずとの命令を與へられん事を求めたり、而して今朝、余はかの通譯を太郎左衞門殿の書記の許に派して、國王の回答を聽かしめたり、其の回答に曰く、權六殿の來りし際に、余より此の事件を報告するを可とすと、之に對して、余はかの僧等は、其の時には既に立去るべく、立去りし後に於いて

リちゃるどしょると伴天連ノ嫌疑ニ依リ長崎ニ拘留セラル

は、之を報ずるも、既に遲しと答へしが、余の言葉は少しも顧みられざりき、

十月十二日〔九月八日〕〇和暦二十四日ニシテ、元和七年九月八日ニ當ル、タカモン殿は、太郎左衞門殿と共に、余とオステルウィック君とを招きたり、彼等は余に對し、曩に余がフリゲート船の船長の家に宿泊せりと報じたるバードレの件に就きて問ひ、また其の家の主人を招きてかゝる人々が、其の家にありしや否やを訊ねしが、主人は之を否認せり、而も彼は余に問ひて、若し余が彼等を目撃せしならば、其のバードレなりや否やを知りしなるべしといへり、余は之に答へて、若し彼が彼等を連れ來るならば、余は彼等を熟知せる證人を提出すべしといへり、

十月十四日〔九月十日〕〇和暦二十四日ニシテ、元和七年九月十日ニ當ル、余は長崎なるセーヤー君に書翰を送り、各所の海岸に於いて、ショルトを捜査すべしと告げたり、〇下略、英船員等處刑セラルヽコトカヽル、七年年末雜載貿易ノ條ニ收ム、

十月十六日〔九月十二日〕〇和暦二十六日ニシテ、元和七年九月十二日ニ當ル、セーヤー君より余に送り來りし書翰によれば、一フリゲート船將に出航せんとするに當りて、人

こつくす隆信ヲ訪ヒ出府ノコトヲ議ス

秀忠ノ不滿ヲ買ハンヨリハ捕獲船及ビ其搭載貨物ヲ放棄スルニ如カズ

宣教師ノ身柄ヲ證スベキ材料ヲ提供セントス

々はこれを捜査し、龍骨に至るまで之を探り、また總ての船室を開きて索めしが、終にリチャルド・ショルトを發見すること能はざりし由なり、〇下略、同船ノ武器ヲ沒收スルコトニカヽル、七年年末雜載貿易ノ條ニ收ム、

十月二十一日〔九月十七日〕〇新暦十月三十一日ニシテ、元和七年九月十七日ニ當ル、キャプテン・レオナルド・カンプスと余とは、國王を訪問し、次の件に關して諒解を得る所ありたり、卽ち時期經過するも、權六殿來著せざれば、我等は義務を遂行し、贈物を呈する爲め、皇帝の宮廷に向ひて出發するを可とすべし、今に於いて速に赴かざれば、冬となりて、本年は遂に赴くべき時期を失ふに至るべし、皇帝の不滿を將來せんよりは、彼のフリゲート船及び其の搭載貨物を放棄するに如かず、なほ國王が若し望まるゝに於いては、和蘭商館に在る二名の囚人がフライ若しくはバードレなることを證明するに足る十分なる證據を此の際提供すべしと、されど國王は、權六殿不在なる爲め、何事をも爲すこと能はざる旨を答へ、急使を派して來否を問はしめたり、我等は其の回答に應じて、或は出發すべし、

十一月五日〔十月二日〕〇新暦十五日ニシテ、元和七年十月二日ニ當ル、本日、權六殿及び平藏（末次）殿は平

隆信宣教師及ビ船長ヲ訊問ス

藤正末次平藏同座ス

まにら司教ノ書翰宣教師ペどろでつにが

宣教師等其ノ身分ヲ否定ス

戸に到著せり、權六殿は、余に絹の著物二著を贈り來れり、また平藏殿は鷄卵五百箇、雌鷄三十羽、及び乾したる牛の舌二十五枚を贈り來れり、

十一月六日〔十月三日〕〇新暦十六日ニシテ、元和七年十月三日ニ當ル、中略、商人ニ對スル支拂ノコトニカヽル、七年年末雜載貿易ノ條ニ收ム、我等は和蘭人と共に、國王の前に招致せられたり、權六殿、平藏殿、その他の人々も席に列したり、和蘭商館に囚となれる兩名のバードレは、フリゲート船の船長と共に連出されたり、席上我等の書類は、悉く通讀せられしが、就中マニラの司教に依りて發せられたるフライ・ペドロ・デ・スニガを修道長として、日本全教區のキリスト教徒の副監督に任命する書翰卽ち指令書、竝に之を確證すべき他の書翰等ありたり、されど此のフライは、固く之を否認し、彼は商人にして、フライに非ざる旨を主張せり、是に於いて、我等は二名の證人を擧げたり、一名はラベレスと呼ぶ葡萄牙人にして、一名はマニラの住民なり、此の兩名は、ペドロ・デ・スニガがアウグスティン派のバードレなることを熟知する由を自白し、特にラベレスは、彼が長崎なるアルヴァロ・ムニヨスの家に於いて、彌撒を唱へしを目擊せし由を述べ、ハルナンド・シメネスも亦之を見たる一人なりといひたり、此の時、國王

隆信藤正等他ニ多クノ證人ヲ出スベキコトヲこっくすニ求ム

こっくす更ニ證人ヲ出スコト能ハザルヲ答フ

隆信藤正等英蘭兩國人ヲ招致ス

こっくす證據書類ヲ提出ス西班牙語ノ書翰

及び權六殿は、我等を退出せしめ、未だ判決を下さずして、更に多くの證人を擧げんことを求めたり、我等は之に答へて、我等は此の上證人を擧ぐること能はず、且つ我等は皇帝訪問の旅に出でんと欲しつゝあるが故に、神の意に任せて、速に此の事件を終了せしめん事を希望する旨を述べたり、されど彼等は、更に明日或は明後日我等を招き、能ふべくんば、其の時本件を終了せしむべしといへり、

十一月七日〔十月四日〕〇新暦十七日ニシテ、元和七年十月四日ニ當ル、我等は和蘭人と共に宮廷に赴きたり、フリゲート船の件に就きて論議する爲め、國王に招致せられしなり、權六殿、平藏殿、其の他長崎の人々座に在りたり、我等は此のペドロ・デ・スニガが、師父にして修道長なること、日本の全キリスト教徒の副監督なること等を立證すべき他の書類を提示せり、斯くて國王は、ハルナンド・シメネス及び裁縫師ルエスを招致して、西班牙語の書翰を通讀せしめんとせしが、兩人共之を讀むこと能はざりき、我等は極めて遲く歸館せしが、同件は明日終了すべき旨通告ありたり、しかも國王は主馬殿等と共に、密に我等に告げて曰く、我等の所說を主張すべし、十人の中七人は我等の側に

裁判ノ延期

隆信密ニ支那頭人ニ宣教師ノコトヲ質ス

太郎左衞門和蘭商館ヲ訪フこっくすヲ招ク

聲援を與ふるを以て、我等が勝訴を憂ふるに及ばずと、

十一月八日〔十月五日〕〇新暦十八日ニシテ、元和七年十月五日ニ當ル、我等は和蘭人と共に、フリゲート船に關する訴訟を終了せしめん爲め、宮廷に赴かんとせしが、午後に至りて、明日まで延期すべき由通告ありたり、平藏殿が病氣の故を以てなり、されど事實は、彼等が支那頭人アンドレア・ヂッチスより晩餐に招待を受けし爲めなり、支那頭人は余に告げて、平戸の王は密に彼を招致し、かのペドロ・デ・スニガが、バードレなりや否やを尋ねたり、之に對して、彼は其のバードレなる旨を答へ、マニラに在りし彼の子息アウグスティンも亦同樣の回答をなしたる由なり、されど彼は長崎に居住し、權六殿は彼の友人なれば、此の事件に關はることを希望せずといへり、夜に入りて、太郎左衞門殿は、和蘭商館を訪問し、同館に余を招きて、彼等が師父なることを明にすべき協議に當りて、十人の中七人は我等に荷擔す、其の他の者は、總ての人々が、最初の審問を認むるとも、なほ彼等二人が自ら師父たることを否認する場合を我等に反問するものにして、他に論據あるに非ざるなり、國王及び權六殿の面前に於いて、之に對して行ふべき回答を論議するを要

藤正宣教師ヲ庇護ス

すと述べたり、宛も此の時に當りて、權六殿と共に長崎より來れる日本人通譯三名、和蘭商館に來りて、囚人フライ二名と私に會談することを許可せられたしと要請せり、されど國王は之に許可を與へざる樣、密に我等に忠告せり、斯くて我等は、國王、權六殿其の他裁判官の面前に非ざれば、來りて彼等と會談する事を許さずと答へたり、

十一月九日〔十月六日〕〇和七年十月六日ニ當ル、新曆十九日ニシテ、元漁撈に出でしを以て、訴訟の件に就きて、謁することを得ざりしが、國王は我等に通告して、我等が曩に提言せし所を固守し、彼が教示せし所に基きて、或る訊問に回答し、若し彼が我等に對して峻烈なる言を吐くとも、そは我等の敵對者を晦ます意圖に出でしものなれば、斷じて惡意に解することと勿れと述べたり、

十一月十日〔十月七日〕〇和七年十月七日ニ當ル、新曆二十日ニシテ、元此の日余は、訴訟の件に就き出廷する爲め、終日待ち居たりしが、聞く所によれば、權六殿は、彼が長崎より招致したる人々の到著するまで、我等を留むべき由を國王に要望せりといふ、また此の權六殿は、皇帝の宮廷に於いて、我等が和蘭人と共に、彼の

西班牙人等を師父なりと訴へしは、全く惡意に出でたるものにして、彼は其の師父に非ざることを知るが故に、一命を捧げて、之を明にすべしと述べたる由なり、されど今や我等の證言が之を覆すこと能はざるものなるを知り、彼は大いに狼狽し、あらゆる奸策を弄して、徒に時日の遷延を計り、手段を盡して、之を無效に終らしめんとせり、

十一月十一日〔十月八日〕〇和七年十月八日ニ當ル、新曆二十一日ニシテ、元權六殿は其の他の人々と共に、我等及び和蘭人等に通告して、彼等は囚人として大村に在る十名のバードレ、卽ちフライを招致せんとす、和蘭商館に在る二名の囚人が、師父なるか否かを證言する爲め、宜しく其の中三四名を選擇すべしといへり、我等は之に回答して曰く、彼等の擧げたる十名のものが、師父なるか否かは我等の與り知る所に非ず、我等はたゞ彼等と事を共にするを欲せず、また既に我等が明にしたる此の事件を、彼等の意に委ぬることを快しとするものに非ずと、

十一月十四日〔十月十一日〕〇和七年十月十一日ニ當ル、新曆二十四日ニシテ、元キャプテン・カンプスと余とは、當地の國王の忠告によりて、權六殿竝に國王に宛てたる一通の

こっくす抗議書ヲ藤正ニ呈ス

こっくす出府ヲ望ム

松浦氏ノ宣教師等審問

日本文の書翰を認めたり、書中我等は、バードレ等に對する我等の證言は盡されたるを以て、此の問題に關しては述ぶべきことなし、たゞ彼等の欲する所に從ひ、其の意に任せんとするものなり、我等は仇敵として彼等を捕へたるものにして、彼等が自白する所を聞きて、始めて其のバードレなるを知りたることを誓ふ、而して我等は此の事件に關する我等の問題に判定を下す爲め、大村または長崎より招致せられたるバードレ等と事を共にするを欲せず、また此のバードレ等のみならず、彼等が此の問題に就きて差出すべき西班牙人または葡萄牙人は、悉く偏見に滿ち、我等に敵對するものに外ならざれば、之を信賴するを欲せずと述べたり、かくて我等は義務を果さん爲め、皇帝の宮廷に向ひて出發すべしと希望したり、此の書翰は、二名の通譯をして權六殿の許に送らしめしが、彼は更に其の部下一名を派し、彼等と共に之を平戸の國王の許に持參せしめたり、〇中略、遲英吉利商館訪問ノコトニカヽル、元和七年八月二十六日ノ條ニ收ム、羅國使節、

十一月十五日〔十月十二日〕〇新曆二十五日ニシテ、元和七年十月十二日ニ當ル、我等はバードレ等に對する訴訟を決せん爲め、宮廷に招致せられたり、同所には大村の囚人なる四名のバードレありしが、中一人は日本人なりき、またルエス・マルチン、バルタザル・マルチン、アルヴァロ・ムニョス、婦人ピンタ等も座に在りしが、孰れも權六殿に依りて招致せられ、我等に對して不利なる證言をなさんとするものなりき、多くの言葉は發せられたれども、遂に彼等がバードレなる事を知る旨を自白するものなく、我が二名の證人は、ムニョスが口穢く之を罵りしにも拘らず、其の證言を固く持したり、斯くて審理は明日續行せらるゝ事となりたり、されど余は事件が我等の側に有利となるべく、フリゲート船の船長は、其の他の船員と共に死刑に處せらるべしと密に通告を受けたり、然るに船長ヨチアン・ディエスは、他人を死に陷れたるものは、自らも亦同じ道に赴くべきものなりとの日本の風習に基きて、余またはキャプテン・カンプスが彼と共に死刑に處せらるべきことを要望せる由なり、

十一月十六日〔十月十三日〕〇新曆二十六日ニシテ、元和七年十月十三日ニ當ル、中略、英人船員等民家ニ拘禁セラルヽコトニカヽル、元和七年末ニ收ム、大炊殿來りて、余に告げて曰く、我等がフリゲート船に關する訴訟に勝つことは疑なしと、またクシクロン殿も、同樣の事を

松浦氏ノ審問

藤正耶蘇教徒タリトノ嫌疑ヲ受ク

隆信英蘭兩國人ヲ召喚ス

余に告げ、これに就きて、他にもなほ死刑に處せらるゝもの少からざるべしと述べたり、

十一月十七日〔十月十四日〕〇和七年十月十四日ニ當ル、夜に入りて、和蘭人と我等とは、バードレ〔卽ちフライ〕との訴訟に就きて、宮廷に招致せられたり、彼等は十一時または十二時まで同所に在りしが、國王に謁することを得ずして立出でたり、其の間、彼等は前記の如く、大村の囚人にして、現在平戸に在る日本人バードレ・トーマスに宛て、二通の書翰を贈りて之を招きたり、密に報せられたる所に依れば、此のフライは、和蘭商館の囚人等が、バードレなることを打明けし由なり、彼は終日國王竝に權六殿と密談を交し、傳ふる所によれば、其の死を免れん爲めに改宗するか、若しくは少くも僧職を脫すべしといふ、なほ權六殿はキリスト教徒たりとの嫌疑ある由なり、

十一月十八日〔十月十五日〕〇新曆二十八日ニシテ、元和七年十月十五日ニ當ル、中略、英船エリザベス號出帆ノコトニカヽル、元和七年年末雜載貿易ノ條ニ收ム、平戸國王は和蘭人及び我等を招きて、バードレ等に關する訴訟を決せんとせり、同所には二十餘人の日本人背教者ありしが、孰

隆信ニ出府ノ許可ヲ請フ

藤正宣教師等ノ審問ヲ江戸ニ移サントス

れも、二人の師父がバードレなるか否かを證言せん爲めに、權六が長崎より連れ來りしものなり、其の中に一人の盲人ありしが、其の姿を見ることは能はざれども、聲によりて、彼がペドロ・デ・スニガなることを認むる旨を平戸國王に述べたり、されど彼は平戸の人なるを以て、平戸國王は之を證人たらしむることを許さゞるべし、然れども國王は、我等が他に證人に事缺くことなきを知りて、友人として敢て之を爲すものなるやも知れず、或は更に我等をして他の吟味を行はしむる爲めなるべし、目的を遂ぐる爲めには、如何なる手段をも講ずべきなり、最後に國王は自ら出で來りて、キャプテン・カンプスと余とに向ひて、師父等に對して、なほもいふべきこと有りや否やを尋ねたり、我等は否と答へ、其の期を失ふ虞あるを以て、皇帝の宮廷に向ひて出發する許可を與へられんことを希望せり、國王は、其の意に適ひたる時に於いて、之を許可すべしと述べたり、

十一月十九日〔十月十六日〕〇和七年十月十六日ニ當ル、聞く所によれば、權六殿はフリゲート船に關する訴訟を、江戸に於ける皇帝の委員會に付託すべきことを平戸國王に提言せしが、國王は、我等が二囚人をバードレなり

隆信之ニ反對ス

藤正等英蘭兩國人ヲ招ク

捕獲船ノ船長捕縛セラル

隆信ノ家臣訴訟事件ニ就キこつくすニ注意ス

と立證する明白なる證據を我等の側に有する故に、今は當地に於いて、此の事件を解決せんことを希望する旨を答へたる由なり、

十一月二十日〔十月十七日〕〇新暦三十日ニシテ、元和七年十月十七日ニ當ル、中略、コックス、大坂ノ商人平野藤左衛門ヨリ金子ヲ受取ルコトニカヽル、元和七年年末雜載貿易ノ條ニ收ム、また國王と權六殿は余と和蘭船長とを招きて、アルヴァロ・ムニヨスに對する我等の證人たるゴンサロ・ラヴェロを同道せしめたり、即ち共に赴きしが、彼はフライ・ペドロ・デ・スニガが、其の家に於いて彌撒を唱へたるを目擊せりとの最初の證言を固守せり、されどフライは之を否定せり、ムニヨスは、買收せられ、除外せられしものと推察せらる、フリゲート船の船長ヨチン・ディエスは他の二十九名と共に縛せられ、投獄せられたり、我等はかくてフリゲート船の訴訟に勝ちしなり、

一六二二年一月七日〔師走六日〕〇新暦十七日ニシテ、元和七年十二月六日ニ當ル、カカヱモン殿余の許に來り、主人大炊殿が今宵來訪すべき由を傳へ、フリゲート船に關する我等の訴訟が話題に上りたる際に、其の主人に對して述ぶべきことを忠告して、和蘭人にも之を知らしむべしと述べたり、彼は、我等が囚人をパードレ即ちフライなりと看破し、立證したる故に、我等に不利なる結果を

捕獲貨物ニ關スル日本人ノ主張

將來することあるべからずと考へ居るものなり、

三月十一日〔二月十日〕〇新暦二十一日ニシテ、元和八年二月十日ニ當ル、太郎左衛門殿より人を派して、キャプテン・カンプスと余とを招き、皇帝の書記大炊殿の言葉を傳ふべき旨を傳へしかば、彼の家に赴きし處、カカゼモン殿（角左衛門）、ストロエモン殿（七郎右衛門）、及びゲンテロ殿（源太郎）（松浦信清）の書記に面會せり、彼等の言に依れば、フリゲート船の捕獲貨物に就きて、日本人等は、之を西班牙人、葡萄牙人の所有に非ず、彼等に所屬するものなりと主張するも、皇帝は、既に我等が明にせし如く、皇帝の禁制に背きて、パードレ等を日本に渡航せしめたる叛逆者なれば、彼等の說く所を信ぜずと、されど大炊殿は、我等と和蘭人とが、明日通譯を派して、我等の奉行ストロエモン殿と共に、密に彼を訪問せしめんことを希望せり、即ち西班牙人、葡萄牙人及び日本人の所有品を各明示せんことを求めしなり、我等は之に同意し、我等は日本人より何物をも奪ひ取らんとするものに非ずといひ、また日本人が管理せる絹其の他の包には、名標を添へ、其の所屬する所を明にせるが、西班牙語及び葡萄牙語にて、其の氏名を記したり、是等のことに就きては、明日之を彼等に知らしめて、其の記憶を新に

日本ノ耶蘇教徒等宣教師つにがニ渡來ヲ請フ

つにが死ヲ賭シテ日本ニ赴

すべきなりと述べたり、かくて我等は丁重なる饗應を受け、一兩日中に確實に之を送付すべく約したり、カカゼモン殿以下の人々よりも挨拶の辭ありたり、

〔パゼス日本耶蘇教史〕第二編　第五章　一六二〇年（歐文材料第四號譯文）

嘗て師父ド・ツニガを其の牧師とせし日本のキリスト教徒等は、二通の書翰を認め、一は事務係に宛て、一は同師に宛て、彼等の苦痛と困窮とを陳述し、彼等の慰安者及び指導者として、同師の來朝を懇望せり、事務係に宛てし書翰中、教徒等は、其の親愛なる師父を得ん爲め、神聖なる殉教者ヘルナンド・ド・サン・ジョセフの屍體を送ることを申出でたり、

フィリッピン諸島のアウグスティン派管區の師父等は、此の書翰を受領せし時、偶一六二〇年（○元和六年ニ當ル、）の管區僧會議の爲め會合中なりしが、彼等は師父ド・ツニガを派遣することに依りて得べき成果に付きて、熟議を行ひたる後、同師父の出席を請ひて、此の新しき旅行の明白なる利益を說きたり、

此の謙讓なる師父は、少しも躊躇する所なく、之に從ふべしと明言せしが、

カントス

つにがノ決心

其の際彼は、長崎に於いては彼を知らざるもの無きを以て、彼は其の任に適するものに非ず、恐らく到著の後直に捕へらるべしと主張せり、彼が逮捕せられ、殊に天寵を蒙りて教に殉ずるを得ば、誠に偉大なる成果と謂ふべきも、教徒等の誓願は終に滿さるゝこと無かるべし、

僧會員の師父等は、暫く躊躇せしが、日本人の誓願に應ずべき使命を確信し、又彼等が其の船の入港以前に來りて、同師父を迎へ、之を安全なる地に避難せしむべしと誓ひしにより、出發せしむるに決せり、師父ド・ツニガは、前途を神の御手に委ねて、其の準備を整へたり、神は彼の航海を許し、其の犧牲を納めたり、

恰も此の時、ドミニコ派の師父等は、其の會友數名（師父トマス・ド・ツマルラガ、又の名ド・サン・エスプリ、アンジェロ・オルスッチ、又の名フェレール、ジュアン・ド・サン・ドミニク、アロンゾ・ド・メナ、フランシスコ・ド・モラレス、）の捕へられしを知れり、師父ルイ・フロレス（フランドル人、ガンドに生れ、メキシコの聖ドミンゴの修道院の弟子なりき、彼はバタヴァグの教會を設立し、數年間、新セゴヴィの印度人の間に在りて働き、其處にて無限の善行を積みたり、附錄第六十一號、同師父の長き書狀の斷片參照、）は、久しき以前より、新セゴヴィに於ける小教區を啓發する爲めに力を盡す所少からず、當時マニラに於いて、祈禱と冥想との生活を送り居たりしが、

宣教師るれふろいす行ヲ共ニス

平山某ノ船ニテまりざべにらりヨニ日本ニ向フ

まかお著

英吉利船えりざべす號平山某ノ船ヲ捕獲ス

まかお出發

茲に日本、傳道の欲求に燃えたり、そは彼に、苦痛のみならず、恐らく殉教をも齎すべきものなりき、

彼は老年にして且つ病弱なりしも、神は其の熱誠を嘉納せり、固よりかくの如き熱心なる布教師の獻身が、無限の價値を有することは言を俟たず、此の二人の修道士は行を共にし、日本人キリスト教徒ヨアキム・ディアズ、又の名平山なる者の船にて、六月四日或は五日（元和六年五月四日又ハ五日ニ當ル）に出發せり、俗人たる西班牙人二名、同船に在りたり、

途中暴風雨の爲め、其の商品の一部を海中に投じ、マカオに上陸するの餘儀なきに至りしが、ドミニコ派に屬する同司教管區管理者エフ・アントニオ・ド・ロゼール師は、兩師父を懇に遇したり、

七月二日、（元和六年六月三日ニ當ル）再びマカオを出發し、同月二十二日、（元和六年六月二十三日ニ當ル）聖マドレイヌ祭の當日、同船は日本より百十リウ隔りたるフォルモス島の姿を望みしが、宛も此の頃マカオ附近を遊弋せる船隊の支隊、英吉利船エリザベス號に遭遇せり、英吉利人等は一日の間談判をなしたる後、同日本船を占領して、乘組員を悉く英吉利船に移したり、（日本船長は、愼重に、二修道士を商品の

鹿皮

つにが發見セラル

つにが等和蘭人ニレ引渡サレ船ハ平戸ニ到著ス

中に隱匿せり、其の商品はフィリッピンに勝しく產出する鹿皮にして、日本に於いては、履物を作る爲め、大いに珍重せらるゝものなり、師父等は、飢渴に襲み、つゝ、耐へ難き臭氣の中に、一晝夜の間潛みたり、彼等は其の外見の質素なると生活の嚴肅なるとによりて、兩渡航者が聖職にある人々なることを看破せり、（金曜日と土曜日と）

囚人たりし英吉利船長は、彼等に肉を食はしめんと欲したり、嘗てセビルの宗教裁判所にめに說いて曰く、口に入るものは瀆すことなし、さなれど口より出づるものは瀆すと、師父フロレスは答へて曰く、其の言には瀆りて發せられし全くの味甘美なりしも、アダムは之をの林檎は、其の全人類は、また彼と共に瀆されしなり、かたる全人類は、また彼と共に瀆されしなり、かなるの言も、曲解せなるべしと、此の發見は、彼等を狂喜せしめたり、勅令によりて、同船は正當なる拿捕物となるべきを以てなり、海賊等は、直に共に掠奪に當れる他の和蘭船竝に英吉利船と邂逅し、鹵獲物は共有なりと宣言せられたり、

西班牙人等は帆架に吊され、または帆布に縫込まれて、海中に投ぜらるべしと覺悟せしが、神は兩宣教師と船長とを殉教者として、また西班牙商人二名を數年間、囚人として留め置き給へり、

四名の渡航者は和蘭人の手に引渡され、船は平戸港に曳航せられたり、同地に到著せしは八月四日（元和六年七月六日ニ當ル）なりき、船中に於いて、囚人等は同

船長平山ノ釋放

和蘭商館長すべつくに訊問ス

一の鐵鎖に縛せられしかば、一人の行動は必ず他の人々を妨げざるを得ざりき、日本人なる船長平山は、犯罪の證據の明白となるまで釋放せられたり、

五日〇元和六年七月七日ニ當ル、に彼等は上陸せり、此の事件を知るや、聖アウグスティン派の修道院長師父バルトロメ・ギュティエールは、兩修道士及びイスパニヤ人を船より奪回し、之を救助せんことを企畫せしが、其の到著遲きに失し、囚人等は上陸せり、

和蘭代理商人、卽ち和蘭館長たるジャック・スペックス以下英蘭兩國の船長等は、兩師父を訊問して、其の修道士なる事を明にし、且つ其の拿捕の有效なる事を立證せんとせり、實に皇帝は既に、修道士を日本に連れ來る者は、其の何人たるを問はず、悉く其の資財を沒收し、死刑に處すべき旨の法令を發布し居たり、之に違背するものを捕縛し、其の商品を拿捕することは、何等公安を紊す所以に非ざりしなり、かくて和蘭人の海賊等は、其の勅令を執行せしものなるが、彼等は餘儀なく之を行ひしものに非ず、唯人々を海中に投ずる彼等獨特の奪掠手段を隱蔽せんとの意に出でたるもの

管區長ノ書翰發見セラル

に他ならず、

人々はアウグスティン派管區長より、師父ド・ツニガに對し、日本の同會員を支配せしむべき副管區長の稱號を與へし書翰、ドミニコ派の管區長より師父フロレスに與へし免許狀、及び日本の聖ドミニコ派の副管區長に宛てたる書翰を發見せり、

兩師父は、共に何等釋明を試むることなかりしを以て、間口一尋、奥行四尋なる暗き窖の中に留置せられ、少量の米と水とを給せらるゝのみにて、大地に臥すこと十三日に及べり、

人々はまた、同船と其の商品とが、斷じて一日本人に屬するものに非ず、マニラの西班牙人等に屬するものなることを自白せしめんと欲したり、兩師父は斷食の爲めに憔悴し、全身蝨に蔽はれて、其の穴より引出されたり、人々は其の服を剝ぎて、半身を裸にし、兩手を背後に縛し、常に吊刑を行ふ手段に從ひて之を吊下げ、火藥を充塡せる二箇の火藥箱を其の兩足に縛し、若し一言をも發せざる時は、之に點火すべしと脅したり、されど人々は、自ら其の脅迫に怯えて、之を撤回せり、

長崎在留ノ西班牙人むによす平戸ニ來リ物ヲつにが等ニ贈ル

西班牙語葡萄牙語ノ通譯

キリスト教徒は、兩師父の拷問を歎き、更に殘忍なる迫害の行はれんことを惧れたり、異教徒は遺憾の情を示し、マニラとの貿易の中絶せらるべきことを豫想せり、

長崎在留の西班牙人アルバロ・ムニヨスは、（彼はマニラの訴訟の件に就きて、第一の證人たりし人なり、）其の友人なりし英吉利人の代理商人を訪れて、平戸に來れり、されど彼は囚人等に衣服竝に金子を贈ることを得たるのみにて、接見を許されざりき、かくて獄舍は僅に擴張せられ、彼等は、四方一尋半にして窓狹き小室に入れられ、此の國の衣服を給せられたり、アルバロ・ムニヨスは、兩修道士が好遇せられんことを求めて、リチャルド・コックスに向ひて、師父ペドロはヴィラマンリケ侯の息なりと告げしが、之に依りて何等得る所なかりしを以て、遂に此の英吉利人と不和を生ずるに至れり、

拿捕に際して、ガスパル・ナカムラ及びジャン・シャム・ゴロビョウヱなる二名の日本人は、一は西班牙語及び葡萄牙語の通譯にして、他は和蘭商館の書記なりしが、よく囚人等に慈善を示し、或は書狀に依り、または其の他の手段に依りて、救助を圖りたり、彼等は此の地の法官に告發せられ、一六二

平山等捕獲船ノコトニ就キ請願書ヲ幕府ニ提出ス

幕府松浦隆信長谷川藤正ヲシテ蘭人ノ陳述ヲ審査セシム

平戸城内ニ於テつにが等ヲ訊問ス

二年（○元和八年ニ當ル、）に殉教せり、

平山以下事件關係者一同は、同船を請求する訴訟を續け、遂に宮廷に請願書を提出せり、此の如く高き所に於いて、和蘭人の掠奪は、勿論是認せらるゝことなかりしも、彼等の獻上物は、偉大なる力を有したり、

皇帝の委員會は、（松浦隆信）平戸王竝に長崎の知事（長谷川藤正）權六に、和蘭人の陳述を審査することを命じたり、

平戸王の書記官は、來りて囚人等を訊問せり、師父フロレスは、兩人の名に於いて、修道士は斷じて此の如き服裝にて、卽ち貿易の爲めに來る商人の姿を假りて赴くことなき旨を答へたり、（師父ド・ツニガは、日本の國語及び其の習慣を熟知せざりしを以て、交渉を他の宣教師に委ねしなり、）彼等が其の身分を否認せる主なる動機は、乘組員の死と、恐らくまた多數のキリスト教徒の背教を招致すべきことを惧れし爲めなり、（附錄第六十二號師父ド・ツニガの書翰參照、）代理商人は豫め申告書を作成せしが、師父等は之に署名することを拒みたり、

數日の後、權六は、自身其の書記官を派し、兩師父を國王の邸に於いて訊問せしめたり、ヨアキム・平山は、召されて其の審問に列したり、師父は苛酷な

船長平山列席ス

る拷問を以て威嚇せられたり、

法官及ビ和蘭人ノ報告

英蘭兩國人は、過激なる主張を持し、其の主張を明にすべきことを約し、且つ此の事件が勅令に關する旨を附言せり、

法官と和蘭人とは、各其の立場より、皇帝に報告する所あり、また和蘭人は、マニラに於いても、探索を行ふべきことを提言して、之に著手せり、其の策謀の報は、マニラにも傳りしが、其の結果は功を奏する所なかりき、

つにがノ放免

聖フランソア派の委員師父リシャル・ド・サント・アンヌは、十月十八日、〇元和六年九月二十三日ニ當ル、師父ド・ジュニガ及び二名の西班牙の俗人を放免せしむることに成功せり、されど其の放免も暫くの間に過ぎず、やがて追放せられたる人々は、再び追求せられて、捕へられたり、

再捕縛

アルバロ・ムニヨスも亦一計畫を企てしが、功を奏せざりき、最後に兩師父ジョセフ・ド・サン・ジャシント及びオルファネルは、引續き他の二計畫を試みしが、同樣に成果を得ることを能はざりき、

附錄第六十一號　師父ルイ・フロレス

本文中に此の名なし〔師父マセッチによれば〕此の師父は、アンヴェルスに於いて、一五六五年〇永祿八ニ當ル、より一五七〇年〇元龜元ニ當ル、に至る間に生れ、本名をフラリン又はフロリンと呼べり、されど王フィリップ二世は、其の治下に生れざる臣下が、フィリップに上陸するを許さざりしかば、外國生れの修道士は西班牙名を取りたり〔同じく師父アンジュル・オルスッチもフエレエルと呼ばれたり〕師父フロレスは、其の兩親と共に、西班牙に住し、それよりメキシコに赴きたり、彼はメキシコ聖ジャシント修道院の弟子となれり、フィリップに入りしは一六〇九年〇慶長十四年ニ當ル、にして、新セゴヴィにて、新セゴヴィより、フィリッピン管區に宛てたる書翰、

希くは、イエスが我が親愛なるイエス・キリストの師父同胞諸士の魂に宿らんことを、アーメン、

余は貴教區を去りてより、夙に旅行の狀況を詳細に報道せんと欲したれども、才拙くして、遂に之を果すこと能はざりしなり、今日に至りて、始めて餘暇を得たり、再び氣力を失ひ、時と所と余の生命とが、遂に筆を執ることを許さざるに至るべきを惧れて、余は此の機會を利用すべし、蓋し事態は全く豫測を許さず、神を知ることなく、また神を畏るゝことなき、變り易き人々の爲すが儘なるを以てなり、

一六二〇年六月四日または五日、〇元和六年五月四日マタハ五日ニ當ル、余はマニラの修道院を出發せり、〇中略聖ピエール及びポール祭の前日、突然北風激しく起り

るいふろれすまにらヲ出發ス

まかお著

て、フリゲート船を、乘組員をも共に覆さんとせり、○略中此の光景を見て、我等は一命を失はんことを思ひ、天主に對して、今回の旅行に就き、また我が現世に生を享けてより、是までに成し遂げたる種々の事蹟を報ずべき義務あるを覺えたり、願望もあり、誓約もあり、涕涙もあり、また熱誠に滿ちたる決意もありたり、風浪激しく、舵の鐵具は歪みて、舵は遂に動かず、我等は止むなく風の弄ぶ儘に漂流するに至れり、かくて風は遂に我等を死に導きたり、卽ちプーロシシの暗礁に乘上げしなり、○略中されど主は眞に祈る者の爲めに、其の困苦を助け給ふを常とす、卽ち主は一西班牙人をして、直に舵を矯めんことに想到せしめ給ひ、彼は溺死の危險を冒しつゝ、能く之を成就せり、かくて我等は交趾支那の方角に向ひて船を馳らせたり、やがて風は北西に變じ、我等はマカオに運ばれたり、此の時に當りて、我等は宛もアダムの罪の子の如く、神の鞭と正義との前に逃げ惑ひつゝ、ひたすら身を隱さんことに心を碎けり、正しく淨き生活を悉く剝ぎ取られしを以てなり、○略中

余は七月二日○元和六年六月三日ニ當ル、まで、僅に二日間マカオに滯留せり、○略中

臺灣ニ著ス

和蘭船ニ逢フ

ふろれんす等皮荷ノ間ニ潛ム

英吉利人ニ引渡サルル

我等は七月廿二日、○元和六年六月二十三日ニ當ル、榮ある聖マドレーヌ祭の當日、フォルモス島に到著せり、我等は風上に一隻の船を認めしが、我等を追跡せんとの準備を整へつゝありたり、日本人等は我等に對して、同船に赴かざるべからず、同船は彼等の友なる和蘭人の乘る所にして、我等が必要とする薪、水、食糧を彼等より受くべしといへり、同船より隔ること四リウ半に及びし頃、船長は我等に告ぐるに、船首に身を隱すべきを以てせしが、一行は之を承諾せずして、和蘭人、英吉利人をして我等を威嚇せしめたり、船長は我等を船橋の下に庇護せり、船内は甲板の上に至るまで、隈無く獸皮其の他の商品を以て滿され、我等は止むを得ず、其の獸皮の間に忍びたり、實に余は一生の中に於いて、未だ此の如く臭氣と飢渴とに苦しめられしことなし、かくて一晝夜を過せしが、更に長く續きしならば、恐らく我等は死に至りしならん、

日本人は我等を英吉利人に賣渡したり、全く惡意に出でたるものにして、他の動機あるに非ず、されど主は正當にして、其の命令は隈なく行はる、我等は主の法廷に於いて、此の事件と我が生涯とに就きて報告すべし、

船中ニ於ケル英吉利人ノ訊問

西班牙人師父ノ存在ヲ告グ

英吉利商館ニ於ケル訊問

英吉利人は我等を甲板に召出したり、彼等は其の剣を抜きて、我等を刺さんとせしが、我等の中の一人は恐怖に驅られて、船中に師父ある旨を陳述せり、斯くて我等の災禍は始れり、英吉利人は、皇帝が捕獲物たる故を以て、フリゲート船と其の積載物とを悉く彼等に委ねし旨を主張せり、

當日は金曜日なりしが、土曜日に、彼等は食事に際し、我等に與ふるに肉を以てし、口より入るゝものは瀆さずと言へり、此の言を發せしは船長にして、嘗てセヴィルの宗教裁判所の囚人たりし人なり、彼はなほ附言して曰く、其の食物の爲めには、一千ピアストルの金を要したりと、かゝる談話を始め、其の他の異端の言に對しては、一時は何等之に答ふる所なかりき、されど英吉利商館に於いて、再びこの問題に立返る機會ありし時、館長は余に向ひて、口より入るゝものは瀆さずと言へり、余は之に答へて曰く、主イエス・キリストは、傳道者をして此の如く說かしめ給ひたれども、文書は枯る、イエス・キリスト其の人にも、また教皇ボンティフにも、之に相對すべき訓誡なき言なれば、其の正しき善良なる意味を解せざるべからず、そはまた我等の最初の父アダムをして、禁斷の木の實を食ふの罪を犯さしめ

つにがトガ人ニ和蘭人ニ引渡サル

平戸ニ入港ス

和蘭商館長ノ訊問

司教ノ免許狀以下ヲ沒收セラル

たる動機なるを知るべし、此の如き明白なる眞理も、彼等に依りて此の如く誤解せらる、然も彼等の心は、ファラオンの心の如く頑迷なり、

英吉利船と和蘭船とは、共に帆を揚げしが、集り來りて八隻となれり、我等の囚へられたる船もまた其の中に含まれたり、我等は帆布に包まれて、海に投せらるゝを待ち、聖靈の言葉に、或は汝の最後を思ふべしといひ、或は辨明は主キリストに對して行はれたりといへるを心に銘じたり、彼等は互に我等を分ちて、衣服を奪ひ取りて分配し、之を賭けて爭へり、余は友人フライ・ペドロ・ドゥニガ外二名の西班牙人と共に、和蘭人の手に引渡されたり、英吉利人は止むを得ず、水先案内者一名及び葡萄牙人二名を以て足れりとせしが、平戸到著の後、彼等は直に釋放せられたり、

我等は、我が光榮ある聖ドミニコ主教の日、平戸の港に入れり、入港前一リウにして、我等四名は一本の棒に繫がれたり、一人の行動が、必ず他の三人を伴はしむべきを以てなり、翌日、我等は和蘭商館に伴はれたり、館長其の他の首長等は我等が修道士なるべしと問へり、遂に之を自供するものありて、證書卽ち我が同志に交付せられたる地方教區司教の免許狀以下の

禁獄セラル

書翰、證書類は悉く沒收せられたり、余が地方師父メルシオル・ド・マンサノより與へられたる敎書、及び地方司敎なる師父フライ・ジョセフに宛てたる、一見それと判明せざる書翰、及びドミニコ派師父フライ・フランシスコ・ド・ヘルラより日本の師父等に宛て、一旦余に託せしも、地方師父メルシオルが、余を其の傳送者とするを欲せずして、余の手より取戻したる書翰をも沒收せり、同書は船長の手中に收められたり、然れども之等は總て唯疑惑を生ぜしむるのみなりき、尋いで行はれたる取調に際しても、余の書類は、裁判上何等得る所なかりしなり、我等は幅一尋、長さ四尋にして、日光の入るべき窓も無き牢獄に幽閉せられたり、食物としては鹽水に浸したる米飯を與へられたり、我等は眠るに床なく、蝨に蔽はれ、自らの排泄物の臭氣に責められつゝ、動かざること木像の如くに、十三日を過したり、我等は此の陋屋より引出されしが、そは苦痛を和らげんが爲めに非ずして、我等に拷問を加へて、却つて其の苦痛を增し、以て我等に自白せしめんとせしものなりき、彼等は我等の腰帶をも剝奪し、兩手を背後に縛し、大地より高く引擧げん爲めに、頭を大梁の端に接せしめたり、尋いで我等の足に二挺

他ノ陋屋ニ移サル

松浦氏使者ノ訊問

長崎奉行使者ノ訊問

のアルケブス銃を繫ぎ、若し我等がなほも沈默を守らば、我等を吊下ぐべしと脅迫せり、されど我等は苦しめらるゝことなくして、繩を解かれたり、長崎の一西班牙人は、和蘭の商館員に請ひて、我等を他の陋屋に幽閉するを得たり、此所は間口奥行共に一尋半にして、一箇の窓を設けたり、我等は其の所にて、一本の棒に繫がれたり、アルヴァロ・ムニョスは我等に面會せんことを求めて、商館員をして、我が友が一流の貴族にして、侯爵の令息なることに注意を喚起せしめたり、されど之等の事が何等得る所なかりし故、アルヴァロは直ちに、友人たりし其の和蘭人と交を絕ち、之を罵倒せり、

○中略

我等は、一年數箇月の間を鐵窓の中に送れり、此の間（松浦隆信）平戸の王の祕書官は、和蘭人の家に來りて、我等が師父なるかを問ひ訊せり、

〔三名の修道士は、遁辭を以て之に答へたり〕

（長谷川藤正）

程經て、長崎の知事は、我等を王の宮廷に於いて取調べん爲め、其の祕書官を平戸に派したり、我等が眞實を自白せざる時は、彼等は激しき拷問を長く加ふべきことを以て我等を脅したり、我等は飽くまで否認を續け、其の

長谷川藤正及ビ松浦隆信ニ請願書ヲ提出ス

和蘭人西班牙ノ野心アルコトヲ日本ニ告グ

ふろれすノ釋明

爪哇ニ於ケル和蘭人ノ不法

請願書ノ提出英蘭兩國人ヲ刺戟ス

爲め事態は進行せざりき、余は二通の請願書を認めしが、一は我等に好意を有する權六（長谷川藤正）に宛て、一は平戸の王に宛てしものなり、權六に宛てしものは、英吉利人の事に關し、彼等を盜賊、海賊或は叛逆者として處罰せんことを、國王と知事とに要請せるものなり、我等兩國民及び兩國王の間に平和結ばれ、我等はモルッカに一港を開きて、（テイドールを指すものなるべし）船舶を供し、最も眞摯なる友情を示したるに、然も彼等は我等の所有物を奪ひ、我等を捕へて、囚人として和蘭人に引渡したるを以てなり、（略）中和蘭人に關しても、余は同樣の理由に基き、裁判を要求せり、彼等は其の王にして、又我等の王なる西班牙王に對して、逆賊叛徒となりしが、叛逆の後に、此の國の皇帝に誣告して、西班牙王は、彼が治むる所の土地を强奪せるものにして、日本に於いても亦同一行動に出でんとするものなりと述べし爲めなり、之に對し、余は概ね左の如く答へたり、貴き寬容なる我が王は、ペルー及び新西班牙の人民の事に就きて、彼等が未開にして法律なく、互に殺人掠奪を擅にし、殊に造物主にして、彼等を奉仕せしめ、死後を其の許に樂しましめんとする眞の神を知らずとの報知を受けしかば、王は修道士を彼等の許に送りて、靈界の事に力を盡さしめ、また俗人を送りて、現世の事に盡さしめしなりと、若し是等の人々の中に不正なる擧動に出づる者あらば、そは王の命令と意志とに違背するものなれば、王は彼等を嚴罰に處して、其の財產及び生命を奪へり、また王の官吏にして、派遣せらるゝ以前に於いて、王または貴族たりし者は、同じ稱號を唱へしめ、其の所有地を平和に安全に保たしめ、神を知らしめたり、そは陛下の比類なき意志に出でしものなり、されごジャバ人より其の土地を奪ひ、其の首都たるジャカトラ、其の他印度の各地より彼等を放逐したる者は和蘭人なり、年々我等は和蘭人が掠奪を行ひ、憐むべき支那人を虐殺せん爲めにマニラに赴くを見る、和蘭民族には善良を望むこと能はざるなり、實に王及び主君に對して叛逆者たるものにして、果して何人に對してか叛逆者たらざるを得んや、余は王の治下に生れ、生長せり、異敎徒にも非ず、又和蘭人の如き叛逆者、不忠の徒にも非ざるフラマン人たる資格を以て斷言せんとするものなり、日本文を以て其の國の形式を追ひて認められ、正義に適へるものと謂ふべき此の二通の請願書は、端なくも英蘭兩國人の激しき爭論を惹起せり、同請願書は、や

英蘭兩國人ノ詰問

拷問

がて其の反響を生じ、英吉利人もまた和蘭人も、終には之に就きて、沈思し熟考するに至るべし、

此の事ありて後、英蘭兩國人は、惡意を抱きつゝ互に協議し、我等が修道士なることを白日の下に暴露すべき由を決し、其の目的を達成すべく、我等に拷問を加へんとせり、かくて或る朝我等を呼び出し、余に向ひて、我等が修道士なることを否定せしは、彼等を侮辱し、虚言者たらしめたるものなりといへり、余は答へて、たゞ身を護りしに他ならず、蓋し防禦は天賦の權利なりといへり、彼等は余を椅子に坐せしめ、兩脚、兩腕、其の他全身を之に縛したり、和蘭人の一下僕は、余に極めて遲々たりしかば、首領にして一見主立ちたる者一人近寄りて、下僕に助力せり、余は彼に向ひて、船長よ、願はくは閣下の職務に非ざるかゝる配慮を捨て置き給はんことをといへり、彼は答へて、マニラに於いて、貴下は余に對して、擅に此の如く振舞ふを得べしといへり、余は答へて、かゝる死刑執行人にも等しき忌はしき職務を果すに同意することは能はずといへり、彼等は布巾を疊みて、余の顔を覆ひ、極めて强く之を咽喉に卷付け、水差にて、頭上より徐々に水を注

和蘭人賄ニ依リテ特權ヲ獲得ス

げり、余は困難なる呼吸の中に水を呑みて、將に溺れんとして失神し、感覺を失ひしものゝ如く、死に抗することを得ず、人々は、余が靈を失へりと口々に噂するに到れり、是に於いて彼等は布巾を取去れり、余は意識を恢復せしが、一和蘭人は、余の腕を取りて、我等の隱れ家たる牢獄に伴へり、余は一箇月餘、心臟と腸とに激しき苦痛を覺えたり、我等は斷えず苦しめられしが、總てを頑强に否定し續けたり、されど和蘭人は少からざる特權を獲得せり、蓋し其の所有する多額の金子と貴重品との力に依り、また彼等が撒散らしたる無數の獻上品の效果に依るものなり、過日皇帝が彼等より割引價格卽ち通常賣價の半額を以て買取りたる一片の鉛に就きて、四萬餘ピアストルの訴訟起りしことあり、其の他彼等の齎せし羅紗、各種の普通織物、及び緋羅紗等無數の商品に就きては、敢て說かず、〇中略されど余は、我が主が此の世の弱きものを選びて、力あるものと共にし給ひしことを信ずるものなり、また主はかゝる脆き工具を以て、其の葡萄園に富を產出し給ひしが、假令其等が挫かれまた滅さるゝことありとも、なほ其の作物は成就して、園主の光榮と名譽とに資するに至るべきを信ずるものなり、

秀忠長谷川藤正松浦隆信ニふれす等ノ審問ヲ命ズ

大村獄中ノ師父等ヲ召喚ス

英蘭兩國人ノ證人ヲ出ス

一六二一年十二月、〇元和七年十月十八日ヨリ一月十九日マデニ當ル、平戸侯及び長崎の知事權六は、我等特に我が同僚の事件を取調ぶべき命令を皇帝より受けしが、その は余が記したる文書、竝に彼が以前長崎に住みて、其の地に於ける多數の 西班牙人及び日本人に知られたりとの申告に基きて、彼に對して提起せ られし重大なる告發に依るものなりき、そは彼にとりては、其の一命に値 すべき問題なり、果して役人は、彼と親交ありし人々の氏名、及び彼が住み し場所を嚴重に探索せり、而して第二回、第三回の訊問の後、人を長崎に派 して、各町區の責任者なる區吏及び師父の指名せし其の宿所の主婦、同じ く師父の指示せる街に住む西班牙人等、竝に大村の獄舍に囚となれる師 父等を召喚せり、其の師父等の中四人は、師父フライ・フランシスコ・ド・モラ レス、耶蘇會の師父カルロなる者、聖フランシス會の師父フライ・ペドロ某、 及び一日本人聖職者なりき、この日本人に就きては、なほ後に述ぶる所あ るべし、なほ英吉利人及び和蘭人は二人の證人を出したり、一人は葡萄牙 人にして、長崎に居住せしが、逃れて平戸に來り、英吉利人の利益を計りて、 彼は余の同僚を知悉し、その彌撒の聲を聞きしことあり、また彼に就きて

懺悔を行ひ、アルバロ・ムニョスの家に於いて、彼の手より聖體を受けたり と供述せり、余の同僚が、以前より之を僞證なりとして否定し來りしにも 拘らず、彼は侯を始めとして、權六竝に師父等、其の他西班牙人等の面前に て、公然と陳述せり、他の證人は、マニラの印度人タガールにして、本年、和蘭 人がマニラ海岸マリヴェレ近傍にて一西班牙船より捕へしものなり、而 して和蘭人が彼に約せし所に從ひ、その身の自由を得ん爲め、彼は余の同 僚が聖アウグスティン派の師父にして、フライ・ペドロ・ド・ツニガなること を熟知するものなりと陳述せり、一は全く僞なれども、他は概ね眞實なる これ等の證言は、權六に依りて、師父フライ・フランシスコ・ド・モラレス及び 師父カルロスに傳へられたり、この人々は、學識高く、信仰篤き人々なりし が、余の同僚に對して、彼が師父なること及びそれを知ることなくして、彼 を日本へ伴ひ來りし人々の身に、危險と損失とを及ぼさんことを惧れて、 これまで知らしめざりしこと、竝に船員等は、彼が師父なることを知るも のなりと述べし證人等の言は、全く虛構に過ぎざることを自白すべしと 助言せり、これ等證人の內、背教者となりし葡萄牙人は、其の罪を悔悟する

ことなくして死せり、印度人は和蘭人の家に於いて、飲酒に耽り、たゞ酩酊に日を送るのみなり、余の同僚たる師父フライ・ベドロは、イキノシマに追放せられしが、余は和蘭人の牢獄に於いて、二人の西班牙船員と共に、なほ幽閉せられつゝ、余の訴訟の終るを待てり、

つにが壹岐ニ追放セラル

〔師父コリヤド救援の策謀、その脱走計劃の失敗を述べて後、師父フロレスは更に記述を續く〕

脱走ノ失敗

我等を伴ひたる日本人等は狼狽し、海岸に向ひて舟を進めたり、將に到著せんとするに當りて、我等に向ひ、上陸して身を隱すべし、翌日來りて尋ね索むべしといへり、彼等の中四人は、我等と共に上陸し、其の地に身を隱したり、最後の一人は、小舟にて他の一島に上陸せしが、彼は其の所にて、余に宛てしカスチラ文にて認めたる書翰數通を納めたる小袋を携へしまゝ捕へられたり、この書翰に依りて、余が他の師父の同僚にて、師父ルイフロレスなること判明せり、人々は我等を索めて來りしかば、我等は終夜岩石の間に隱れ、耳まで水に浸りつゝ、齒の根も合はず、一睡だにもなすこと能はざりき、朝八時頃に至りて、我等は發見せられたり、此の時イエス・キリスト

宣教師タルコト露顯ス

の使徒を逮捕せし爲めに、捕卒等の間に喧騒の叫び上りたり、そは聖なる主が捕へられしに似たり、笞打たるゝ事はなかりしが、幾度か打擲せられ、また銃床尾にて衝かれたり、彼等は、我等を曩の住居に伴ひて、桎梏にかけたり、天窓も閉されたり、人々は、夕刻に至りて、少量の米飯を我等に給與せり、翌日、突如候の祕書官來りて、捕へられたる一日本人を責め、我等の逃走を援助し、善良なるコリヤドを其の家に宿したる西班牙人の氏名を明さしめんとせり、若し余が自白すべきなりと告ぐるものあり、依つて余は、他の證人を求め得て、その者をして、余が師父なることを陳述せしむるに於いては、余は敢て之を否定するものに非ずといへり、卽ち彼は、今後余を師父として取扱ふべしと答へたり、果して祕書官を始め役人等は、余に對して、極めて鄭重に振舞ひ、其の夕刻より候の名に於いて、守衞を附したり、かゝる事態の終局を見るに及びて、余は使命を果さんと決意せり、卽ち其の朝、余は和蘭商館員に宛てゝ、一書を送れり〔國内に逃れたる他の日本人は、既に捕へられたり實に候は我等を追捕する爲めに、三十隻以上より成る全船隊にて、三百の兵士

書ヲ和蘭商館員ニ贈ル

松浦隆信耶蘇教徒ノ通譯ヲふろれすノ許ニ送ルル

を派遣せり、和蘭船も亦之に加りしなり」余は重要なる事件に關し、殿下に述べんと欲する所を商館員に告げたり、侯は其の通譯を送りしが、彼は以前より現在に至るまで、キリスト教徒なるものなり、彼は、侯が余の病身にして虚弱なることと、余が其の通譯に余の考を打明くるを得べきことを知る由を告げたり、余は自ら滿足を得る爲め、往きて殿下に拜謁せんことを求めたり、されど余は通譯に向ひて、余は何人に對しても、また特に和蘭人に對しては、斷じて余の心中を披瀝せずと誓ひたり、やがて侯は余を招きて、其の廣間に導きたり、余は彼に向ひ、殿下は其の祕書官を通じて、余に訊問せしを以て、余は正確にして詳細なる事實を答ふることなかりしなり、余が師父なることを自白せんとする如きは、極めて重要なる問題たりしを以てなり、されど熟慮の結果、余は殿下に對して、總ての事實、卽ち余が光榮ある聖ドミニコ派に屬する一師父なることを供述するを最も當を得たるものと信ずといへり、時に一六二二年五月五日（元和八年三月二十五日ニ當ル、なり、余の同僚フライ・ペドロ・ド・ツニガが自白せし時に當りて、余が何故に自ら宣言せざりしかと訊ねられしを以て、余は次の如く附言せり、當時同師

隆信晩食ヲ饗應ス

つにがノ自白

ふろれすノ自白

獄中ノ食物

父に不利なる證據及び書翰ありしも、余に關するものは、之を求むるを得ざりしなり、余は余を知らずして伴ひ來りし人々に損害を與へず、また新に捕へられたる人々に、拷問の苦痛を受けざらしめんことを欲せしが爲めなりと、是等の理由は、通譯せられて、侯に報せられたり、侯は其の室より出で、余に命じて、此の陳述を認め、署名せしめたり、之を皇帝の許に送らん爲めなり、同日夕刻、彼は命じて、カスチル酒を添へたる、美味なる晩食を余に送り來れり、二時間の後、我等はイキノシマに送られ、其の地にて皇帝の判決を待てり、

我等の食物は、燕菁の葉、大根、または韮の煮たるものにして、米飯を添へたり、十五日または廿日毎に、特別の恩惠として、一匹の鷄と一アスンブル（約リットルなり）の日本酒とを與へられたり、これ人々の普く驚嘆する所なりき、今や余は、我が總ての師父竝びに兄弟等に訣別を告げ、且つ余が示したる惡例と、聖き修道士に依りて成れる聖き教區に於いて、自ら聖きこと能はざりしことに對して、心底より宥恕を乞はんとす、されごまことに、財寶は失はれて後に、始めて其の價値を知る、余は如何なる點に於いて、余が此

こんすたんちおかみろ

の聖き教區を離るゝ苦痛を受くべきかを了解すること能はず、余が貴師等に切望するは、余の爲めに氣力と忍耐とを懇願せんことなり、以て余は、羅馬カトリックの聖き信仰の中に、余の行程を終るべく、此の信仰に適はざる所は、之を改め正すべし、蓋し余の過失は、唯物質上のことにして、無知なる者の單純なる所行に過ぎざればなり、

最後に、余は、最近我等が新なる同僚を得たることを報じて、筆を擱かんと欲す、耶蘇會の一師父にして、コンスタンチオ・カミロなる者なり、我等はなほ米飯を充分に取ることを得ず、甚しき窮迫を覺えつゝあり、願はくは、恩寵の我が主に在らんことを、我等は、死に至るまで、更に大なる苦難の加るべきを待てり、而して我等は、氣力を與ふるものに賴りて、我等を鍛ふべき如何なることをも耐へ忍ばんとす、我等の事件は、延引すべきやに見受けらる、來るべき時の爲めに、布施物あらば、長崎在住のアルバロ・ムニョスに宛てられたし、但し余は、何物を措きても、靈の布施物を懇望するものなり、余は總ての知己及びイコアガ提督、噫願はくは、イエス・キリストの信仰の彌榮えんことを、竝にスエロ・ラミレ、フランシスコ・ヒダウリ、アンナ孃、ベアトリ・アルセオ孃、キャプテン・ロサス、地方教區に在る余が師父等、殊に余が義務を負へる人々、及び余が恩寵を蒙れる人々に對し、滿腔の敬意を捧ぐ、

一六二二年五月廿四日、〇元和八年四月十四日ニ當ル、之を認む、主イエス・キリストの爲めなる此の牢獄より、

ルイ・フロレス

附錄第六十二號

フィリッピンに於ける同宗派の管區長に宛てたる師父ド・ツニガの書翰

これ等の人々は、我等を各所の法廷に伴ひて、長き訊問を續けたり、我等は我が主が我等をして感得せしめ給ふ所を答へたり、彼等は我等を訊問するに當りて、裸體ならしめ、四肢を縛し、我等を呵責すべき準備を施したり、されど我等の動かざるを見るに及びて、彼等は更に行ふことなかりき、數日の後、我等が囚へられたる和蘭商館の所在地なる平戸（松浦隆信）の王は、重要なる一人物に命じて、我等が師父なるかを問はしめたり、既に彼の覺書に於いて、我等が師父なることは公となりし故なり、我等は答へて、信徒なれども師父に非ず、師父の服を所有せずといへり、我等が此の如く振舞ひたる動

つにがの所ノ法廷ニテ訊問セラルル

和蘭商館ニ幽囚セラル

松浦隆信ノ問ニ對シテ師父タルコトヲ否定セル理由

松浦氏使者ニヨリテ訊問セラル

機は、日本全土に共通せる必要ありし爲めなり、同時に、我等を伴ひ來りし人々に死を將來することなからしめ、また既に大いに恐をなしつゝある多くの人々に、其の信仰を棄つることなからしめんとする配慮に出でしものなり、我等も亦かゝる意味に於いて勸告を受けしなり、此の審問を始として、幾度か審問を重ねし後、更に我等が師父なることを確認せん爲め、長崎より、權六（長谷川藤正）によりて、一人の代理委員派遣せられたり、我等は町の法廷に伴はれしが、途中、從者、兵士等の集へる町々を徒歩にて通過せり、我等の服裝は、恰も操人形の如く、師父ッニガ（こゝにて、鉛の柄を有し、軸の上に廻轉する小人形を謂へり、これには異樣なる衣服を纏はしむるを常とす、たゞ許されし神の愛によりて與へられたる一片の布を纏ふに過ぎざりき、我等は廣間に到著して、我等を審理する爲めに平戸の王より遣されたる委員其の他の人々を待ちて、多くの群集に圍まれしまゝ立ち盡すこと、一時間に及べり、通譯を通じて、我等が師父なるべしとの訊問行はれたり、人々は我等が師父たるに於いては、之を陳述せざるべからずと附言せり、日本の裁判は、マニラの裁判と全く異なる、彼等は謂へらく、敢て否認すること勿れ、我等をして眞實を自供せしむる爲めに、あらゆる

再ビ師父タルコトヲ否定ス

陪席ノ英蘭兩國人ニ師父タルコトヲ證言ス

三度師父タルコトヲ否定ス

呵責は我等を待てりと、されど神の與へ給ひし思考によりて、我等は之を否定せり、彼等はヨアキム・ディアスと呼ぶ船長を連來れり、一人の者、我等を脅し、卽刻水責めを課すべしと附言せり、我等は答へて、意の儘に之を行ふべし、我等は如何なる體刑にも耐へ得る覺悟あり、萬事は我等の陳述せし所と相違することなしといへり、和蘭人竝に英吉利人等も出廷せしが、日本の裁判官が我等に呵責を加ふべしと述べたるに對して、之に抗議し、皇帝以外には、本件を裁くべき權利あるものなしといひ、彼等和蘭人竝に英吉利人は、我等が師父なることを、嘗て我等が所持し、彼等によりて沒收せられたる書翰及び文書によりて明にせる旨を述べたり、我等は曩に在りし所に再び連れ戻され、和蘭人は法廷の意に從ひて、我等四人を同じ鎖に繫ぐべく依賴を受けたり、我等は聖ニコラス・ド・トレンチノ祭（新跣足アウグスチン派の建設者聖ニコラス・ド・トレンチノの祭は、九月十日に行はるゝを常とす、）の前日呼出され、我等が師父なる旨署名せん事を求められたり、我等は其の事實なき由を述べたり、委員は此の意味を記して、皇帝に送れり、我等は喜びの情を以て、其の判決を待てり、縱令苛酷なる牢獄に投ぜらるゝとも、來るべきものは悉く我が主の御意

に出づることを確信するものなり、また若し主の聖き御名の爲めに、首を
刎ねられ、或は生きながらにして燒かるゝことあらんとも、余は限なく幸
福なるべし、蓋し余に加へらるゝかゝる懲戒の許されて後、再び余が現在
在るが儘の狀態に在らん時、我が主は之を甘受すべき力と德とを與へ給
はんこと明なればなり、余は主の愛の爲め總てを捧ぐ、そは聖なる服從の
掟なり、願はくは、余の希望する如く、主の聖意の悉く成就せんことを、余は
愛する同胞に對して祈を共にし、余の過失と余が示したる惡例とを許し
給はんことを切願するものなり、蓋し余は邪惡にして、余の義務なる宗規
竝に諸法を成就すること能はざりしなり、主よ、希はくは、其の慈愛と聖寵
とを垂れ給はんことを、

獄中より、一六二〇年十月十日、〇元和六年九月十五日ニ當ル、

貴師の子なる

フライ・ペドロ・ド・ツニガ

〔パゼス日本耶蘇教史〕第二編第六章一六二一年（歐文材料第五號譯文）

（長谷川藤正）權六は平戸に到りて、エリザベス號事件を皇帝に報告する爲めに、闡明せ

んと欲し、和蘭人等及び二名の囚人を出廷せしめたり、師父フロレスとソ
ニガとは、なほ師父に非ざることを公言せり、（此の否認のこと、竝に兩修道
に迫らしめたる慈善の動機に就きては、後に述ぶべし、）和蘭人等は、此の記錄を認定することを拒みたり、和蘭人等は、能く其の同一人物
なることを確證するを得ざりき、權六は親しく師父ド・ツニガを熟知せし
が、伴りて和蘭人等に對し、捕獲を私する何等の權利なきを咎め、確乎たる
證據を擧ぐることなくば、彼等の貿易を廢止すべしと威嚇せり、此の事は
眞實なりき、彼は和蘭人に對して、彼が歸還するまで、愼重に囚人等を監視
すべきことを命じ、且つ彼等と共に警戒に當るべき日本人の役人を之に
加へたり、〇略中

かの和蘭人等は、其の捕獲物を得んと切望して、宣教師等が同一人物なる
ことを立證せん爲め、マニラに於いて、入念なる搜査を行ひたり、されど其
の奔走は遂に功を奏さず、彼等は懼るゝ所なく、其の囚人等を拷問に處す
るに至れり、十月二日、〇元和七年八月二日ニ當ル、彼等は其の最も深き憎惡の對象た
る師父ペドロ・ド・ツニガを出頭せしめたり、同師を知る日本人等にして、來

こっくすノ言明

慘酷ナル拷問

りて反對の證言を行ふもの跡を絶たず、英吉利商館員リチャルド・コックスは、彼は斷じて自ら述ぶる如く、ジュアン・ゴンサレスに非ずして、フライ・ペドロ・ド・ツニガなり、余は首を賭けて之を斷言するも可なりと言ひ放ちたり、

英蘭兩國の商館長等は、共に刑場に臨みたり、

師父ド・ツニガは、下袴を除きて、悉く其の衣服を奪はれ、起立の儘にて、手頸と兩脚と兩腿を、腰掛卽ち聖アンドレの十字の形をなせる拷問具の上に縛められたり、强く緊められし爲め、血は縛帶に滲み出でたり、顏は幾重となく布にて蔽はれ、咽喉は締められたり、刑の執行者等は、水瓶にて頭と顏とに水を注ぎしが、其の水は直に咽喉に入らずして、犧牲者を窒息せしめたり、水瓶の水を傾け盡す每に、之を止め、首領は自白を强要せり、一桶の水は、此の惡魔の所行の爲めに費されたり、刑の執行者等の憤怒は、なほ飽くことなく、彼等は修道士等の腹部を强く毆打して、其の體內に注入せられたる水を、口を始め總ての體孔より吐出せしめしが、其の水は血と共に流れ出でたり、同時に彼等は苛酷にも、彼を侮辱し嘲弄せり、

藤正心中つにが等ヲ放免セント欲ス

かくして同師の拷問は中止せられ、彼は牢獄に送られたり、（彼は恢復するに一箇月餘を要したり、彼が最も苦痛とせし所は、彼が記す所に據れば、咽喉なりき、）師父フロレスも同樣なる拷問を受け、殆んど死に瀕したり、彼も亦其の同僚と共に留置せられたり、願はくは、和蘭國民が、如何なる偏見を以てしても許すこと能はず、如何なる利益を以てしても了解すること能はず、又如何なる雄辯を以てしても、其の正當なることを立證するを得ざる此の罪惡に恐怖を抱きて、其の主謀者を擯斥し、また其の貿易及び政策に利用する爲め、既に三世紀の間行ひ來れる不敬虔なる冒瀆を否認せんことを、イエス・キリストの名に於いて洗禮を受けたる種族等よ、此の帝國の門口に於いて、汝等の師父等に依りて凌辱せられたる聖像に公に接吻すべし、汝等の唇にて之を拭ひ、汝等の旗として、また汝等の永遠の福趾の表徵として、十字架を揭ぐべし、

權六は、和蘭人等よりは寧ろ情に厚く、師父等の無實を確信せしを以て、若し政治上の利害なく、また皇帝の面前に於いて危險の身に及ぶ虞なかりしならば、速に同事件を終結し、彼等を放免せしなるべし、彼は多年親しく師父ド・ツニガを知り來りしも、なほ其の同一人物なることが立證せられ

ざらんことを欲せしなるべし、

和蘭人等つにがヲ以テ征ヲ服ノ準備ヲ整フルル爲メニ來レル西班牙王ノ間者ナリトイフ

彼は十一月〇元和七年九月八日ヨリ十月十七日マデニ當ル、に歸還して、事件を終結せしむる爲めに、公判を行へり、彼は平戸の領主の面前に於いて、和蘭人の主張及び其の根據とせる證據を吟味せり、和蘭人は憚る所なく、僞證人を教唆せり、其の中には葡萄牙混血兒レベロ及び印度人タガールありたり、四回の公判は、遂に何等の効なく、修道士等は依然として自白を行はず、告訴者等は、彼等が屢見出さるゝが如き、征服の準備を整ふる爲めに來れる西班牙王の間者なりと斷言せしが、功を奏せざりき、修道士等は、印度人がカトリック派諸王に屈服せしは、自らの利益に出でたるものにして、そは無數の人々の爲めには、永遠の救を得べき起因となれり、彼等は印度人を未開の域より脫せしめ、開化せるキリスト教の政治の恩澤に浴せしめたり、されど英蘭兩國人等は、法律なく信仰なき民族にして、無辜の支那人及び印度人を掠奪し、虐殺せりと答へたり、かくてまたジャバに於いて、和蘭人が暴虐を盡して、ジャカトラを占領し、其の地の首長等の所有權を奪取せし際に於ける實例にも言及せり、

英蘭兩國ノ人ノ支那ニ於ケル掠奪虐殺及ビ爪哇ニ於ケル和蘭人ノ暴虐ニ言及ス

他方和蘭人等は、最近長崎に起りて、巨大なる富を灰燼に歸したる大火を、

長崎ノ大火

不法にもキリスト教徒の所爲に擬したり、

最後に數名の證人新に召喚せられたり、區長等と數名の西班牙人竝に一婦人なり、同時にまた、大村の獄中に在る各派の修道士等を召喚せんとする議も決せられたり、被告の面前に於いて對決せしめ、之によりて、何等かの光明を得んとするものなり、五日の後、十一月二十五日、〇元和七年十月十二日ニ當ル、聖ドミニコ派の會員師父フランシスコ・ド・モラール、耶蘇會に屬する師父カルロ・スピノラ、聖フランシス派の會員師父ペドロ・ド・アビラの諸師父、及び宣教師トマス・アラキは後に背教者となり、他の諸師父は光榮ある殉教を遂げたり、囚人等の往く路に當りて、キリスト教徒等は、愛情を籠めつゝ彼等を祝福せり、葡萄牙貴族の一人ルイ・モンテイロ・ド・フイゲイレは鐵鎖に敬意を表しつゝ、彼等の面前に跪坐せり、

宣教師もらーる等ノ召喚

背教者とますあらき

末次平藏

權六は上座を占め、平戸の領主、竝に背教者たる二名の高官、卽ちヘイゾウ（末次平藏）とシャクエモンとは、其の側に在りたり、

大村ノ囚人等ノ證言

大村の囚人等は固く縛められ、其の身に襤褸を纏ひ、頭髮も髯も著しく伸び、顏容は窶れて蒼白なること、恰も死屍の如く、飢餓と長期に亙る苦惱とに憔悴して、辛うじて直立せり、其の樣を見て、法官等は大いに感動せり、權

六は彼等の僞なき堂々たる眞摯の情に信賴して、此の事件を終結せしめ、判決を與へんと希望し、立證を强要せり、師父スピノラは、兩者の孰れをも知らざる由を答へたり、他の師父等は、師父フロレスに就きては知る所なきも、其の同僚に就きては、先年、長崎にて商人の風を裝ひ、ジュアン・ゴンサレスと名乘りたることある旨を答へたり、

此の時ヘイゾウは、修道士竝に宣教師にして、其の資格を拒否するを得べきやと問ひたり、

師父スピノラは之に答へ、貴下はキリスト教徒と宣教師との相違を辨へざるべしといひて、其の相違を示し、教徒たることは、常に之を表明するを要するも、宣教師たることは、之を宣言すべき義務なき旨を述べたり、

一英吉利人發言して、スピノラに向ひ、まことに英國に於いては、宣教師等は、縲絏を免れん爲め、日々其の資格を拒否すといへり、

スピノラは、嘗て捕へられて、英吉利人の間に在りし當時の實例を引きて答へ、耶蘇會に屬する數名の宣教師が、英國に於いて宣言を爲し、其の爲めに殉教者となりしことを附言せり、

一方に於いては和蘭人等の證言は、其の證據物と相違せり、ムニョスと其の同僚とは彼等に反對せる證言を爲し、喧しく喜びの情を示したり、此の事に不滿を抱きし法官等は、彼等に退場を命じたり〔日本に於いては、審問は靜肅の裡に嚴かに行はる〕

此の時師父フロレスとツニガとは、大村の囚人等の足下に伏して、其の祝福と祈禱とを懇願せり、證人として召出されたる日本のキリスト教徒一同は、孰れも之に倣ひて俯伏せしが、其の中には、師父ド・ツニガの宿主もありたり、

師父スピノラはヘイゾウに對し、其の背教をいたく咎めたり、ヘイゾウは之を愧ぢて、遂に其の姿を現すことなかりき、

法官等は他室に赴き、五人の修道士は、告訴者、證人等と共に殘れり、大村の師父等は和蘭人と爭論せり、

直に審問は再開せられたり、免許狀其の他の書類は、師父モラレスとスピノラとの前に提出せられたり、彼等は答へて曰く、これは慣用の文體なるも、我等は此の文書が眞實なるか、或はまた僞書なるかを知るを得ずと、ま

すびのら末次平藏ノ背教ヲ咎ム

証人多數長崎ヨリ平戸ニ到ル

た師父ツニガを知る由の誓約をなすことを求めらるゝや、誓約は各教派の規則によりて、長老の許可なくしては、之をなすことを許されずと答へたり、午後九時に至りて閉會せり、

フィゲイレドは知事の許可を得て、大村の三囚人を晩餐に招待せり、歐羅巴人の中には、囚人等に衣服を贈りて、聖き抗爭を示すものもありたり、また權六も囚人等に好意を示したり、

翌日、長崎より召集せられたる多數の證人到著せり、既に背教せし宣教師トマス・アラキは、此の二名の宣教師を背教せしむる約束をなしたり、

ツニガは一室に留置せられ、證人等は其の室に赴きて、彼を觀察せり、ついで彼等は、法廷に歸り來りて、法官等の前に供述せり、畏敬すべき師父は、彼等の質問に答へたり、一盲人は、其の聲によりて、之を確めん爲めに、彼を誘ひて語らしめたり、人々は孰れも彼が師父ド・ツニガに外ならず、斷じてジュアン・ゴンサレスに非ざる旨を言明せり、權六は自ら荷擔せずして、その同一人物たることが立證せられしを以て、大いに喜びたり、誠に彼は常に、師父ド・ツニガが前年追放せんとせし人と同一人なるを自ら語りて、知らしむることを避けたり、當時之を逮捕せざりし罪に問はるべきを以てなり、

つにがニ對スル判決

ツニガが其の席に在らざりし間に、彼の罪跡は歷然たるものあり、證言は殆んど一致すとの判決ありたり、人々は大村の師父等に對して、若しツニガが氏名詐稱者として處罰せらるゝを欲せざる場合には、彼をして、其の證言に反して、敢て自ら宣言を行はしむべく、其の責務に就きて、愼重に考慮せしめたり、

つにがノ自白

ツニガは再び呼出されて、師父等と共に座に取殘されたり、師父ド・モラレスは彼に對し、法官等は貴下が修道士なるを確認し、此の意味に於いて捕縛すべし、なほ乘組員等は處刑せらるべく、又和蘭人は赦免せらるべしと云へり、ツニガは答へて曰く、余は今日まで宣教師たることを否認し、憐むべき日本の同胞を救はん爲め、あらゆる苦難に耐へたり、茲に余は私見を棄てゝ、宣教師たる資格を自供すべしと、

つにがノ宣言

師父等は再び法廷に入り、ツニガは自ら宣言を行へり、宛も聖アンドレの當日十一月三十日（元和七年十月十七日ニ當ル、附錄第七十號師父ド・ツニガの書狀參照、シカルドは、師父

ド・ツニガより、師父ギユティエレに宛て、其の動機に就きて述べたる書翰を轉載せざれども、引用していふ、若し彼が主に對して犯す罪科の更に輕きの師父ぺゼラは、師父ド・ツニガが公宣せざりしなるべしと、アウグスチン派の方法を執りしなるべしと、アウグスチン派明を記せり、事實上、英蘭兩國人は法官に非ず、法官たりしと想像せし二名の日本役人は、主事實未だ立證せられざるに、彼等が罪跡明なりと想像せし副事實の審問は正當といふべからず、加之師父等告白を求めたるものにして、其の審問を否認せしものに非ず、唯單に宣教師たる、資格を否定したるのみなり、役人等は、彼をして證書を認めしめ、之に署名せしめたり、皇帝に捧呈すべきものにして、其の裏に飜譯文を添へたり、大村の師父等は之に註記を加へたり、同書中には、能く拷問に耐へて、沈默を守りしツニガが、彼の資格を知らずして、今や生命の危機に臨める日本人水夫等の爲めに、進んで自白せし旨を記したり、

大村の師父等は、再び其の牢獄に送られたり、師父スピノラは、當時加答兒に冒されしが、その爲めに冬中苦められたり、ツニガは其の處分を、皇帝に一任せらるべく、和蘭人の手より再び法官に引渡されたり、而して法官は、皇帝の判決を待ちつゝ、彼に對し、平戸の牢獄と和蘭人の牢獄との中、孰れかを選擇せしめたり、

ツニガは訴訟の結果を、同僚に報知することを得べきを以て、以前に在り

し牢獄卽ち和蘭人の牢獄を擇びて、新なる命令の下るまで、再び和蘭人に委託せらるゝこととなれり、

十二月二日、〇元和七年十月ムニヨスは證人等の師父ド・ツニガが、嘗て彼十九日ニ當ル、の自宅に寄留せりとの證言によりて、其の身は危險に瀕せしが、證據不十分なる爲め放免せられたり、ツニガは更に日本人等の無罪を辨明することに力を盡したるも、功を奏せざりき、和蘭人等は赦免せられ、拿捕は有効となれり、彼等は祝砲を放ちて、其の成功を慶賀せり、

和蘭人等の許へ歸るに先ちて、ツニガは修道士の法衣を纏ひ〔十二月七日〇元和七年十月二十四日ニ當ル、聖アンブロアズの當日〕冠を許されたり、

和蘭人等は彼を連行せしが、更に萬全を期する爲め、一日本人奉行をして、之を監視せしめたり、人々は彼の爲めに、キノシマと呼ぶ無人島に、間口二尋にして、奥行及び高さ各一尋半なる牢を造れり、師父は十二月二十三日、〇元和七年十一月十一日ニ當ル、此所に入れり、（附錄第七十號二師父ド・ツニガの他の書狀參照）

此の時に當りて、これまで自由の身たりし船長及び他の船員等も檻置せられたり、

師父フロレスは俗人と認められ、西班牙人の家に留ることを許されたり、

附錄第七十號　師父ド・ツニガの書翰〔宣言の後に於いて〕

彼〔師父フライ・フランシスコ・ド・モラレス〕は、余に對して、少しも隱す所なく、教徒なることを宣言するも、何等妨なかるべしといへり、余が敢て誓つて之を爲さゞりし所以は、偏に惡評を招かざらんことを欲せし爲めなり、實に其の徵候は、歷然として現れたり、余は苛責の中に於いては、宣言することなかりしが、其の後に至り、寧ろ進んで、余が修道士なること、修道士は現世に於いて教化の大なる主體たるべきことを告げ、日本人はこのことを知らず、余をジュアン・ゴンサレスなりとし、余が在住せる長崎の市民も亦之を信ずる由を供述するを可とせしが、他の兩師父も、また余が之を行ふを最も賢明なる策なりとせしなり、眞に余の決意は脆くして、彼等無かりせば、余は敢て宣言することを得ざりしなるべし、事茲に至るは、偏に我が主の意に出でしこと疑なし、聖アンドレの日〔十一月三十日ニシテ、元和七年十月十七日ニ當ル、午後十一時、我等は法官等の集へる一室に招致せられたり、余は事實を陳述

つにがノ白白

せしが、彼等の賞讃を博し、之に多大の滿足を與へたり、權六は余が宣誓を行ふことなかりしに注目せし旨を述べたり、人々は、簡略なる書式にて、皇帝に捧呈すべき調書を作成せり、余は宣言を記入し、師父等は附言を加へ、余は更に之に署名を施したり、紙背に、大意を日本文にて記入せり、余は苛責を受けて之を宣言せしに非ず、全く余の自由意志に出でたるものにして、憐むべき日本人等が、余の何人たるかを知らざりし故に、之を行ひしに外ならずと述べたり、

附錄第七十號二　同書ユウキノシマに於ける彼の苦難に關して、

十二月二十三日、〔元和七年十一月十一日ニ當ル、〕余（ソニガ）は喜びと慰藉とに滿ちつゝ此の島に到著せり、爾來主の與へ給ひし此の王宮に在り、四周風に曝され、酷寒に苦めらるゝと雖も、余は之を牢獄と呼ばず、實に此の住居は、原野の中に在りて、風を防ぐ術も、また寢所に漏るゝ月光を遮る術も講ぜられず、風雨を凌ぐ爲めには、たゞ賤しき着物〔日本服、袖なき長衣の一種なり〕と法衣とに身を包むばかりなり、余は法衣を著けし儘寢に就くを常とす、食事は日に二回支給せられ、蕪菁の煮たるものに、少量の水と鹽とを添へ、一掴の米を與

へらる〔時に寛容なる日ありて〕魚肉を給せらるゝも、なほ極めて少量に過ぎず、これは全く誇張にあらず、僞なき事實なり、然れども余は幸福にして、自ら滿足する事、宛も鷄と雛鳥との肉を口にすると異なるなし、酒は求むるを得ず、余はかゝる生活を好み、最も豪奢を極めたる王宮に在るよりも之を尊ぶ、番卒は晝夜三名なり、かくも尊き福利を垂れ給ひし我が主に、余は無限の感謝を捧げ奉る、余は我が主が、其の貴き父たる慈愛によりて、其の著手せし事業の成就せし後に於いて、余自身竝に余を育めるアウグスティン派に福益を授け給はんことを希ふ、余は其の恩惠と加護とにより て、四肢を寸斷せられ、或は磔刑または火刑に處せられん事を望む、たゞ主の限なき恩寵のまゝに從ふものなり、主よ、余は何事をも知らず、何事をも望まず、唯主が萬事を知り給ふのみ、余を斯くも優れたる住居に導き給ひし上は、主が其の造り出したるものと同じく、余をも惠み給はん事を希ふものなり、余が心に宿れる喜びの廣大なる事は、言語に盡し難し、

附錄七十四號　師父バルトロメ・ギュティエレより、フィリッピンに於けるアウグスティン派管區長に宛てたる報告〔この報告は、師父シカルドに託せられ

しが、寫を取りて、フィリッピン及びロオマに送り、殉教者の趣旨を傳へたり、原書翰は、メキシコ管區長たりし主長フライ・マルセリノ・ド・ソリスの許にあり、〕

至聖なる祕蹟を神に捧げ奉る、慈愛に富める聖なる父は、時を分たず種を蒔きて、至妙なる成果を收めらる、今やまた日本の教會の豐饒なる野に、聖なる殉教者の華麗なる果實を夥しく收められたり、これ余が豫言者と共に聲を合せて、永劫カンタブリアの慈愛に滿てる主なる、我が父の永劫の讃歌を歌はんとする所以なり、余が餓狼の群に投ぜられたる牝羊の如く、長く放置せられたる可憐なる教徒を探索して、聽罪し慰藉せん爲め、絕えず力を盡すべき使命を負へる時に當りて、此の如き物語を認めんことは、或は輕擧妄動なりとの非難を蒙ることあるべし、然れども多數の殉教者の流す血は、多くの人々を恐怖せしめて、其の力を殺ぎ、また他の數多くの人々に奮激と熱情と獻身とを齎したり、かゝる期に當りて、收め得る効果は絕大なるものあり、故に余は許容せらるべきを信じ、勇を鼓して〔取急ぎ〕一書を貴下に呈し、以て此の地方に起りし事件の内容を報告し、余の義務を遂行せんとす、宛も使徒の如き光輝ある改宗の功業に就きて、完璧なる

報告をなすは、啻に卿等師父の爲めのみならず、全教國、全教會の爲めに至當なることといふべし、改宗に際し、聖なるカトリックの信仰を表白するの爲めに、光輝ある勇猛心を鼓舞する時に當りて、聖き恩寵行はれ、またキリスト教信者が、苟且にも其の信仰より遠ざかることなからん爲めに、勝れたる熱誠を以て、進んで其の身を刃に、火に、其の他の苛責に捧げんとする、其の偉大なる慈悲に對して、神は到る所に於いて、限りなき感謝の祈禱を受くべきを以てなり、告白者の殉難及び拘禁の物語の中には、話材極めて豐富にして、優れたる教訓も少からず、此の種の題材を捉へて、之を描かんとせば、宛も聖靈に啓示せられたる福音史家の如き、卓越せる筆者を要すべし、神聖なる話材の中に、虚構なるもの又は不正確なるものを混ずることなからんが爲めなり、余自らは、恐らく之を果すこと能はざるべし、余自ら信頼すべき人々の口より之を聽かざる中は、偶〻殉教の事情、竝に之に先立つ逮捕のことを微に耳にすることあるも、いはゞ流言に過ぎざればなり、茲に一六二二年（元和八年ニ當ル、）より、本月卽ち一六二三年二月（元和九年一月二日ヨリ、同月二十九日ニ當ル、）までに至る事件の經過をば簡潔に述ぶべし、先づ余の同胞に

日本人船長（じょあきむノ小便乗セルニ西班牙人逮捕セラルゝ）ざゆてい人（えれ日本徒）致（修トリテ士ヲ道士ニシテ走メ脱セシム）

して師父なるフライ・ペドロ・ド・ツニガが、眞に卓絶せる勇を鼓して甘受せし、大なる試錬、苛責、殉難に就きて述べん、（中略、キリスト教徒等處刑セラルヽコトニカヽル、入年七月十三日ノ條ニ收ム、）

日本人ヨアキム・ディアスを船長とする小船に便乗し來れる七名の西班牙人逮捕せられ、中二名は修道士なりとの報道あり、余は直に日本人教徒と協議して、彼等を脱走せしめん事を謀り、異教徒の船より彼等を奪取する爲めに、怜悧果敢にして忠實なる船員を乘せたる二艘の小舟を整へたり、されど彼等が到著せし時、囚人等は既に下船して、和蘭商館の狹隘にして暗黒なる一室に監禁せられたり、他に講ぜし手段も遂に成就せざりしかば、余は、フラマン人にして、英吉利人及び和蘭人に關係少からざる、聖フランシス派の師父フライ・リシアル・ド・アンヌに依頼し、彼に囚人奪取の策を授けたり、彼は直に之に著手せしが、不幸にも成功せずして、却つて大なる危險に遭遇せり、西班牙人アルヴァロ・ムニョスも、余の懇望により、他の陰謀を企てしが、成功せず、聖ドミニコ派の師父フライ・ディエゴ・コリヤドは、機敏にして怜悧なる人なりしが、彼も亦成功せざりき、同派の師父フ

ペどろガ初メ師父タルコトヲ否定シ後ニ自白シタル事情

元和六年七月六日

ライ・ジャシント・オルファネルも亦同じく成功せざりき、遂に彼等を救ひ出す事は絶對に不可能なるに到れり、

聖なるフライ・ペドロが當初師父たるを否定し、後に至りて之を自白したる事實に關しては、事情を知らざる者の爲めに、辨明するを要す、同師父と聖なるフライ・ペドロとは、常に自らの行爲によりて、惡評を蒙ることなきを考慮し、異教徒等は、彼を師父なりと斷定する顯著なる證據を有せざりしも、若し彼が自ら其の資格を宣言せば、彼等は彼の一命を奪ふのみならず、乘組員全部を殺戮すべく、更にマカオ及びマニラとの通航が斷絶の危機に臨むべきは明なり、其の他にもなほ幾多の支障を來すべし、されば同修道士は之を否認するの止むなきを覺えしなり、されど惡評を蒙ることなからん爲めに、なほ同時に異教徒たる和蘭人の提出せる證據により、また否定せしにも拘らず、其の資格は現れ〔彼は親しく之を余に書き送れり〕殆んど有罪を遁れ難き徴ありしかば、彼は大村の囚人なる他派の修道士の勸告に從ひて、法廷にて宣言せしなり、是に於いて勝誇れる和蘭人は、同船の船長、運轉士、及び乘組水夫を捕へたり、訴訟の結果、直に有罪と決し、師

ペどろ比律賓ニ宣教ス

元和六年七月六日

父フライ・ペドロは、平戸侯（松浦隆信）の監視の下に、皇帝の囚人となれり、師父ルイスは、俗人なりとして西班牙人囚徒と共に留置せられたり、後に至りて、人々は親愛なるペドロが、何等罪無かりしことを知るべきなり、大村の囚人なる師父等は、學識あり、道念深き人々なりしかば、自己の見解に隨ひて、事を斷ずる故に、彼は此の如く處理せらるべしと信じたり、蓋し證據も證言も明確にして、師父ペドロ・ド・ツニガが師父たることは立證せらるべきを以てなり、〇中略、ツニガ等處刑セラルヽコトニカヽル、八年七月十三日ノ條ニ收ム、

聖フライ・ペドロは、フィリッピン諸島パンガバンガ管區の主の葡萄園に在ること數年間、救靈の事業に熱心に從事せり、神が我が師父聖アウグスティン派の聖フライ・ヘルナンド・ド・サン・ジョセフ及び聖ドミニコ派の聖フライ・アロンゾ、ナバレテなる兩師父に幸運を惠み給ひしを聞き、美望に勝へず、此の國に赴くを許されんことを要望せり、我が敬愛せる地方師父は、彼が老齡なる上に、フィリッピン諸島にとりて缺くべからざる人物にして、且つ地上の天使の如き德行により、特に諸人の愛好する所たりしにも拘らず、人々の驚歎の中に、之に許可を與へたり、

日本ニ向フ

まにらニ歸ル

るいすト共ニ日本ニ向フ

かくして彼の希望は實現せられ、彼は熱誠と熱情に滿ちて出帆せり、此の頃彼は其の熱情を、自ら抑制するを要せしなり、彼は屢、暴君の手中に、其の身を委ねんとせり、從順が之を妨げざりせば、彼は之を決行せしなるべし、然るに後に至りて、マニラに居住し、我が主イエス・キリストの御惠に飽浴し、石窟の中なる孤獨の巢にある貞節なる鳩の如く、默想するに如かずとして、彼はマニラに歸れり、其の淳樸を知れる教徒等は、我が敬愛する地方師父に書を致して、彼を送還せんことを求め、其の所有にある至福なる殉教者フライ・ヘルナンド・ド・サン・ジョセフの聖なる遺骸を之に換へて送るべしと約したり、地方師父は、聖き美望の念に打たれつゝ、彼を出發せしめたり、彼は師父フライ・ルイスと共に、優秀なる日本人教徒ヨアキム・ディアスの船に乘り、再び出帆せり、彼は彼等が修道士たることを知りて、之を乘船せしめしなり、〇下略、ツニガ等處刑セラルヽコトニカヽル、八年七月十三日ノ條ニ收ム、

日本より、一六二三年二月二十四日〇元和九年一月二十五日ニ當ル、

聖アウグスティン派フライ・バルトロメ・ギュティエレ、

〔パゼス日本耶蘇教史〕第二編第七章一六二二年（歐文材料第六號譯文）

ふろれす脫走ヲ企ツ

此の頃、師父フロレスを解放すべき新なる計畫起れり、師父コリヤドは、ルイ・ヤキチなる一キリスト教徒を使用せり、長崎の人、船頭、三十三歳なり、彼は十八名の誓願志願者の一人なりき、ヤキチは葡萄牙人より集めたる施物によりて、四百兩（テール）にて、和蘭人に仕ふる一下僕の助力を求め、これをして牢獄の扉を開かしめんとせり、されどこの和蘭人は、危惧を抱きて、前言を飜せしを以て、遂に此の事は破れたり、

他にも又計畫ありたり、畏敬すべき同師父は、和蘭人の命の下に、隔日に、海に臨める溝渠に、總ての便器を淨むる爲めに赴くを常とせり、こゝに師父に對して、某日來りて彼を待つべき旨を報じ、其の際彼は繩を傳ひて下り來るべしと告ぐるものあり、忠實なるヤキチと其の同僚とは、城壁の下にて彼を待つことゝなれり、果して三月四日〇元和八年正月二十二日ニ當ル、に至りて、脫走は試みられたり、されど其の事成らず、繩は切れて、師父フロレスは、凡そ一尋の海中に陷れり、流るゝ潮に、其の衰弱せる身は危く溺れんとせしが、能く泳ぎて小舶に達するを得たり、直に帆は揚げられたり、然るに更に新なる事故を生じ、主綱具は切れ、帆は倒れたり、追跡し來りし和蘭人等の船脚

は速く、爲めに遁走者等は船を海濱に寄せ、深く山中へ逃れしが、彼等はなほも追ひ來りて、遂に之を捕へたり、師父フロレスは、ヤキチと共に再び牢獄に伴はれ、桎梏に懸けられ（ふろれす再ビ囚禁セラル）は更に狹められたり、他の水夫等は公衆牢に投せられたり、（及ビつにが共ニ壹岐ニ囚禁セラル）

人々は、ヤチキより、施物に關する師父コリヤドの書狀を奪ひしが、此の書狀はやがて誹謗を惹き起し、其の爲め幾度となく訊問は行はれたり、判官等は、此の書狀を飜譯せしめたる後、囚人等を招致せり、將に拷問に處せられんとせしも一日本人あり、此の時に當りて、師父フロレスは、新なる酷刑を防ぐ爲めに、自ら宣言する事の最も意義あるを信じたり、そは三月五日二〇（元和八年正月十三日ニ當ル）の事なり、平戸の王は、皇帝に提出する爲めに、制規の口述書を作成せしめたり、和蘭人等は更に祝砲を放ちて、此の新なる成功を慶賀せり、

その後師父フロレスは、修道士の服裝を受け、日本人等の監視の下に、ユウキノシマに送られたり、其所にて、親愛なる同僚師父ド・ツニガと再會せり、彼は一箇年半和蘭人の監視の下にありたり、此の頃、彼は五月二十四日（元和八年四月二日ニ當ル、十四日附の長文の書狀を認めたり、此の書狀は、本書に重要なる材

料を供給せり、やがて平戸にて捕へられたる耶蘇會の師父一名、此所に投せられたり、そはカミロ・コスタンツオなりき、管區長師父によりて派遣せられ、此の惱める教會の爲めに一身を捧げしなり、管區長師父は、彼はキリスト教徒等と神聖なる婚姻を結びしものなりといへり、

同じ平戸の町に數多の囚人ありしが、其の中に師父フロレスの家主西班牙人なるヘルナンド・シメネス、日本人なる其の妻及び彼女の家婢ありたり、師父カミロは、彼等の牢獄に至りて、懺悔を行はしめ、殉教に備ふる所ありらしめたり、

此の町に於いて、其の任を果したる後、師父は、四五里隔りたる附近の地を訪れたり、彼はまた生月島のトシノハマに於いて、放置せられたる多くの靈の果實を救ひたり、

師父はまた生月より約十里隔りたるノシマの小島を訪れんとして、彼の家主にして、問答示教師なるジャン・ザエモンと共に乘船せり、同船には耶蘇會員ニコラス、問答示教師ガスパル・コテンダ（ガスパル・コテンダまたはヴアスは、平戸の出自なり、長崎に生る、其の家は名家にして、一五九二年（文祿元年ニ當ル）の追放者の首領なる貴族教徒の近親に當れり、彼は二十歳なりしが、耶蘇會の兩師父キムラ、

及びコスタンツオ、ドミニコ派の師父等について、問答示教したり、平戸教會の看坊アウグスティン・オータ平戸小値賀に生る、牧師等の薫陶を受け、十五歳の折、兩親と共に五島に來り、同所にて、彼等と共に改宗せり、オータ〔彼は此地に住して、オータの姓は之より取りたり〕の領主は、彼を看坊即ち聖器守或はまた一教會の副宣教師となしたり、同教會は破滅に歸したるを以て、アウグスティンは長崎に赴きたり、同地にて妻を失ひ、爾後彼は、專ら自らの永遠の幸福の爲めに力を盡したり、師父等は、彼を平戸教會の看坊に任じたり、二十年の間、彼は熱烈なる傳導に努めたり、從僕一名及びキリシタンなる水夫二名ありたり、彼はノシマに留ること三日の後、一里半隔りたる五島の首島たるウウキ（宇久）島に移れり、キリスト教徒なる一婦人は、其の異教の夫を改宗せしめんと希望して、師父の到來を打明けたり、彼は五島（盛利）殿の許に至りて、之を訴へたり、同領主より派遣せられし從者等は、師父一人を發見せしが、神弟は不在なりき、されど彼等は、師父に從ひし者、または之を援助せし者を捕へたり、

かみろ五島ニ赴ク

捕ヘラル

ノシマに於いては、アウグスティン・オータ及びガスパル・コテンダ捕へられたり、彼等と共に、役人等によりて見出さるゝ儘に、同じく神聖にして、其の報酬としては、殉教に値する勞務に、共に力を盡したる人々も亦捕へられたり、

師父カミロは、兵士等に向ひて、雙手を差伸べたり、されどかくも畏敬すべき人に對しては、彼等も敢て苛酷なる手段を執ることなく、敬意を表し、日本の慣習に從ひて、同師父を式宴に招待せしも、師父は之に參加する事を拒みたり、

船長平山壹岐島ニ囚禁セラル

同師父と其の同僚とは、イキノシマに送られしが、此處には、囚人として兩師父、フロレス及びツニガ、竝に船長平山等在りたり、其の後直に告白者等は、悉く平戸に向けて護送せられたり、イキツキにて、法廷の役人等は計畫を變じて、他の者を此處に留置し、師父カミロ、アウグスティン・オータ及びガスパルのみを平戸に伴ひたり、然れどもガスパルは、公衆牢に投ぜられたり、

幕府ノ禁教

〔訂正增補〕日本西教史〕下 第十五章（歐文材料第七號譯文）

其ノ翌年〇一六二二年ヲ指ス、元和八年ニ當ル、ハ、日本全國干戈ノ事止ミ、泰平ト稱スレドモ、タヾ奉教者ノミハ誅伐セラレ、將軍ハ往時ヨリモ更ニ嚴酷ナル新令ヲ下シテ、專ラ之ヲ苦責セリ、茲ニ其ノ由ツテ來ル所ヲ說ク可シ、日本人トフィリッピン島ノ西班牙人トノ間ニ通商貿易ノ行ハルヽヲ以テ、奉教者ナル船長ニシテ、日本ヘ修道士ヲ入ラシメントセシ者若干名アリ、其ノ中日本

日本人船長じょあきむ密ニ

ノ奉教者ジョアキム某ナル者ハ、四年以前（元和四年ノコトトナスハ誤ナラン、本書元和四年ニ當ル、）ニ、二名ノ教師ヲ其ノ船中ニ潜伏セシメタリ、一ハサン・オーギュスタン會ノ教師ピエール・ツニガナリ、一ハサン・ドミニック會ノ教師ルイ・フロレスナリ、共ニ其ノ貌ヲ變ヘ、其ノ國ニ潜入スルニ際シ、見破ラルヽニ備ヘタリ、其ノ航海ノ初程ハ、頗ル幸運ニ惠マレシガ、遂ニ其ノ志ヲ達スル能ハズ、平戸ノ邊ニ於イテ海賊ニ襲ハレタリ、賊ハ英吉利人ナリト云ヒ、或ハ和蘭人ナリトモ云フ、其ノ詳細ヲ得ズ、此ノ賊已ニ船中ノ貨物ヲ奪ヘドモ、ナホ厭カズシテ、マニラノ教師日本ニ到ルト皇帝ニ報知セリ、

平戸ノ獄ニ繫ガル

是ニ於イテ、ジョアキムハ、同伴ノ二師及ビ奉教者ト共ニ、平戸ノ獄ニ繫ガレタリ、此ノ事マニラニ傳聞スルニ、一西班牙人ハ、其ノ友ノ囚ハレシヲ知リ、平戸ニ航シテ、之ヲ奪ハント欲シ、數月ヲ閲シ、一夜衞士ノ睡眠ヲ窺ヒ、入リテ獄舍ノ戸ヲ破リ、朋友ヲ救ヒ、併セテ同囚人ヲ出シ、相共ニ走リシカバ、衞士ハ驚キ覺メ、急ギ之ヲ追ヒ捕ヘテ、盡ク再ビ獄ニ繫ギタリ、

西班牙人つにが等ヲ奪ハントシテ成ラズ

〔フランシスコ・カレロ編サント・ドミンゴ派サント・ロザリオ教團の日本國に於ける勝利〕（自一六一七年至一六二四年）

第十二三章（歐文材料第八號譯文）

聖ロザリオ派信徒ホアキン・ディアス以下十二名が、二人の修道士を日本に伴ひし爲めに遂げし輝かしき殉教のこと、

先に我等が述べし、かの殘忍峻烈にして、日本に於いて前代未聞なる殉教○村山等安等、處罰セラルヽコトヲ指ス、五年是歳ノ條ニ見ユ、に依りて、（長谷川藤正）權六と呼ぶ異端者なる長崎の知事の忌はしき心事は露れたり、一部の人々の望みし如く（其の本來の意志には非ざるべし）彼が敬虔なる溫情家に非ざることは、明白に之を窺ふを得べし、其の故は、前に述べし殉教に於いて、彼は單に至福なるドミンゴの徒を火刑に處すれば、皇帝の命を達成し得しならんに、敢て火を遠ざけ、其の纏へる衣服に達することを能はざらしめ、以て彼の苦痛を倍加せしめたり、なほ前に述べし多くの殉教が、殆んど彼の手に依りて執行せられし事實は、其の殘忍の性を示す證左とするに足らん、その上彼は、進んで日本に於けるキリスト教を禁ずることを得べかりしに、教徒等が抱懷する確乎たる信念を一見するや、愼重細心なる彼は、自ら言動を愼み、溫情家を裝ひて、能ふ限り、市の住民等に親愛の念を抱かしめんとせり、卽ちそはよき政

外國人ノ觀タル長谷川藤正ズ

府の政策の一にして、かくて知事の職務は保たる、されば宮廷に於いては、長崎の人民は彼を愛すと噂せられたり、前に述べし殉教は、一六二一年二月〇元和六年閏十二月十日ヨリ、同七年一月七日マデニ當ル、のことなりしが、その後その年の終より、一六二二年〇元和七年十一月一日ヨリ、同八年十二月一日マデニ當ル、の半に至るまでは、專ら修道士等を捕へ、教徒を投獄し、問答示教師を鐵窓に繫ぎ、修道士等の內地殘留或は其の日本渡航に與りし人々を追求することに終始せり、かくて牢獄は、聖なる懺悔者にて充滿せり、これ等の牢獄に光榮を齎せる者の一人に、敬虔なる教徒ホアキン・ディアスありき、日本人にして、體軀矮小なれども、勇氣と思慮に富めり、名門に生れ、事に當りて勇猛果斷にして、また信仰の諸事に蘊奧を極め、以て日本の諸宗派を論駁し、其の誤謬を難じ、其の迷妄を破り、彼等が崇敬せる多くの神々が誤謬たる所以を明にせり、初め善男ホアキンは、此のマニラの町に渡來せしが、こゝより己が生地まで、其の所有する帆船にて渡航せんとするに當りて、日本に宣教師を伴ふ者の蒙るべき重罰を、もとより聞知せしに拘らず、いさゝかも恐怖する所なく、たゞ其の期待の錨を我が主に委ね、聖ドミンゴ派のフライ・ルイス・フロレス及び

日本人敬信者ほあきんでいあす

ほあき禁令ヲ犯シテ宣教シ師つにがふろれすヲ日本ニ伴フ

聖アウグスティン派のフライ・ペドロ・デ・ツニガなる二人の修道士を其の船に迎へたり〔兩人の壯絕なる殉教に就きては、別に記述す〕此の如き聖なる伴侶を得て、彼は大いに滿足し、其の爲めに必ず安穩なる航海をなすべしとの確信を抱きて、主の年なる一六二〇年六月五日〇元和六年五月五日ニ當ル、出發せり、同月二十八日〇元和六年六月二十八日ニ當ル、即ち聖徒聖ペドロ及び聖パブロ祭の前日、突如北風に襲はれしかば、已むを得ず船荷を輕減し、箱類を海に投じ、糧食を破棄せり、それより航路を變じ、針路を交趾支那に取りしも、其の後東北風を得て、遂にマカオに到著するを得たり、七月二日、〇元和六年六月三日ニ當ル、マカオの港を出發し、大支那の近海を海岸に沿ひて航行し、遂に順風を得て、日本に針路をとり、マグダレナの日、〔七月二十二日〕エルモサ〔臺灣〕島と呼ぶ、日本より百レグワを距る島嶼に達せり、此處にて、既に缺乏を告げし飲料水と薪とを求むるを得たり、此の島の近海に於いて、一艘の帆船の追跡し來るを認めしが、日本人等が自國の港を提供して、交易を行ふ和蘭人等なることを知るに及びて、之に近付くも妨なしとせり、然れども修道士等にとりては、極めて不利なれば、彼等は之に近付くことを欲せざりしが、同船は日本人の所有に

まにらヲ出發ス

まかおニ著ス

臺灣ニ寄港ス

和蘭人ニ捕ヘラルル

係るを以て、其の意志に從はざるを得ず、かくて聖なる修道士等は、船底の主に獸皮類より成る積荷の間に隱匿せられたり、これは實に、後に彼等が辛酸を嘗めし長期に互る牢獄生活の端緒なりき、

兩船が互に船側を接するや、偶〻ホアキンの船の者にて、すべての乘組員に與ふべき災厄を思ふことなく、唯和蘭人等の甘言に迷ひて、二修道士の乘船する由を告ぐる者あり、されど其の無謀が招來せる不幸なる結果は、程なく現れたり、卽ちかの修道士のみならず、水夫等も、帆船の他の乘組員も齊しく捕へられ、和蘭人等の船に收容せられて日本に伴はれ、皇帝の命に違背せし者として、平戸の王に引渡されしなり、修道士等は、他の西班牙人等と共に、嚴重なる監視の下に置かれたり、善男ホアキン以下の人々は、求められるゝことあらば、如何なる時に於いても、必ず之を明示し、之を引渡すべき嚴重なる約束の下に、數名の長崎の住民等の許に預けられたり、ついで、嘉すべき修道士を捕へんとして、何人が果して修道士なるか、また修道士に非ざるかの確證を得んとせり、其の故は之を明白に識別せしむる標徴なく、且つ彼等は、伴ひ來れる船長ホアキンに禍を及さんことを惧れ、祕

松浦氏ニ引渡サルルほあきん等長崎ノ市民ニ預ケラルル

長谷川藤正ニつにがヲ庇護ス

和蘭人ノ證言

つにがノ自白

して語らざりしを以てなり、和蘭人等は、偏に其の目的を貫徹せんと努力し、恐るべき、言語に絕えたるあらゆる拷問を用ひしが、彼等は孰れも雄々しき勇氣を以て、之に耐へたり、一方長崎の知事は、彼等の修道士に非ざることを辯護し、且つ法規無き海賊、または不逞の徒の如き和蘭人が、其の船舶の掠奪品を保有せんとして、かゝる證言を提起せしなりと、大いに抗辯に努め、かくて和蘭人等が其の目的を貫徹し得ざることを密に喜べり、されど彼が斯く振舞ひたる所以は、キリスト教に對する熱情、若しくは聖き福音の使徒等に對する愛情にはあらずして、寧ろ特別なる意圖と、彼等に對して抱きし積年の宿執とに出でしものなり、

其の後事態は推移し、和蘭人等はあらゆる奸計を弄し、或は全く虛僞の證據を擧げ、或は疑はしき證言を行ひ、以て事件を其の意圖の儘に運びたり、かくて聖ドミンゴ派のフライ・フランシスコ・デ・モラレス及び耶蘇會のバードレ・カルロス・デ・エスピノラなる二人の傑出せる人々の忠告を容れて、

一六二一年十二月、〇元和七年十一月十九日ヨリ、同年十月十八日マデニ當ル、フライ・ペドロ・デ・ツニガは、聖アウグスチン派の修道士なることを告白するに至れり、卽ち和蘭人

藤正ほあきん等ヲ捕ヘテ壹岐ニ囚禁ス

船員ノ處分

藤正幕府ノ指揮ヲ仰グ爲メニ出府ス

日本ノ貴族じょあきむ平山まにらニ居住ストノ說

歸國ノ際二名ノ宣教師ヲ伴フ

等は勝利を獲得せしなり、權六は、バードレ・ペドロが國法を犯せる人物なることを痛感し、善男ホアキンを捕へて、此のバードレ・フライ・ペドロと共に、キノシマと呼ぶ島に送れり、次いで船の乘組員等を平戸に捕へ置き、其の他の人々は之を預けたり、權六は此の船の事件につき、同船にて修道士の渡來せしは、眞實のことなる由を將軍に陳述する爲めに、首府に向けて出發せり、

○〔シャルボア日本史〕下卷第十五編　一六二一年（歐文材料第九號譯文）

ジョアキム・平山と稱する一日本貴族あり、嘗て一家を擧げて、フィリッピンに渡り、マニラに居住せしが、彼は再び其の祖國を見んことを切望せり、蓋し特殊の利益あるを以て、之を欲せしなり、彼は一小船を艤ひしが、キリスト教徒の外は之に乘船することを許さゞりき、その中に二名の修道士ありしが、孰れも日本渡航の便宜を待ちつゝありし者なり、一名はアウグスティン派師父にして、名をピエール・ド・ツニガと呼び、他は師父ルイ・フロレスと呼びて、聖ドミニック派に屬したり、一は西班牙人にして、他はフランドル人なりしが、共に商人に姿を變へたり、マカオ附近に於いて、暴風雨

乘組員十名ニ過ギザル日本船和蘭船ニ捕ハル

和蘭船長ノ告訴

船長平山以下乘組員ノ幽囚

に遭遇せし爲め、彼等は止むを得ず同港に入れり、此處を出帆せしは、一六二〇年八月（○元和六年七月三日ヨリ、同年八月四日マデニ當ル、）なりき、彼等はフォルモサ島と支那との間に於いて、エリザベス號と稱する和蘭船に出會ひたり、或は英吉利船なりともいふ、兩船の勢力は比較すべくもあらず、乘客を合して、僅に乘組員十名に過ぎざる日本船は、程なく降伏するの餘儀なきに至れり、總ての人々は其の衣服を剝がれ、搜査を受けたり、二修道士の衣類を檢するに及びて、人々は遂に其の法服と免許狀とを發見せり、此の發見は、和蘭人にとりて最も喜ぶべきものなりき、彼等の奪掠を隱蔽し、同船を拿捕する爲めに、理に適へる口實を得べきを以てなり、若し此の口實なき時には、彼等は單に同船を奪掠するに甘んずべきなりき、卽ち彼等は之を捕へて平戸に曳航せり、船長は直に王の許に至りて、彼が海上フィリッピンより來れる二名の修道士を乘せたる日本船に遭遇し、皇帝陛下の利に背くものと信じ、之を拿捕せし由を告げたり、

此の異教徒の言によりて、船長平山を始め、乘組員は悉く捕へられ、獄に投ぜられたり、されど二修道士は姿を變へしまゝ、自ら明言せし所にあらざ

れば、固く之を拒否し、また船中に於いて發見せられし所は、斷じて彼等の所有物にあらざることを主張せり、彼等はかく振舞ふことによりて、彼等が恩を蒙りし誠實なる人と、損害に對して非難の的となりし乘組員一行とを、此の事件より遠くるを得べしと固く信じたり、若し此の事なく、彼等の身分が發覺するに於いては、キリスト教に對して、新なる突風の捲き起らんこと疑ふべくもあらざりしなり、平戸の王（松浦鎭信）と長崎の知事（長谷川藤正）とは少からず當惑せり、彼等に屬する人々より、事件は宮廷に報せられ、皇帝より回答の到著するまで、二名の修道士は、和蘭人等の監視に委ねられ、虐待を受けたり、江戸より回答の到著するまで、殆んど一箇年を費したり、終に回答は來れり、此の回答は、鈴田の牢獄にありし各宗派に屬する修道士を解放して、平戸に連行し、此の二名の被告と對決せしめんとするものなりき、此の命に基き、一六二一年十一月二十三日、（元和七年十月十日ニ當ル）耶蘇會師父シャルル・スピノラ、ドミニック會師父フランソア・ド・モラレス及びフランシスコ會師父ピエール・ダビラは、なほ何等かの理由によりて、獄中に留り居りし背教者牧師ピエール・アントアンと共に、平戸に赴きたり、嘗て權六は師

長谷川藤正等幕府ノ指揮ヲ仰グ

幕府藤正ヲシテ事件ヲ調査セシム

背教牧師あんとあん

父スピノラに向ひて、同人はなほキリスト教徒たる嫌疑を受け居れる由を語りしが、同聖師がこれと時を同じうして受取りたる數通の書翰は、却つて此の憐むべき者が政府の間牒にして、彼が牢獄に送られしは、同所にありし數名の宣教師より、其の同志の隱れたる場所につきて、努めて何等かの光明を摑まんとする爲めに他ならざることを信せしめたり、而も此の事は疑ふ餘地なく、彼は平戸に到著するや直ちに、嘗て行ひしことなき、偶像に對する禮拜を公然と行ひたり、彼は王と長崎の知事との前にて、師父ド・ツニガが宣教師にして修道士なることを主張し、彼はそれを鈴田の囚人某より聞知せし由を告げたり、實に彼が主張する所は事實なりき、かゝる明白なる運動を行ひて後、ピエール・アントアンは放免せられたり、而して彼はキリスト教徒等の檢擧に際して、助言を與へし程の熱情を以て、彼の不誠實によりて、此の宣教師等が蒙りし多くの嫌疑に對しても、確證を擧ぐることに盡力せり、

平戸に伴はれし三名の修道士は、こゝに皇帝の役人、卽ち平戸の王竝に長崎の知事の面前に引出され、訊問を受くることとなれり、彼等はその法廷

平戸ニ於ケル訊問

末次平藏訊問ノコトニ與ル

に於いて、少しも其の地位の權威を傷くることなく、人々を陷れて、其の口を開かしめんとする、彼等の常套の術策を愼重に避くるを得たり、かくて長崎知事の代理者たる資格に於いて、訊問者として出廷せし背教者ジュアン平藏（末次）は、助言を得て、更に言葉をつぎ、キリスト教徒竝に宣教師にして、自らかくも重んずる彼等の道德の偉大なる主義に、虛飾と僞裝とを混ずることを得べきや、理解に苦しむ所なりといへり、また一英吉利人は、其の本國に於いて、ローマ教の宣教師等が、此の如き振舞をなすこと多き旨を附言せり、師父スピノラは、かゝる誹謗に堪ふること能はず、平藏に向ひていへり、そは信仰を拒否すると、職業を祕するとの差に過ぎず、信仰を拒否することは、常に最も恐るべき不信の行爲なるも、職業を祕することは、何等法規によりて制禁せられしものに非ず、寧ろ場合によりては、愼重なる行爲として、正しきものと見做さるゝことありと、次いで英吉利人に向ひ、ローマ教會の宣教師にして、法によりて訊問を受くるに當りて、若し其の證言が全く何等の成果をも結ぶことなかるべきを惧れて、敢て其の身分を公にせざる場合に於いて、彼は其の身分を否認せしに非ざるなり、彼も

嘗て英吉利の地にありしが、（師父スピノラと共に日本に渡航せしが、途中英吉利船に捕へられ、英吉利に連行せられ、暫時囚禁せられしことあり、）自ら宣教師にして耶蘇會に所屬することを公言せり、多くの同胞が、自ら此の如く處しつゝ、其の生命を失ふに至るは、人のよく知る所なりといへり、更に彼は平戸の王に向ひて曰く、王よ、願はくは裁きを與へ給へ、我等がかゝる場合に、嘗て僞りしことありやと、日本人に對して、かく處すべしと教へしことありやと、

此の會話は、總ての人々を滿足せしめ、修道士と二人の同志との悲慘なる狀態は、信教の仇敵をも感動せしめたり、此の高貴なる多くの英雄の血を享けしドイツ皇帝の高官の一子（師父スピノラは、皇帝ルドルフ二世の寵臣タッツサロール侯、オクタービオ・スピノラの一子なり、）が、生色なく痩せ衰へ、手足を鐵鎖に縛められ、廐舍にも劣れる牢獄に長く在りし爲めに、到る所裂かれ朽ちたる法衣を身に纏ひし罪人の姿を呈せしは、實に歐羅巴の異教徒にとりて、驚歎すべき光景なりき、權六は自ら此の待遇に、人道に悖るものあるを覺り、命を下し、囚人等をして、衣食に窮することなからしめたり、其の命は實行せられたり、されど師父スピノラは、なほ鈴田出發の後、酷寒の季に當りて、殆んど常に其の頭部を露出し、

藤正宣教師等ノ取扱ヲ緩ニセントス
末次平藏反對ス

寒風に曝せしを以て、再び其の獄に歸著せし時は、加答兒の襲ふ所となりて、氣息奄々たりき、

平戸出發に先ちて、彼は熱情を以て二事を果さんとせしが、孰れも成就せざりき、彼は力めて平藏に向ひて語るべき機を窺ひ、其の機を得るや、此の不幸なる背教者の心を天帝の裁に對する惧を以て滿さん爲め、手段を盡して之を諭し、之を誘ひしも、其の効なかりき、平藏は既に恩寵に耳を貸すことなく、また何等の感動をも受くることなく、全く感覺なき狀態に達したりしなり、知事より葡萄牙人等に對して、此の囚人修道士等の苦痛を輕減せしむべき許可ありしが、此の代理者は、ルイス・マルチネス・ド・フィゲレドが、其の前に跪きて懇願せしにも拘らず、其の許可を全く無効に終らしめたりといふ、是を以て異教徒には、なほ誠意と德義とを有することあるべきも、背教者にして誠實なるものは、極めて稀なることを知るべきなり、

師父スピノラは、第二の計畫を果すに當りても、前回と同じく果敢にして巧妙なりしが、彼は其の平戸旅行の主眼たりし二修道士の嚮導のみに滿

足せざりき、既に師父ド・ツニガに對する證據は十分なるのみならず、此の善良なる師父は、嘗て對面せし英吉利人等によりて、圖らずも其の身分を明にせられしを以て、聖徒は彼に向ひて、彼が今もなほ師父フロレスと共に固守せる隱蔽が、漸く信徒等の間に惹起しつゝある誹謗の聲を排除すべき時は到れりといひ、また彼等が孰れも釋放せられ、隨つて彼等を日本に渡航せしめたる人々の生命を、救ふことを得べしとする夢想は、全く空しきものなりと附言せり、彼は容易に其の一人を、決意せしむるを得たりしが、其の信仰を鮮血を以て表示せんと、深く希望せしものなりき、彼は書面を以て宣言し、速に此のことを爲す能はざりしは、一に彼が船長平山以下乘組の人々の身を憂ひしに因るものと主張せり、直に彼はイキノシマなる島の牢獄に送られ、ついで船長以下の人々の審理は開始せられたり、然るに師父フロレスは、何等の證據もなく、また其の證言に撞著する所なかりしを以て、和蘭人の手に委ねられたり、和蘭人は從前に增して之を虐待せしが、其の監視は寬かなりき、

彼が平戸の商館に送られてより三箇月を出でざるに、同派の師父ディエ

ゴ・コリアドは異教徒等の狂暴を惧れて、彼を脱出せしめんとの計畫を策するに至れり、其の企圖を一キリスト教徒に傳へしに、彼は之に同意し、自ら進んで獄中に入らんと提言せり、師父は其の提言を容れたり、かくて彼は三人の長崎の日本人と共に小舟に乘り、潛に平戸に到著せり、彼は師父フロレスに對して、監視嚴しき場所に於いては、一言をも發することを欲せざりしが、彼に隨ひし一信者は、巧に此の囚人に來意を告げ、共に謀つて逃走を策したり、其の策略は幸に効を奏し、修道士は闇を利して小舟に乘るを得たり、小舟は遙に陸を離れて碇泊せしが、やがて櫂により て長崎に向ひて進みたり、

彼が舟に乘りて後程無く、平戸に於いて、其の逃亡のこと發覺せり、和蘭人等は直に之を王に傳へ、王は時を移さず之を追跡せり、王の船の漕手は、かの宣教師の船よりも遙に數多く、やがて之に追附くを得たり、師父コリアドは大端艇にて先行しつゝありしが、同僚の難を知るや、逃れて陸上に奔り、森林の中に匿れたり、師父フロレスは兵士等の虐待を受けたり、彼等は師父を捕へて、堂々と平戸に歸還せり、和蘭人等は狂喜して、大いに祝砲を

放てり、かくて修道士は、再び脱走の希望を失ひ、遂に告白するに至り、和蘭人等は、更に之を嚴重に監視せり、

〔一六二二年日本に於いて行はれたる大殉教の報告〕（歐文材料第十號譯文）

○上略　過去數年間に、當地マニラより修道士等の彼地に赴くもの若干ありしが、其の中、アウグスティン派フライ・ペドロ・ド・ツニガ及びドミニコ派フライ・ルイス・フロレスの二名は發見せられたり、彼等はホアキンなる船長によりて送られしが、和蘭人は、修道士等を渡航せしむることを口實とし て、日本近海に之を襲ひ、日本の皇帝に告訴せり、此の爲め彼は、兩修道士竝にキリスト教徒たりし彼の船の船員、水夫等と共に、平戸に幽閉せられたり、當地より赴きし他のドミニコ派修道士は、其の同胞を救はんと試み、同時に他の多くのキリスト教徒等をも釋放するに効を奏したり、かゝる平戸の牢獄を破壞するが如き行動は、密に行はるべきものに非ず、其の發覺するや、逃走者等は孰れも捕へられて、再び投獄せられたり、

〔ブレヤー及ロバートソン編フィリッピン諸島誌〕第二十卷（歐文材料第

英蘭人まにらヨリ日本ニ航行中ノ日本船ニ便乘セル宣教師二名ヲ捕フ

まにら及ビまかおヲ襲撃センコトヲ請フ

十一號譯文）

一六二一年〇元和七年ニ當ル、フィリッピン教區報告の一節

和蘭人及び英吉利人は、マニラより日本に航行中の日本船に便乘せる修道士二名を捕へたり、一名はドミニコ派に屬し、他はアウグスティン派に屬せしが、其の所持せし書翰によりて露顯せしなり、同書翰は□されど□進んで其の國土に彼等を勸誘せし日本船□することは、彼等にとりて、何等疚しき所にあらざりしかば、宮廷に提出せられたり、彼等は一致して皇帝に愁訴せり、マニラ及びマカオを滅ぼし□まで、其の國には修道士の後を絶つことなかるべし、また二三千人の日本人を整然たる秩序の下に同地方に派遣すべく、彼等は、□を潰滅せしむべしと、〇下略、幕府、武器ノ輸出ヲ禁ズルコトニカヽル、七年七月二十七日ノ條ニ收ム、

〔長崎志〕七南蠻船渡海同御制禁之部　阿蘭陀人忠節之事

一元和三丁巳年、阿蘭陀船、洋中ニテ、唐船造リノ船ニ行逢シニ、船中ニ伴天連ト思シキ者數人見掛シ故、其頃ハ阿蘭陀、平戸ニ著船ノ砌ナレバ、彼船ヲ引乘リ、松浦壹岐（隆信）守ニ此旨訴ヘ出タリ、壹岐守ヨリ長崎御奉行所ニ申越サル、卽刻長谷川權六、平戸ニ行向ヒ、委細穿鑿ヲ遂ラレシニ、此船、泉州堺常陳ト云者、呂宋ニ爲商賣相渡ル船ナル由、船中ヨリ蠻國文字ノ書翰數通搜シ出ス、平戸通詞森助右衞門ニ和解被仰付之處、蠻國ヨリ日本ニ隱レ居ル伴天連方ニ遣ハス書狀ニテ、日本ニ於テ切支丹宗門ニ傾ク者過半有之ハ、卽刻注意スヘシ、軍船數多可差越ナトヽ書述タリ、依之船中ノ伴天連竝常陳ヲ長崎ニ搦來リ、火焙其外船ノ者不殘斬罪セラル、其節阿蘭陀人ニ忠功ノ御褒美成下サル、〇長崎名勝圖繪同ジ、但シ常陳ヲ常珍ニ作ル、

堺ノ常陳　平戸通辭森助右衞門

〇英吉利人、葡萄牙船ヲ捕ヘテ長崎ニ入港スルコト、諸書異同アリテ詳ナラズ、今姑ク英國印度事務省文書及ビりちゃるど・こっくす日記ニ從フ、マタ長崎志以下我ガ文獻ニ見ユル堺ノ常陳ノ件ハ、同ジ事實ヲイヘルモノヽ如シ、便宜茲ニ收ム、幕府、潛入ノ西班牙宣教師等ヲ處刑スルコト、八年七月十三日ノ條ニ見ユ、ナホ八月十二日、英蘭兩國人ヨリ幕府ヘ呈セシ書狀モ、本件ト關係アルベシト思ハルレバ、左ニ附載ス、

〔和蘭國海牙文書館文書〕（歐文材料第十二號譯文）

英蘭兩國人ノ和解

呂宋及ビまかおニ於ケル植民ノ經過ヲ察セヨ

平戸英蘭兩國商館決議錄

謹んで書を皇帝陛下に呈す、

既に陛下も存知せらるゝ英蘭兩國民の間に於ける不和は、今度解消せしが、其の次第は、英蘭兩國より互に派遣せられ、無事ジャカトラに到著せし二艘の船によりて齎されたるものにして、茲に我等の間に存したる往年の確執は、全く其の跡を絶ちたり、かくて我等は協議の結果、英蘭兩國は、葡萄牙船、西班牙船に邂逅せば、西班牙の僞國王が歐羅巴竝にその他の地方の平和を破壞する如き行動に出づることなきやう、能ふ限りこれを阻止すべきことを決議せり、陛下、之に就きて、希はくは、西班牙國王竝に其の臣下が、呂宋及びマカオに入り、鞏固なる植民をなしたる經過を明察ありたし、

貴下の領國を保持する爲めに、彼等の行動に對しては、特に注意せらるべきなり、これに就きて、曩に我等は、陛下の御父君大御所樣に捧げし慶長十五年の奉書〇和蘭國王、使ヲ遣シ、書ヲ家康ニ贈ルコトヲ請フノ條ニ見ユ、に於いても、又更に元和三年に至りて、陛下に捧げし奉書〇英吉利甲比丹リチャルドコックス、伏見ニ抵リテ、國王ノ書翰ヲ秀忠ニ呈シ、英吉利人西班牙宣教師ノ行動ニ就キテ幕府ニ警告スノ條ニ見ユ、に於いても、此の事を明にせしが、彼等僧侶等の行動を見れば、實に明白なる所なり、これは我等と西班牙の國王との間に於ける多年の戰爭による惡意の如きに出づるものに非ず、全く陛下の國土都市を、かの僧侶等の陰謀より防衞せんとの一念に發したるものなり、若し陛下がたゞ彼等の行動に注目を拂はるゝに於いては、やがて其の事の眞實なるを發見せらるべきなり、

今や我等は、我が國王等の命を奉じて、巨大なる十艘の和蘭船及び英吉利船によりて、平戸に到著せり、而して此の船隊を率ゐて、直に呂宋及びマカオに向ひ、其の地に會すべき者を能ふ限り攻擊し、之を粉碎せんとす、就きては、之等の地に到るジャンク船に對して、陛下が、今後一切渡航許可證即ち免許狀を付與せざらんことを請ふ、其の故は、我等の敵は、かゝる手段によりて、彼等より糧食、軍需品、其の他の供給を受くべく、其の結果は、日本人商人數名を利するに過ぎず、然も陛下の國土都市の蒙るべき損害は大なるものあり、日本より呂宋マカオへの渡航が繼續する間は、陛下も承知せらるゝ如く、如何に嚴しく之を糺明し制禁せらるゝとも、其の地より日本

朱印船ノ渡航スル間ハ耶蘇教ノ禁斷ハ行ハレザルベシ

日本ノ商船ニハ葡西兩國人ノ貨物ヲシテ搭載セシメザルヲ要ス

へ僧侶等を導き來ることは斷絶すべきにあらず、假令若し陛下が、我等の此の擧を諒承せられざる場合に於いても、我等は、なほ陛下の渡航許可證を携へて、航海する臣下に邂逅する場合は、其の場所の何處たるを問はず、彼等の航海の遂行の爲めに、あらゆる友誼と助力とを與ふべきなり、そは我等の君主より與へられたる特別の命令に基くものなり、

また我等と陛下の臣下等との間に一切不和不滿を生ずることなき爲め、希はくは、陛下に於いて、陛下の渡航許可證を携へ、日本より諸地方に赴くジャンク船の船主等に對して命を發し、西班牙人、葡萄牙人、竝に彼等に所屬する貨物を一切搭載せしむることなからしむべきなり、殆んど毎年の如く生ずる所なれども、本年も、マカオに於いて、日本の或るジャンク船は、其の渡航許可證に於いては、交趾支那に赴くべきなるに、マカオに入港し、碇泊中を、英蘭兩國の船に發見せられたり、されど陛下の渡航許可證を所持せる爲め、之を害することなく、鄭重に遇したり、右ジャンク船の船主の言によれば、天候不良の爲めに、心ならずも入港せし由なりしも、後に其の言の不正なることは發見せられたり、卽ち同船の貨物は、殆んど葡萄牙の

貨物にして、また多くの葡萄牙人を便乘せしめ、先づ平戸に到著し、更に長崎に向ひたり、葡萄牙人等は、彼等の僞瞞的の行爲を少しも恥づる所なく、我等を愚弄せり、卽ち我等を欺き、また陛下の渡航許可證に正しく從はず、交趾支那に赴くべきを、曲げてマカオに到りしなり、

陛下には是等のことを熟慮せられ、今後陛下の渡航許可證に指定せられたる地を限り、それ以外の地に赴くべからざるやう、また今後葡萄牙の貨物を積載し、又は葡萄牙人を便乘せしむることなきやう、命令を發せられんことを希望するものなり、此の事聽許あらば我等は海上に於いても、また陸地に於いても、彼等に邂逅すべき時、能ふ限りの友情と好意とを示すべきなり、平戸、一六二〇年九月八日、日本曆元和六年八月十二日、ロバート・アダムス、ウィルレム・ヤンセン、ジャックス・スペックス、チャールス・クリヴェンジャー、ジャックス・ルフェーブル、エドモン・レニス・ドワニス、ジョセフ・コクラム、ヘンドリック・ファハト、マルチン・ブリング、リチャルド・コック、マウリチウス・ファン・オムメレン、レナルト・カンプス、ウイリアム・イートン署名す、

元和六年七月六日

女御ト唱和シ給フ

七日、癸未、七夕ノ御儀、

〔女御御入内記〕○視聽草五集七所收、○上略、秀忠ノ女和子、入内ノコト等ニカヽル、五月八日、同月二十八日、六月二日、同月十二日、同月十八日、同月二十四日、同月二十五日ノ各條ニ收ム、

さてしも雲の上れ御事なりら、其御かさち、天のなせれ御麗質のミよあらに、たゝへもなよからぬ御心しへよや、君顧の叡慮淺りらに、さしうつるあしさのひりりをかにとれゐらかゝよ、殘星のりけうにきりことく、九嬪更衣のりさ〳〵まて、只をのつりら等閑よならせ給ふもことしり也、過れともかゝ夏くれて、萩のうら風萩の戸よそよき、すゝしき初秋の七日の夕へよ成よりり、乞巧の祭り取行れを、つりへし袖のとり〳〵よ露の玉簾かゝくをれ、主上玉扆を端近くうつさせ給ひ、いとゝ龍顔うるはしくうちゑませ給ひて、たかしさの御手向も折よふをし御心よや、りく詠しさせさまふとを、

七夕のさへぬちきりをあ万れ河逢を嬉しき風や立らん○以下ノ御製、後水尾院御集所見ナシ、

女御とりあへさせ給れに、

いつしりよ我もさのまん秋毎の七夕つ先の中れちきりを

御製

幾年もいさや詠ん星合の空よ行りふゐまのしつ秋

御返しともなく、いりゝおほしつらん、

東よもけふや吹らん星合の空もすゝしき秋のしつりせ

又御製

かれらにも天の河原よ年をふる七夕つめのちきりから南

御返し

いひ初しその古のいりかれれをへぬ契りれ秋を待らん

又御製

りふよりそ我もさのまん七夕のあふをさへをぬ秋の契りを

りふれ夕への御そへ歌なれしよや、七首よかきりりるとかり、かさへよさふらふ人々まて、なよしの道をいひつゝを、いく世々をへん御ちきり、かれらぬ千々れ秋りをて、ふあひのいともいろ〳〵の御ゆふになれれ、よもをりらをちのしらへをかきあしを、松のひゝきも、むら雨れ過れ計におとそへて、聲たりしけよ、ふし〳〵をうさふともかく、ひるりへに袖の氣色も身

よもみて、々ふよめてさせ給ひしも、げよとそたもひやられゝる、やゝ長き夜も時うつりよきれゝ、夜のおとゝゝよいらせ給ふ、萬歳をよとふ聲〳〵ゝ、金殿玉樓の内外までよきゝへて、猶よきとへり、千歳一遇の時にあひて、ゆさりよす㐂る我も人もありかさりし御代とこのや、万歳々々、万々歳、

中和門院御所

○中和門院御所七夕ノコト、便宜左ニ合敍ス、

〔土御門泰重卿記〕三　七月七日、癸未、晴、女院御所へ御禮御對面、御盃頂戴也、予之外、々様衆ハ一人御對面無之候、

春日社七夕神事

○諸社寺及ビ諸家七夕ノコト、便宜左ニ附載ス、

〔春日社司延通記〕一　七月（七月）七日、辰初點御索餅如例、兩惣宮代祐長、時昌、參勤了、一同日、午下刻御節供、日竝朝夕、西殿庄、四種、神戸小庄、一御殿計、二三四ノ御殿ハ大庄　一大庄七本立、イキ鉾木等備進了、見參社司氏人大形如此、予、一兩日霍亂氣ニ付、不參了、

大徳寺

〔鹿苑日錄〕二十六　七月七日、齋了、赴大徳寺、見曝于星夕之懸物、遲皆雖收之、□奇首座爲案内者、見方丈大仙松源之懸物、於富春喫溫麵、赴有樂（織田）老、呈團扇壹柄、銀杏一袋蠟燭十挺、遣玄端老、

東大寺和歌御會

〔東大寺雜事記〕二　七月七日、七夕、少フル、井戸野ノ者共、比丘尼衆十人計席ニ上而振舞、齋クワスル、

〔土御門泰重卿記〕三　七月七日、癸未、晴、○中略、中和門院御所七夕（儀等）ノコトニカ、ル、上ニ收ム、近衛（兼冬）殿、一條（兼冨）殿御禮申入候、各御對面、二條（康道）殿申置罷歸候、晩夕立甚候、

七夕和歌御會、

〔土御門泰重卿記〕三　七月六日、壬午、晴、明日七夕和歌題廻申候、七夕地儀

〔後水尾院御集（原名鷺集）〕秋

七夕地儀

たなとこのゝふ乃逢さも飛鳥川あさせやなミよ乃淵とかり那ん　○コノ御製及ビ次ノ伏見宮貞清親王ノ御歌、年月ノ注記ナケレドモ、姑ク茲ニ收ム、

〔貞清親王御筆和歌之寫〕　懷紙之寫　○伏見宮御記錄亭七所收

秋日詠七夕地儀和歌

兵部卿貞清親王

かさゝ幾乃はしとさからへて星合は幾をうらふや庭の池之川

（朱考）「右一枚」

伏見宮貞清親王

兼題

御製

元和六年七月七日

西洞院時直

〔參議時直卿集〕七夕地儀（元和六年）七月七日、於公宴、

星合のまれなる中の思ひ茂もぬしのなふ里の立よしれとや

幕府、七夕ノ儀、

伊達政宗索麪ヲ進ズ

〔台德院殿實紀〕五十三（七月）七日、星夕例乃とし、（東武實錄、○東武實錄コノコト所見ナシ、）

〔伊達貞山治家記錄〕二十八　七月甲申小十日、丙戌、御國索麵御獻上、本多上野（正純）介殿へ御書ヲ以テ、御披露御賴ノ義（○中略、秀忠、江戸城修築ノ狀ヲ視察スルコトニカヽル、六月十日ノ條ニ收ム、）仰進セラル、左ニ載ス、

一書令啓候、先度者、公方樣江精進上申候處、卽被成御披露、仕合能御座候由、別而忝存候、然者此方ニ而仕候索麵一箱致進上候、貴老江同一箱進候、餘之御事ニ候、不苦候ハヽ、御披露奉賴候、（○中略、秀忠、江戸城修築ノ狀ヲ視察スルコトニカヽル、六月十日ノ條ニ收ム、）

七月十日

本多上野介樣人々御中

松平陸奥守（伊達）

政宗御書判

加藤明成索麪ヲ進ズ

〔東武實錄〕七上　同（七月）七日、加藤式部少輔明成、索麪十、曲物ヲ獻ス、是ニ依テ、奉書ヲ明成ニ賜ル、（○近江水口加藤家譜所見ナシ、）

八日、甲申、幕府年寄酒井忠世、土井利勝、京都ヲ發シテ、江戸ニ歸ル、

〔土御門泰重卿記〕三　七月八日、甲申、晴、土井大炊助（利勝）、酒井雅樂頭（忠世）、今晚下向也、

〔東大寺雜事記〕二　七月十日、（○中略）江戸御奉行衆歸國ト云々、

〔梅津政景日記〕九　同（七月）廿六日、一天氣よし、一當月八日ニ、土井大炊殿、酒井雅樂殿、京都御立被成、江戸へ御下之由、ゑりき老慶罷下候便ニ、宗喜書中有、（○政景、コノ時久保田ニ在リ、）

繪かき老慶

〔本光國師日記〕二十八　一同（七月）廿三日、

一當地（○崇傳、コノ時、江戸ニ在リ、）彌相替儀も無御座候、雅樂殿、大炊殿御下著ニ而、一入にきめき申候、（○上下略、七月廿七日附、山岡景以宛、金地院崇傳書狀、）

十日、丙戌、御目出度事、

〔土御門泰重卿記〕三　七月十日、丙戌、晴、御番、飯後朝參也、今晚御佳例之御目出度事也、內々衆不殘御參也、七月節土用明也、

〔孝亮宿禰日次記〕六　七月十日、丙戌、晴、入夜雨降、禁中御目出度事、七獻御

土御門家

女御、御獻上ノ燈籠
近衞信尋獻上ノ燈籠

盂有之、忠利(壬生)參、

〔元和六年私記〕七月十日、丙戌、晴、入夜雨降、酉刻計、極臘(壬生忠利)參內、今日禁裏御目出夕事也、近臣被召御前、被下獻公卿、配膳六位藏人也、卿上井五位六位雲客等不殘有天盃、其儀如例云々、

○諸家ノ御目出度事便宜左ニ附載ス、

〔土御門泰重卿記〕三　七月八日、甲申、晴、家(久脩)君へ御目出度事申入候、

十一日、丁亥、晴、雲松院(久脩女、勘修寺光豊室)殿家君へ目出度事御出候、晚夕立降、

十五日、辛卯、盂蘭盆會、

〔土御門泰重卿記〕三　七月二日、戊刁、晴、晚、中院(通村)へ參候、燈籠談合申候、予盛

あつらへ申候、

十二日、戊子、晴、中院へ寄、燈籠細工見物也、

十三日、己丑、晴、晚燈籠御所へ進上申候也、倉橋(泰吉)、家君(久脩)御上候也、女院(中和門院)御所、一條(實道)殿、御樽肴三種進上也、

十五日、辛卯、晴、御番、諸家不殘御參候也、燈籠共見物申候也、江戶女御殿(德川和子)より御進上之燈籠、松、竹、鶴、龜、近頃見事也、金子三枚ニテ造作スル也、近衞殿左府(信尋)御進上燈籠水車也、事外廣大なる、見事手きハ物也、二間四間之縱橫ノ大也、

是ハ臺也、水車ハ二間四方アルヘシ、近年見事燈籠也、予、御前召候、予カ外、內々衆數多有之候也、

〔孝亮宿禰日次記〕六　七月十三日、己丑、晴、禁中御燈籠、忠利(壬生)獻上、

十四日、庚寅、晴、忠利參禁中宿、今日內々外樣衆有兩親人々祇候、

十六日、壬辰、晴、自禁中、燈籠御返拜領、

〔元和六年私記〕七月十三日、己丑、晴、極臘忠利今日獻御燈爐、禁裏如例、

〔鹿苑日錄〕二十六　七月十四日、看禁裡燈籠、

○諸寺、諸家盂蘭盆會ノコト、便宜左ニ附載ス、

〔義演准后日記〕二十一　七月十三日、非寺墓參詣、出世悉共(供)奉、錫杖、理趣經、光明眞言如常、次八祖已下奉唱御名、水供、次例時、次祖師幷聖靈奉供水、

十四日、從隨門(總心院增孝)、御樽賜之、從是又進之、○略　中盆供如常、大師以下祖師奉懸之、三代聖靈等、同於東緣法界經了、唱其名、水供、次例時、次祖師幷聖靈奉供水、

十五日、曉備聖供、立箸、悉予奉供之了、錫杖、理趣三昧、出世不殘出仕共行、天明

後出世又出仕、先師佛事如恒、齋如例了、祝儀盃各賜之、先蓮供御賜之、於御次、披官共蓮供御普被下之、隨門御出、一獻如常、御傳受略之、聖靈送經、出世悉出仕、例時調聲、藤松丸(金剛王院賢昌)、萬燈爐爲見物、山へ御登、各共奉、

鹿苑院

〔鹿苑日錄〕二十六　七月十三日、園(基音)少將殿來儀、賜曝帷子二、七兵衛惠家釀諸白得利一、亨德院(曲直瀬正專)惠南都諸白一樽、

十四日、間鍋二ヶ呈巢松和尙、杉原一束遣參庵(周同)也、或女人憑市介來、書數人俗男女名、且請法名、盂蘭盆請祭靈、此女非自用、又被人憑者也、兩人之用也、一人獻銀子貳匁、一人獻三匁也、啓建勤行、棱嚴印、諸堂燒香、角々問訊、到正面燒香、三拜、行者擊磬、土地堂念誦、開山諷經、○中略、禁中ノ燈籠拜觀ノコトニカヽル、上ニ收ム、到日大(日野資勝)納言殿、伸禮、呈上履一足、醬一桶、呈日中(日野光慶)納言殿、醬一桶、日中(呈脫カ)殿御內儀、到竹裡(曼殊院入道良恕親王)御門跡、呈醬一桶、到八條(智仁親王)殿、呈醬一桶、

十五日、今日自曉天、有節(瑞保)老師赴豐前、維那亦赴、故無今日勤行、々々在祝聖開山諷經、晚者山門頭施食、

神龍院

〔梵舜日記〕二十三　七月十三日、晴、先祖墓參、早旦萩原兼從來、淨勝院殿(盛方)、阿野(實顯)殿、ミツ、辰姬來、萩原兼從(艮子八文日)持參、於當院御齋申入也、藤井(兼之)、兼英(吉田)不參也、次祇園壽等來、同蓮食、錫双、肴二色來也、智福院畠地子麥五斗、米三斗三升、百姓三人トシテ納之、此內彼院留守居米五升遣也、次神光院ヨリ索麵來、次西洞(昭慶)院殿角豆一折遣也、次左介山椒二升持來也、

十四日、晴、聖靈之供菓子等、次竹屋與一、瓜、桃實一盃來、次鈴鹿久左衛門炭二俵、次下鴨三川守ヨリ炭十俵音信也、次久內所蓮食兩所へ遣也、

十五日、晴、午刻雨降、本所(吉田兼英)ヨリ例年之蓮食、錫双來、予、淨勝院殿本所禮也、

十六日、晴、万燈爐見物、次萩原ヨリ花火持給、地藏之松之本於立之、淨勝院殿、予令見物了、

花火

〔土御門泰重卿記〕三　七月十四日、庚刁、晴、將來祭也、午時强飯、祝義有之也、如佳例、

土御門家

〔孝亮宿禰日次記〕六　七月十四日、庚寅、晴、今日祭聖靈、

壬生家

十七日、癸巳、近衞信尋、若衆踊ヲ獻ズ、尋デ、八條宮智仁親王モ亦之ヲ獻ジ給フ、

女院御所へモ獻ズ

〔土御門泰重卿記〕三　七月十七日、癸巳、晴、今夜近衞(信尋)殿より若衆躍、女院(中和門院)御所、禁中へ御進上也、其外方々りゝり申候由承及候、

十九日、乙未、晴、晩、八條殿(智仁親王)より躍御進上也、予見物申候、近比綺羅之事也、鏤金銀也、

返シ

〔智仁親王御記〕一　七月十九日、近衞殿之たとり、十九日こりへしスル也、連歌衆歴々來、

〔參考〕

〔松の葉〕一本手　うたよくこ

こやはやるまひ、こや万ゑきのこげハ、うちやうていつく、ちやうどうてバ、うちやうていつく、けく〳〵、ゑんゑんゑらけく、ちやうどうけ、わりしゆをどりをたけう、わりしゆをどりをひとをどり、

若衆踊

〔松の葉〕一裏組　八たゝ

ひとのよめごと、竹にさくたか、よやとおをへバ、やへ、きよくもかい、さはじやせんかい、しやをしやを、もちくれにしよ、そうてかにしよ、それしよ、しやかにしよ、わりしゆをどりをのう、わりしゆをどりをひとをどり、

二十二日、戊戌、信濃高遠城主保科正光、家ヲ秀忠ノ四子幸松(正之)ニ讓ラントシ、是日、相續ニ關スル遺言狀ヲ同族保科正近ニ授ケ、且正近ヲ以テ、幸

跡式ヲ幸松ニ讓ルコト

幸松二十歳マデハ仕置ヲ改メザルコト

幸松ヘ加增アラン時ノコト

眞田左源太身上ノコト

召仕女ノ仕分ノコト

弟正貞ト義絶ノコト

松ノ傅ト爲ス、

〔會津家世實紀〕一(保科正之)土津様之一　同七月(元和六年)、道義(保科正光)様、後々之儀被仰置候御書取、第一條、何時ニ而も、我等相果候刻、跡式之儀、幸松(保科正之)殿ゟ進置候、此様子、米津勘兵(田政)衞殿相賴、土井大炊(利勝)頭殿へ可達旨、第二條、幸松殿年二十迄之内者、町人百姓已下之仕置、我等在世之時分ニ不相替可申付旨、第三條、我等死後幸松殿へ御加增於有之者、内之者知行之加增、又浪人抔召抱候事者、米津勘兵衞殿得差圖、彼異見次第ニ可申付旨、第四條、左源太(眞田)○正光ノ姪、正光ノ室眞田氏ニ養ル、身上之儀幸松殿賴置候上ハ、幸松殿成人候而、心附候砌者、其段可申候、彼知行高ハ勝間(信濃伊那)之郷(郡)、曾倉之郷兩所出置候、右貫目、本帳之高ニ而、半役可申付候、已來幸松殿加增拜領之時ハ、依其分限、左源太ニ茂有之候様、肝煎尤ニ候、其身何様之不屆之儀候共、我等被免考之、用捨被成候様、是又才覺肝要ニ候、又只今之分ニ榑木出候ハヽ、我等相果候年より五年之間、榑木高十分一之金子を左源太ニ被下候様可申旨、第五條、召仕候女共之仕分、其外少々宛之儀者、別帋ニ載候而、重而兩三人之方へ可相渡旨、第六條、弟ニ而候彈正(正貞)、我等間之儀、方々淵底存候とく、前後氣違者ニ候間、生々世々令義絶候、其段御年寄中ニ可申上

諸事米津田政ニ議ルベシ

候、右條々、少も相違有間敷者也、元和六年申七月廿二日、保科肥後守ゟ御記、
御書判、御印判御居、保科民部(正近)へ御渡、尙御口上ニ、幸松殿御成人ニ候間、我等
存生之内、御父子之御名乘被仰出、御加增被遣、大身ニ御成候を見申度願ニ
候得共、次第ニ及老衰、餘命難計候得者、其方、幸松殿御守ニ申付候、心を盡、大
切ニ守立候樣可致候、眞田左源太及成長、人ニも成候時節、伊奈之内ニ而申
置候通、幸松殿ゟ知行被下、尙又大身ニ御成候ハヽ、左源太始、各ニも御如才
被下間敷者、勘兵衞殿を賴、大炊頭殿迄御相談給度と申述置候、此末我等跡
ニ而、諸事勘兵衞殿へ可遂相談候、且幸松殿御生質も宜被成御生立候間、御
父子樣御名乘有之候樣ニと、大炊頭殿、勘兵衞殿相賴、幸松樣へと同姓民部
附置、悴左源太ニと幸松樣より御知行被下候樣、御内々公方樣ゟ申上置候
由、具ニ被仰含候、(御申置之御書、並御口上之件々、民部自筆之覺書、西鄕賴母
所藏ニ有之候、且左源太殿、寬永四年正月三日死去、此節道
義樣深ク御悼之御樣子、篠田半左衞門ニ被下候御書ニ相見候、
高遠瀧光寺へ葬送、法名法源院隆相傳譽、石塔高野山ニ有之候、)

〔千登勢乃滿津〕一 一同(元和)六年庚申秋、御成人被成候故、正光君よゟ同姓保
科民部正近を御傳ゟ被附置候、其節御申候ハヽ、存生之内ニ、御父子之御名
乘あゟさ、御加增を被進、大身ゟ被爲成候を見申度願ゟ候へとも、老衰し

保科正貞松平定勝ニ寄食ス

て、餘命も難計候間、同姓民部を附置、隨分大切ゟ守立參らせべき旨申置
候由仰ゟしとそ、又民部へ仰付らをしハ、我等家督ハ幸松殿へ進置候
間、我等相果候ハヽ、米津勘兵衞殿を賴、土井大炊頭殿ゟて可相願候、老人
之事ニ候へハ、今晩を期しらさく候間、遺言之書付渡置候、我等も、勘兵衞
殿を以、大炊頭殿へ願置候由、民部へ被仰置候、正光君之御置文ハ、今に西
郷賴母持傳候、

○保科正貞、兄正光ノ許ヲ去ルコト、便宜左ニ附載ス、

〔寬政重修諸家譜〕二百五十 保科正貞(弾正忠) 八年(元和)、ゆへありて、正光の許を去
ゐ、伊勢國長嶋ゟおもむき、松平隱岐守定勝ゟ家に寄食し、○上略

〔會津家世實紀〕一 土津樣之一 同八年(元和)、彈正忠樣(正之)義樣御手許御立退被成
候、彈正忠樣者、先達而道義樣御上者、兼而御不和之義と相聞、御養父子之御因モ
御義絕之趣と被載置候上者、御養子ニ被仰付候得共、御置文ニそ、弟と被成、
無之者、舊年より之襲顯然ニ而、土津樣高遠へ被成御越候節、左源太殿ハヽ
御不審被成候得共、(寬永三年十一月光正ニ見光ヲ黜シテ自ラ松齡ヲ立ツ、)正光ヲ黜シキ、自ラ松齡ヲ立ツ、)
御ニ弾正忠樣御事者御存無之と(八月、秀忠正ル日、)相見、於其段者御沙汰不相聞候間、畢竟御
兄弟之御中御不睦故、今度被成御立退候義と相見候、彈正忠樣、此後ハ御
方之御父松平隱岐守樣御領
州長島へ被成御越候と付、○下略

二十三日、己亥、幕府、山城愛宕社ヲ造替ス、是日、正遷宮、

諸司へ白銀千枚ノ中四百枚

〔孝亮宿禰日次記〕六 七月廿三日、己亥、晴、今日愛宕權現有正遷宮、自大樹御造替云々、

〔元和六年私記〕七月廿三日、己亥、晴、愛宕山大權現造替之事、從關東被仰出、今日爲正遷宮之由、有其聞、

〔梵舜日記〕二十三 七月廿四日、晴、今度江戸將軍ヨリ、愛宕山御造立也、悉依出來、遷宮之由也、上坊、大善院、依一老執行之由也、

〔狩野亨吉氏蒐集文書〕八 ○京都帝國大學所藏文書所收 自大永至寛永 年代錄

元和六年七月廿三日、(愛)受宕大權現正遷宮、公方秀忠公御造替、日時無是故、可有略歟、

二十四日、庚子、女御德川和子獻上ノ白銀ヲ、堂上、地下ニ頒チ賜フ、

〔孝亮宿禰日次記〕六 七月十五日、辛卯、曇、自速水(光倫)長門守、今度御賦銀請取置之間、盆後可被沙汰云々、今日參賀所々、

廿四日、庚子、雨降、就女御御入內、白銀千枚之中四百枚、諸司拜領之件御賦、今日、自兩傳奏(廣橋兼勝、三條西實條)被渡之、

廿五日、辛丑、晴、入夜雨下、女御入內諸司御賦、於大外記(押小路師生)被沙汰之、御賦白銀二

諸家中へ六百枚
諸役中へ四百枚

枚、自女御御方拜領、

廿六日、壬寅、曇、雨降、御賦、鴈輿丁兒部四人、人別一枚宛、右近府沙汰人、一人一枚、猪熊座卅五人、人別廿文目宛、兒部右近府沙汰人、下座、人別廿文目宛、廿五人、以上一貫四百十五文目、內舍人清右衞門卅文目、同左平次清信銀一枚、八月八日、癸丑、晴、女御入內御賦、鴈輿丁之分一貫四百十五文目配分之、然兩(光倫)速(良倫)水、木村相渡之分一貫五百文目也、仍八十五文目餘分有之、件餘分、今日返遣速水、木村等者也、件餘分八十五文目者、繪所、大筆、小筆、土器師等、廿文目宛賜之云々、

〔元和六年私記〕七月廿四日、庚子、雨降、女御入內御祝儀物御賦千牧(枚下同ジ)、諸家中六百牧、諸役人中四百牧被宛下云々、諸役人ニ被宛行分四百牧、今日從武家傳奏被傳之了、

廿五日、辛丑、晴、入夜雨降、昨日御賦銀之事、於大外記亭示合了、各配分云々、○女御德川和子ヨリ御下賜銀ノコトニカンスル、六月十八日ノ條ニ牧ム、

廿六日、壬寅、陰晴、又雨降、今日鴈輿丁其外悉御賦配分了、四府兒部、沙汰人等、一人ニ銀一枚宛、其外廿日宛配分了、其外不及注、

○徳川和子、入内スルコト、六月十八日ノ條ニ見ユ、

金子百枚

秀忠ノ使吉良義彌、參内シテ物ヲ獻ズ、中和門院ニモ亦進獻スル所アリ、

〔土御門泰重卿記〕三　七月廿四日、晴、庚子、從江戸吉良(義彌)御使ニ罷上候、金子百枚、綿千把、女院(中和門院)御所へ金子五十枚、綿五百把也、

秀忠室淺井氏ノ進物

〔孝亮宿禰日次記〕六　七月廿四日、庚子、雨降、自大樹、御使吉良侍(義彌)從云々、自大樹(秀忠)、判金百枚、綿十(千カ)把、自御臺所、御あとせ廿、白銀三百枚御進上云々、

〔元和六年私記〕七月廿四日、庚子、雨降、關東御使吉良侍從上洛云々、今日參内、從將軍、判金百牧(枚下同ジ)、綿千把、從御臺所、單帷三十、銀三百牧御進上、

〔本光國師日記〕二十八　一同(六月)廿八日、廣橋(兼勝)殿、三條(三條西實條)殿へ狀上ス、吉良殿ニ言傳ル、御入内目出度由申遣ス、

中和門院御忍ニテ御幸

二十八日、甲辰、女御徳川和子、猿樂ヲ獻ジ給フ、

〔土御門泰重卿記〕三　七月廿五日、辛丑、晴、御番也、予朝參也、御能御振舞用意也、車寄出入相留、清涼殿西階ヨリ出入申候、雜人殿中混合、見苦事以外、澆季之世、惡亂之基歟、

廿七日、癸卯、陰晴、晩女院御所、御所へ御幸也、供奉衆阿野中納言(實顯)、中院中納言(通村)、

勸修寺(尋廣)、小川坊城(俊完)、予、阿野侍從(公業)、姉少路(小)少將(公景)等也、御忍ニテ、入夜、板輿長柄ヨリ、下北面二人、隨身一人召具也、明日御能御覽之ゝめ也、奉書竝綿三把拜受也、一供奉之時、公卿、殿上人皆先駈也、

攝家門跡殘ラズ參内

廿八日、甲辰、雨天、從早朝朝參也、雖雨天御能始也、諸家老若不殘各伺公也、御攝家不殘、諸門跡不殘參内也、初日三獻也、初一獻ハ諸門跡、御前へ不出給、御後御屛風傍ニテ一獻居之、自二獻御前伺公、則攝家ト同列御相伴也、清花大臣同列也、殿上人陪膳勤之、予陪膳三十五人之内也、予ハ三寶院門跡(義演)居之、西園寺内府(實益)、大乘院門跡(信尊)等前勤之、晩ニ御通有之、五位雲客被略之、四位雲客ニハ有之、

諸家殘ラズ參内御拍子女御ヨリ大夫ニ祿ヲ賜フ

廿九日、乙巳、晴、諸家不殘、昨日御衆盡御參也、御拍子始畢、如御佳例、大夫父子御扇被下候、頂戴、則卽入樂屋、御能始畢、從女御殿大夫賜錄(祿)之由承畢、銀五十枚、子二十枚、其外役者共不殘、帷子單物下給之由承及候、皆内證にて賜之由承候、近比珍重之御事也、

中和門院還幸

八月二日、丁未、晴、今夜女院御所、從大内還幸之由被觸、自阿野中納言、畏之由申入畢、則中院、予同道仕、朝參申候、初夜還御也、御長柄也、前松明有之、下北面

三寶院義演御盃臺作物ヲ獻ズ

日出以前ニ參內ス

御前著座ノ衆

侍持之、

〔孝亮宿禰日次記〕六　七月廿八日、甲辰、雨降、今日於禁中南殿御能有之、女御御申沙汰之、諸家不殘祗候云々、

廿九日、乙巳、曇、禁中後朝御能有之、

〔元和六年私記〕七月廿八日、甲辰、雨降、今明兩日、禁裏猿樂御覽云々、仍諸家各參內、諸事女御御方ヨリ御申沙汰也云々、

〔義演准后日記〕二十一　七月廿七日、早朝出京、明日從女御江戸、御申沙汰、御能可見物由、從傳奏(廣橋兼勝、三條西實條)御觸、兒(覺定)令同道、御盃臺作物松、椿、兒ヨリ進上、同盃臺作物菊、女郎花、籬ニ、予進上、臺以下悉金、御樽二荷宛、

廿八日、雨、日出已前參內、諸卿群參、初獻攝家、宮、俗中御相伴、依爲祝儀也、法中ハ、御陰ニテ初獻被下之、二獻度ヨリ御前ニ著座、御相伴衆事、

左第一、殿下、九條(忠榮)、次左府、近衞(信尋)、次大閤、鷹司(信房)、次內府、一條(兼遐)、次大納言、二條(康道)、次中納言、大閤(豐司教平)孫、次中納言、殿下(九條忠象)息、次前內府、西園寺(實益)、次前內府、廣橋(兼勝)、次前內府、花山院(定熙)、已上十人著座、右第一、八條宮(智仁親王)、一品、次伏見宮(貞清親王)、次御室(入道覺深親王)、一品、次照高院宮(入道興意親王)、二品、次竹內宮(曼殊院入道良恕親王)、無品歟、不知、次大覺寺宮(入道尊性親王)、次妙法院宮(入道堯然親王)、新宮、次八宮(知恩院入道良純親王)、次兒、予弟子、次梶井宮(入道最胤親王)、二品、次准三宮、

御能十二番紫宸殿ニテ催ス御膳ハ清涼殿ニテ賜ハル御休所ニテ天覽アラセラル

予、次青蓮院(尊純)、大僧正、次隨心院(增孝)、大僧正、次大乘院(信尊)、權僧正、次勸修寺(寬海)、權僧正、已上十五人著座御相伴、法中鈍色、或指貫、或表袴、御能十二番、於紫震殿在之、御膳ハ於清涼殿賜之、能二番目ニ令立御座給、悉平伏、於御休所被成叡覽、御相伴衆南ノ翠簾ノ下ニ列テ見物、御能盡終、又出御、一獻於御前被下之、殿下御酌、天盃、左府賜之、次八條宮、次大閤、次伏見宮、次御室、次內府、次照高院、以下不覺、公卿迄被召出、殿上人略之、御肴ハ八條宮取之給、御酌ハ殿下也、

廿九日、御能昨日ヨリ遲シ、不殘參內、今日ハ無出御、於御休所御見物、御休所トハ、女中衆與凡一所歟、其粁理不知之、御能悉過テ出御、一獻御相伴、天盃、殿下賜之、次八條宮、次左府、次第如恆、悉天酌也、凡百人計歟、數刻、以外草臥畢、昨日晝ヨリ天屬晴、極暑無例、先度被仰出御祈禱之事、吉日次第御撫物可被出之由也、

八月朔日、卯刻大夕立、未明歸寺、兒同道、門下候人各盃賜之、女御江以使者、兩日御能無爲、珍重由申入、歸寺了、

〔鹿苑日錄〕二十六　七月廿八日、自早天侍禁裏御能、有御振舞、晚退出、

廿九日、朝富春如天(瑞玄)西庵被設展待、々々以後赴禁裡、見御能三番而退出、

八月朔、赴松岩舜(立光)岳宿坊、伸禁裡御能見物之禮詞、

〔梵舜日記〕二十三　七月廿八日、晴、晩雨降、○中略次女御依御申御能、澁屋(谷)□□(紀伊)□(守カ)之内ニモ在之由也、

廿九日、晴、○中略、松平信吉卒去ノコトニカヽル、八月一日ノ條ニ收ム、次禁中兩日之御能在之之義也、

○九條忠榮、幸家、公家衆、門跡等ヲ饗スルコト、便宜左ニ合敍ス、

〔義演准后日記〕二十一　八月二日、從九條殿下御書、明後日攝家衆、宮門跡衆渡御也、爲相伴可參由仰給了、必可參由返書、

四日、早朝出京、九條殿下ヘ罷向、折樽進上之、近衞左(信尋)大臣殿、八條(智仁親王)宮、鷹司大閤(信房)、照高院宮(入道興意親王)、竹内宮(曼殊院入道良恕親王)、梶井宮(入道最胤親王)、予、青蓮院(尊鎮)大僧正、隨心院(增孝)僧正、大乘院僧正(信尋)、二條大納(康道)言殿、各渡御、未刻歟、先御膳過了、式々ノ鞠會在之、飛鳥井親子(雅胤、雅章、雅波宗種)三人、其外堂上衆、賀茂松下親子三人、數刻御見物、内儀ニハ、江戸御臺ノ御局號治部卿、女御樣ノ御局權中納言、竝雲光院(阿茶局神尾氏)先將軍准御臺、其外暦々御召請、鞠御見物、其後於書院一獻在之、此間ニ江戸衆ヘ各御對面、御盃賜之、其次數獻、澁谷紀伊守、亂舞者共召出、音曲、及深更還御、

鞠會

阿茶局神尾氏

亂舞

〔土御門泰重卿記〕三　八月四日、己酉、晴、今日於殿下、攝家門跡御振舞有之由承候、種々寄合之由承及候、公家、法中、連歌者、醫者、鴨徒、北野ノ僧松梅院猿樂、町人品□さる人間如此之由、京ワラヘノ口スサミ也、

宛行狀

安藝廣島城主淺野長晟、老臣淺野忠吉ニ知行ヲ加增シテ、三萬餘石ト爲シ、備後三原城ニ居ラシム、

〔淺野三原家文書〕○備後

其方知行高參万石令扶助之候、此内貳千石者、爲加增遣之候、在所付之目錄別紙在之候、全可有領知者也、

元和六年

七月廿八日　長晟(花押)

淺野右(忠吉)近大夫殿

知行目錄

〔(衣紙)知行之目錄〕

覺

一高七百三拾貳石七斗五升　備後御調郡ノ〔三原西野村(但三原町分共、)

一高五百六拾貳石五斗壹升三合　同御調郡〔同所東野村(但三原町分共、)

一高五百拾八石八斗壹升貳合
一高四百三拾四石壹斗八升三合
一高七斗四升壹合
一高六百拾三石八斗九升貳合
一高六拾六石九斗貳升五合
一高百八拾石五斗四升
一高五百貳拾貳石八斗六升八合
一高百五拾三石八斗五升七合
一高九拾七石八斗三升三合
一高三百七石三斗貳升四合
一高貳百六拾石貳斗三合
一高五百六拾四石七斗貳升四合
一高八百四拾九石五升壹合
一高五百五拾五石六斗六升七合
一高四百三拾六石四斗五升

同御調郡　山中村
同御調郡(深)　ふり村
同村新開
備後御調郡　本庄村
同御調郡　宮内村
同御調郡(奥生)　そのふ村
同御調郡(津製)　はぢゐ村
同御調郡　ふくゆ村
同御調郡(諸)　かゞと村
備後御調郡(野串)　のぐし村
同御調郡(垣内)　りいち村
同御調郡(坂井)　さりい原村
同御調郡(狩倉)　むぐら村
同御調郡(稲草)　ねそう村
同御調郡(泉)　いつゝ村

一高貳百六拾壹石六斗五升
一高五百八拾八石六斗九合
一高六百七拾四石七升三合
一高三百九拾七石八升
一高百貳拾六石八斗八升五合
一高六石六斗四升六合
一高百貳拾七石四斗三合
一高千四百拾貳石三斗七升九合
一高八百拾八石九斗三合
一高千四百三拾三石七斗六升三合
一高貳千貳百七拾七石四斗貳升壹合
一高四百六拾五石八斗八升
一高四百六拾石三斗九升六合
一高四百三拾九石九斗貳升三合
一高千九百六拾七石貳斗四升八合

備後御調郡(面)　あそう原村
同御調郡(江木)　ゐぎ村
同御調郡　下津村
同御調郡　吉田村
同御調郡　木原村
同村新開
備後御調郡(屋中)　ゐかり村
同惠蘇郡　三河内村
同惠蘇郡　小屋原村
同惠蘇郡　向泉村
同惠蘇郡　湯喜村
同惠蘇郡(國)　ふごと川村
備後惠蘇郡　門田村
同三上郡　宮内村
同三上郡　高村

一高七百貳拾壹石貳斗貳升　同三上郡　川西村
一高五百四拾石九斗九升三合　同三上郡　上谷村
一高千四拾五石五斗八升貳合　同三上郡　板橋村
一高五百八拾七石八斗四升貳合　備後三上郡　新庄村
一高百四拾七石三斗四升貳合　同三上郡　一ッ木村
一高貳百九拾四石三斗七升　同三上郡　是松村
一高貳百五拾八石四斗八升九合　同三吉郡　大山村
一高貳百四拾六石七斗九升八合　同三吉郡　門田村
一高六百三拾四石四斗三升貳合　同三吉郡（香淀）　かうよど村
一高貳百三拾三石八斗九升　備後三吉郡　山中西村
一高貳百貳拾石七斗八升四合　同三吉郡　森山西村
一高百四拾四石貳斗七升　同三吉郡　大畠村
一高貳百五拾九石貳斗五升七合　同三吉郡（伊賀和志）　いりゑし村
一高貳百拾石五斗九升貳合　同三吉郡　森山東村
一高五百五拾七石貳斗四升貳合　同三吉郡　森山中村

一高千百四拾貳石八斗貳升壹合　備後甲怒郡　稲草村
一高六百拾七石九斗九升貳合　同甲怒郡　木屋村
一高三百五拾九石四斗壹升貳合　同甲怒郡（千和）　ちゑ村
一高五百九拾貳石八斗九升八合　同甲怒郡　梶田村
一高百七拾七石四斗六升六合　同甲怒郡　西ノ村
一高七百拾貳石三斗三升　同甲怒郡　本郷村
一高貳百八拾六石六斗四升壹合　備後甲怒郡　深江村
一高六百貳拾三石八斗八升八合　同甲怒郡　矢野村
一高五百石　安藝安北郡　小田村
一高五百六拾石九斗五升　同安北郡　矢口村
（印文長成）黒印

高合三万壹石九升

以上

元和六年七月廿八日

淺野右近大夫殿（忠吉）

但馬守（淺野長成）（印文長成）黒印

淺野忠吉三原ニ居ル

〔淺野考譜〕四　淺野彈正少弼長政之家系大概

忠吉淺野右近、長晟、紀州持國中ノ新宮城ヲ預リ、藝備ニ轉シテハ、三原城之主ト成、至今ニ子孫相續セ、（上略）

〔舊考錄〕一　自得院長晟公、元和五乙(己)未年八月八日、從紀州、藝州ヘ御入國被爲遊候而、（長晟、紀伊和歌山城ヨリ安藝廣島城ニ移ルコト、五年七月十九日ノ條ニ見ユ、）同七辛酉年迄三ヶ年之間、御家中千石以上之面々、（略）中

一三万石　（御家老）三原之城主　同　淺野右近大夫（略）中

都合七十二人

知行高合二拾万九千百石

右者元和五乙(己)未年より、同六庚申年、同七辛酉年迄三ヶ年之間千石以上之覺書也、（全文ハ五年七月十九日ノ條ニ收ム、）

二十九日、乙巳、從三位前權中納言庭田重定薨ズ、

〔孝亮宿禰日次記〕六　八月三日、戊申、晴、故源中納言重定卿今夜葬百万遍（田歟脱）（髙）

云々、（本書、知恩寺トアルハ誤ナラン、）

〔公卿補任〕五十二　前權中納言從三位源重定（庭田）、七月廿九日薨、四十四才、

〔庭田家譜斷絕庶流譜〕

二十代　重具　正二位、權大納言、

二十一代（三位、權中納言、）重定

二十二代（從四位上、佐々木野正三位、卿、）資敦　治部

母權大僧都純惠女元和六年七月廿九日薨、

二十一代　重秀　右中將、

母內大臣三條西公明女、

二十一代重定、重具一男、母權大僧都純惠女、天正五年四月一日生、同六年十二月二十五日、叙從五位下、二歲、同九年十二月廿八日、任侍從、五歲、同十一年十二月十六日、叙從五位上、七歲、同月十八日元服、聽昇殿、同十四年正月十五日、叙正五位下、十歲、同十六年四月十二日、任右少將、十二歲、文祿二年閏九月十四日、叙從四位下、十七歲、慶長六年正月六日、叙從四位上、二十五歲、同十一年正月六日、叙正四位下、三十歲、同十六年四月二十一日、轉右中將、三十五歲、同十七年正月十一日、任參議、右中將如故、三十六歲、同十八年正月六日、叙從三位、三十七歲、同年七月十九日、辭兩官、元和元年十二月十六日、任權中納言、三十九歲、同二年十二月三日、辭權中納言、四十歲、同六年七月二十九日薨、享年四十

元和六年七月二十九日

法名

又四、葬于先塋、（金戒光明寺中御所院）

〔諸家傳〕十上　庭田重定（重具卿男、母、同九年十二月廿九日侍從ィ）　天正五年四月一日誕生、同六年十二月廿七日從五位下、二歳、同十一年十二月十七日從五位上、七歳、同月十八日元服、昇殿、同日侍從、同十四年正月十五日正五位下、十歳、同十六年四月十二日右權少將、文祿二年閏九月四日從四位下、十七歳、少將如元、慶長六年正月六日從四位上、廿五歳、慶長十一年正月六日正四位下、廿歳、同十六年四月廿一日右權中將、廿五歳、同十七年正月十一日參議、廿六歳、中將如元、同十八年正月六日從三位、廿七歳、同年七月十九日辭參議、元和元年十二月十六日權中納言、廿九歳、同二年十二月三日辭權中納言、四十歳、同六年七月廿九日薨、四十四歳、法名良珍、

〔系圖纂要〕八十二宇多源氏一　庭田重定　母法印純惠女、天正五年生、慶長十六年四、十一右中將、正四下、十七年正、十一三木、十八年正、六從三、廿年十二、十六權中納言、元和六年七、廿九薨、四十四、號信田院峯月良珍、

○重定參議ニ任ゼラルヽコト、慶長十七年正月十一日ノ條ニ、從三位ニ敍セラルヽコト、同十八年正月五日ノ條ニ、權中納言ニ任ゼラルヽコト、元和元年十二月十六日ノ條ニ、清涼殿ノ奉行ト爲ルコト、同二年

十一月二十一日ノ條ニ官ヲ辭スルコト、同年十二月九日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔花押藪〕二　庭田源重定

〔手鑑短册〕○伊勢長谷川次郎兵衛氏所藏

〔佐々木信綱氏所藏文書〕一

元和六年七月二十九日

竹亭夏來

うゑをたし砌ふりむる呉竹のなひくことまや夏にそふらん　重定（庭田）

〔古筆手鑑〕

同（庭田殿）　窓早苗

早苗せゑ小田れ[illegible]〳〵暮日にいそくまりさの猶やみゆらん　重定

〔萬寶全書〕五　古來流行御手鑑目錄幷代付

古筆菴奥書に曰、右者寛永之比之代付也、或は紙之内之善惡、或は不出來物、時代により、少宛高下可有者也云々、

慶安四年

短尺之分

同（庭田殿）　重定　金壹歩、

是月、幕府、大坂城外曲輪ノ櫓ヲ修築セントシ、小堀政一、山岡景以ヲシテ、作事ヲ奉行セシム、

〔元和年錄〕坤　一同七月、大坂御城之石垣大形出來申候ニ付、外曲輪之御櫓共被仰付、奉行ハ小堀遠江守（政一）、

禁中御作事

〔寛永諸家系圖傳〕百二十三　小堀政一（作助、從五位下、遠江守、）　同（元和）六年七月、大坂御城の外曲輪、幷櫓乃御作事等乃奉行をはとめ、翌年れ冬にいさりて、功おはる、○上下略

〔寛政重修諸家譜〕千二十二　小堀政一（遠江守、）　六年（元和）七月より、大坂城外郭、櫓等れ普請を奉行し、○上下略

〔小堀家譜〕二代目遠江守正一　同（元和）六庚申年七月ゟ、同七辛酉年迄、大坂城外廻り櫓作事奉行相勤、

〔本光國師日記〕二十八　一同（七月）廿三日、○中略山岡圖（景以）書殿、水口ゟ七月十日之狀來、○中略

一道三（今大路親清）下向ニ付而、七月十日之御狀、同廿三日令拜見候、○中略、コノ時、崇傳江戸ニ在リ、

一禁中之御作事相濟、○コノ時、禁中作事ノコト未ダ詳ナラズ、又大坂之御作事被仰付候由、乍御苦勞、御外聞御手柄に而候、申迄も無御座候へ共、彌被入御精尤に存候、○中略以上、

七月廿七日　金〳〵

山圖書樣

○秀忠、大坂城修築ニ關スル條目ヲ普請奉行ニ授ケ、又助役諸大名ノ人數前後シテ大坂ニ到リ、其工ニ從フコト、正月二十三日ノ條ニ、幕府年寄酒井忠世、土井利勝等、大坂城ノ普請場ヲ巡視スルコト、六月二十七日ノ條ニ、大坂城石垣ノ修築既ニ成ルヲ以テ、秀忠、書ヲ助役ノ諸大名ニ與ヘテ、其功ヲ褒スルコト、十一月二十一日ノ條ニ見ユ、

女御徳川氏ニ札ヲ獻ゼントスルニ執達ノ人ナシ
醍醐三寶院
東夷ノ賤俗
東大寺
神龍院

八月小　丙午朔　晝

一日、丙午、八朔ノ御儀、秀忠、御馬ヲ獻ズ、

〔孝亮宿禰日次記〕六　八月小一日、丙午、晴、雨降、禁中御太刀進上、小槻忠利上、自將軍家、八朔御馬進上、○略中今日所々參御禮、人々來臨、

〔土御門泰重卿記〕三　八月小一日、丙午、晴、八朔之札、御所へ廿枚、女院（中和門院）御所へ十枚調進仕候、女御殿進上申候處ニ、御不案之（内脱カ）由候而、依無執達之人、無其義候、返給候、東夷ノ賤俗群聚之故、無下之樣子、無念次第也、○下略、攝家衆ニ入朔ヲ賀スルコトニカヽル、下ニ收ム、

○諸寺、諸家八朔ノコト、便宜左ニ附載ス、

〔義演准后日記〕一　八月朔日、卯刻大夕立、未明歸寺、兒（稚定）同道、門下候人、各盃賜之、

〔東大寺雜事記〕二　八月朔日、八朔之祝儀、千秋萬歲、

〔梵舜日記〕三　七月廿五日、晴、○略中次板倉周防守（重宗）殿へ、予糀十袋令持參、對面也、本所ヨリ爲名代、采女佑召連、（吉川業英）百疋、八朔禮也、次板伊州（板倉勝重）へ、予團扇令持參、本所ヨリ鯉二ツ音信也、對面酒盃也、暫雜談、仕合也、

土御門家

世系

〔土御門泰重卿記〕三　八月一日、丙午、晴、○中略、泰重、禁中ニ入、朔ノ札ヲ、予ニ献ズルコトニカヽル、上ニ收ム、予今日御禮、一々御對面、近衞殿（信尹）、同政所殿、一條殿（内基）、二條殿（康道）、九條殿（忠榮）、鷹司殿（信房）大閤、（上御門有脩女）（好仁親王）雲松院、三宮へ致伺公候、女院御所へ大茗鉢一ツ進申候、

〔東武實錄〕七上　八月朔日、松平伊豆守信吉卒ス、嫡子山城守忠國家督ヲ丹波篠山城主松平信吉、京都ニ卒ス、子忠國、嗣グ、

〔梵舜日記〕二十三　七月廿九日、晴、丹州篠山城主依煩、祈念之事申來、大事之依病、死去也、○本書ノ死去ニ字ハ追記ナラン、

〔梅津政景日記〕九　八月廿九日　一○略　中信太兵部少所ゟ被申上分ハ、松平安房守（信吉）殿御果被成候由、一畫天氣よし、夜ル雨ふる、

〔寛永諸家系圖傳〕六　松平櫻井

忠吉　與次郎、

信吉　伊豆守、　信一ヲ養子トなりて、藤井ハ家をはく、母ハ大權現ノ御妹（矢部）なり、

○下略

履歴

常陸府中及ビ江戸崎ノ城番ヲ勤ム

秀忠ノ參內ニ從フ

伏見城番トナル

大坂冬陣

信一　初ハ藤井勘四郎、伊豆守、從五位下、從四位下、

信吉　伊豆守、從五位下、安房守、

忠國　山城守、從五位下、

忠晴　伊賀守、從五位下、

信吉　實ハ松平與次郎忠吉ノ子なり、慶長七年四月、常陸府中の城番を勤め、同七月よりいとまありて、六鄕兵庫（政乘）よ渡して、又父信一よかハりて、十二月まて江戸崎の城番を勤む、大權現、信吉ノ所々の城番抔勤むる事をいとハりたまひて、別よ五千石れ所領を下さる、同九年、從五位下よ敍し、安房守ニ任す、同十年、台德院殿御上洛ありて、將軍宣下れ御參內のとき、信吉騎馬ゐて左方行列の上首となる、○寛政重修諸家譜、松平信吉譜ニ、十六年正月二日、御諚初テ、著座の衆ヲ加ヘらる、トアリ、のち代々例となるふトアリ、同十八年、鈎命ゐより、松平甲斐守（忠良）ふうかりて、伏見の城番を勤む、同十九年大坂亂のとき、信吉伏見ゐなりて、井伊掃部頭（直孝）、松平隱岐守（定勝）、板倉伊賀守（勝重）、渡邊山城守（茂）と相とうりて、もの見をはるかし、大坂の密事をきゝて、江戸駿河よ註進す、大權現、台德院殿御進發ありて、十月、信吉ゐ命して、小出大和守（吉英）よりかりて、岸和田れ城をまもらしむ、十一月、奉書狡

土浦ヨリ高崎ニ轉ジ一萬石ヲ加增セラル

大坂夏陣

たまいりて、岸和田ゝ城を北條出羽守(氏重)ゟとゞけ仰をうおたまいり、平野ゟゐいゑゟる、このとき京極丹後守(高知)、同若狹守(忠雅)、今里ゟ陣す、これとこゟ大坂ゟちかきゆへ、附城をきつゐて、信吉本丸ゟ居し、新庄越前守(直定)ゝ二丸をはもりて、翌年正月ゟゐいゑる、台德院殿伏見ゟ御歸城のとき、信吉供奉いゑし、それゝゟ又伏見ゟ城番被勤む、元和元年四月、城番被一色宮内少輔(義直)、菅谷左衞門尉(範貞)ゟ渡して、大坂ゟ出陣すべきゝ仰ありゝゝれゝ、同廿八日、伏見より飯盛ゟいゑりて野陣をとる、五月七日大坂合戰のとき、信吉先手ゟなりて、戰場ゟとせむるひ、諸卒を下知して忠功をぬきんぢ、藤堂和泉守高虎こゝを見て、大權現ゟ言上す、それゝゟ茶磨山ゟおいて拜謁す、仰ゐいそくむね相たらゐすとて、御感おゝめなり、ゝ、○寬政重修諸家譜松平信吉譜ニ、是日ゝ戰ひに、家從服部豐前某、勝源助某うち死し、服部惣太郎某、杉浦九郎左衞門某、岩瀨久左衞門某、稻村左近義次、師岡帶刀政久等、をの〳〵首級を得ゟりトアリ、同年五月、大坂より伏見ゟりへりて、又御番を勤む、同年八月、伏見の城番を成田左馬助(氏宗)ゟとゞして、江戸ゟ歸る、同三年、常州土浦の城をならゞ被、上野高崎の城ゟうけりて、一万石ゝ御加增を拜領す、同五年、高崎の城をならゞめ、丹波篠山ニ轉ズ　丹波笹山の城ゟうつる、領地本のゐとし、○寬政重修諸家譜松平信吉譜ニ、すゝ記りゟとゝゝ城主松平周防守康重に預きゞゟるひしゝ召預ゟら、是年、伊豆守にあらゞゟむトアリ、村上道安を同六年八月朔日卒す、法名宗澤、○寬政重修諸家譜松平信吉譜ニ、六年八月朔日、京師ゟしゝ卒ゝ、年四十六、雲譽龍圓宗澤(譜ニ光照院と號ゝ、葬地信一ゝ野山淨院、ゝ女トアリ、

忠國　信吉ノ遺領ヲ繼グ

〔寬永諸家系圖傳〕六　松平藤井忠國　慶長十二年、初めて大權現、台德院殿を拜し奉る、同十四年十二月廿二日、台德院殿の御前ゟて元服し、御諱の忠ゝ字を給ゐり、御判ならひゝ包永の御腰物を拜領し、山城守ゝ號す、同十九年正月、從五位下ゝ敍す、元和元年五月七日大坂合戰のとき、父ゝ同じく先陣ゟなりて、軍功をゝけまし、甲首一級をとりて、台德院殿の御覽ゟそなへゝゝれゝ、ゐかゝゝゟ御感なり、同七年ノ○六年ノ誤、六月十八日、東福門院御入内れ時、供奉ゟ列し、騎馬ゟて右方行列の上首ゝなる、同年、父信吉ゟ遺跡を拜領す、

〔羽前上ノ山松平家譜〕伊豆守源信一ゐ出雲守(長親)ノ孫ニテ、彦四良利長ノ子ナリ、○中略同(慶長)九年十二月、從四位下ニ敍、同年致仕ノ後、信一、寬永元年七月十六日、年七十六歲、卒於丹波

國崔山、安房守信吉家ヲ繼、實同族櫻井與次良忠吉（攝州尼崎松平忠興ノ祖ナリ、カ嫡男也、舊記ニ次男トモアリ、忠吉、兄ノ忠正ノ嗣トナル、故ニ又兄ノ子家廣ヲシテ、已カ後ヲ嗣カシメ、長男信吉ヲ出シテ、他家ヲ嗣カシム、今其實ニ從テ、嫡男トス、）信一、男子ナケハ、（レ脱カ）ヲノカ娘ニアハセテ世嗣トシ、勘四良ト名付タリ、佐竹國移サレシ時、常陸ノ府中ノ城ヲ守リ、又父ニカハツテ、江戸崎ノ城ヲ守ル、家康公被爲賞其勞、別ニ五千石賜ル、領地不相知、慶長八年、從五位下ニ敍、安房守ニ任、○本書、信吉ノ敍爵ノコトヲ慶長八年トナスハ誤ナラン、同九年、家ヲ嗣、五千石ヲ合、四万石、大坂ノ兵起リシニ、先和泉國岸和田ノ城ニ加勢シ、（吉英）小出大和守カ居城ナリ、後大坂ニ召レテ、今里ノ要害ヲ守ル、明ル春ニ至ル、明ル春ニ至テハ、伏見ノ城ニ來リ守リ、再ヒ兵起リテ後、飯盛ノ邊ニ陣ヲ取、家康公ノ仰セ給ヒシカハ、大坂ニ馳向ヒ、五月七日ノ戰ニ、首二十一切テ獻ル、元和三年、上野國高崎ノ城ニ移ル、五万石、同キ五年、丹波國笹山ノ城ニ移ル、此時伊豆守ト改、同七年八月朔日、笹山城中ニ卒テ、嫡子山城守忠國嗣、○本書、信吉、元和七年、篠山ニ卒ストナスハ誤ナラン、

○信吉、家康ヨリ常陸土浦ノ地五千石ヲ給セラルヽコト、慶長七年十二月二十八日ノ條ニ、從五位下、安房守ニ敍任セラルヽコト、同九年六月二十二日ノ條ニ、秀忠、信吉ノ二子ニ元服ヲ加ヘ、各偏諱ヲ授ケテ、忠勝、忠國ト、忠晴ト稱セシムルコト、同十四年十二月二十二日ノ條ニ、信吉、幕府ヨリ誓書ヲ徵セラルヽコト、同十七年正月五日ノ條ニ、伏見城交替守衞ヲ命ゼラルヽコト、同十八年七月十七日ノ條ニ、和泉岸和田城ヲ守ルコト、同十九年十月二十七日ノ條ニ、同城ノ番ヲ罷メ、攝津平野ニ歸リ、尋デ、今里ニ陣スルコト、同年十一月三十日ノ條ニ、伏見城ヲ守ルコト、元和元年正月二十四日ノ條ニ、伏見城ヲ出デヽ、攝津飯盛ニ向フコト、同年四月二十五日ノ條ニ、茶臼山ニ戰フコト、同年五月七日ノ條ニ、伏見城番ヲ罷ムルコト、同年八月是月ノ條ニ、下野東照社ニ石燈籠ヲ寄進スルコト、同三年四月十七日ノ條ニ、上野高崎城ニ移ルコト、同年是歲ノ條ニ、丹波篠山城ニ移ルコト、同五年十月二十日ノ條ニ、德川和子ノ入內ニ供奉スルコト、本年六月十八日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔花押彙纂〕マヽ之部　松平信吉

花押

幼名萬千代

元和六年八月一日

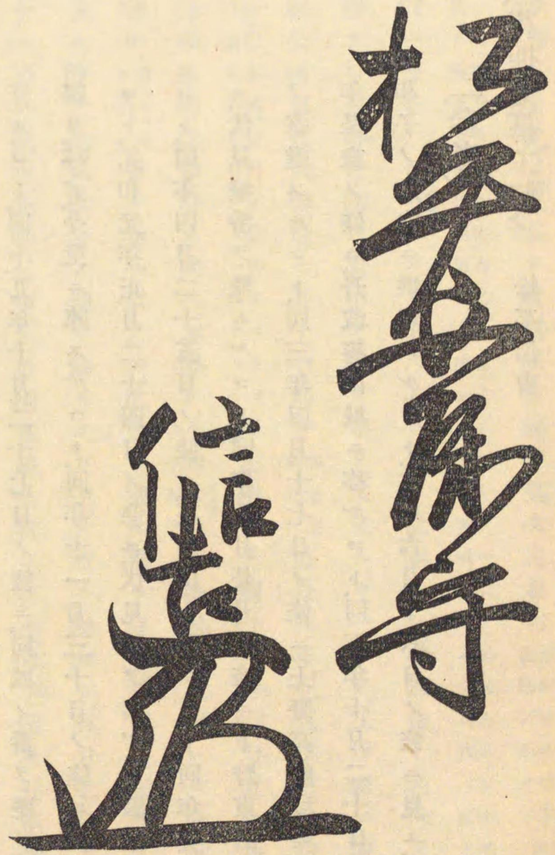

○前田家所藏文書（古蹟文徴九）慶長十七年正月五日附、東北諸大名連署誓書寫

〔藤井御傳記〕一 光照君（松平信吉）御傳記

光照君ハ松平與次郎忠吉主の御長子ニして、寛永諸家譜、藩翰譜、藤井祕鑑、累葉一覽、文祿二年、癸巳、淨眞（松平信一）君の御養子とならさ給ふ、御諱を信吉と申し奉ヨ、御幼名を萬千代と稱しまいらさ、後勘四郎と改め給ふ、御家記、累葉一覽、天正八年庚辰月日、生まささ

母ハ家康ノ異父妹

給ふ、御母ハ東照公御異父妹多劫姫君なヨ、御家記、累葉一覽、慶長七年壬寅四月、常州府中の城を守らさられ、七月ニ至り、六鄕兵庫頭某（政乘）と交替し、まゝ父君ニ代らさられて、江戸崎城を守ヨ給ふ、東照公、君の所々城番ニ差され給ふをいたゝらさられて、別ニ五千石を下し給ふ、御家譜、寛永諸家譜、藩翰譜、藤井祕鑑、累葉一覽、祝正榮家記、九年甲辰六月廿二日、從五位下、安房守ニ敍任し、のち伊豆守に轉任し給ふ、御家譜、藤井祕鑑、是歲、御家を受ヨ繼を給ふ、御家譜、德川御實紀、寛永系圖、藩翰譜、藤井祕鑑、累葉一覽、十年乙巳四月廿六日、台德公、將軍宣下御參內あヨしとき、君ニハ左側御行列の首を勤め給ふ、此とき、御裝束ハ衣冠ニて、御騎馬なヨ、まゝ御供ニハ、前ニ御長刀一柄、小ゑの六人、烏帽子著六人、後ニ侍十五人を具し給ふ、德川御實紀、御家譜、慶長日記、家忠日記、寛永諸家譜、武德編年集成、藤井祕鑑、累葉一覽、十五年庚戌正月二日、柳營ニ於て、謠曲始の式行ハさらるるに、御次著坐、左ハ君ならひニ松平甲斐守忠良、松平外記忠實、本多伊勢守康俊、松平主殿頭忠利、右ハ寂上駿河守家親、小笠原兵部大輔秀政、淺野彈正少弼長政、西鄕出羽守康員、牧野駿河守忠成等なヨ、德川御實紀、慶長年錄、累葉一覽、十七年壬子正月二日、謠曲始の式ニ御著坐ハ、君ならひニ寂上駿河守家親、小笠原信濃守忠脩、松平外記忠實、牧野駿河守忠成、松平丹波守康長等なヨ、德川御實紀、十八

元和六年八月一日

伏見城番

大坂冬陣ニ平野ニ向ヒシ時ノ手兵

年癸丑正月二日、謠曲始の式よ御著坐、左の君ならひよ越後少將忠輝、西郷出羽守康員、松平丹波守康長、右の宰上駿河守家親、小笠原兵部大輔秀政、松平外記忠實、牧野駿河守忠成等なり、（徳川實紀、御是歳、まさ伏見の城番を命ぜられ給ふ、松平甲斐守忠良と交番し給ふ、御相番の井伊掃部頭直孝、渡邊山城守茂、植村主膳正某、一色宮内大輔義直、（まさ松平隠岐守某ふ作る、）御目付ふの朝倉藤十郎某、近藤勘右衛門某、御定番よの日下兵右衛門某、成瀬吉右衛門某、長田善兵衛某、柴山小兵衛某、山口駿河守某、春日下總守某、大番衆よの松平市太夫某、石川市左衛門某、辻惣兵衛某、河野庄右衛門某等なり、然るよ豊臣秀頼ひそりお武備を整ひ、多く浪士を招集をらるゝの聞へありゞれの、君、井伊掃部頭直孝、松平隠岐守定勝、板倉伊賀守勝重、渡邊山城守茂と相謀り、竊よ間牒を遣ひ、密事を探偵なして、江戸及ひ駿河ふ注進なし給ふ、（御家記、御家譜、寛永諸家譜藤井祕鑑、師岡政宣家記、）十九年、甲寅大坂の役起ひ、東照公の駿河よ初、台徳公の江戸よ初、相踵て御進發あ初、十月、小出大和守吉英よ代ひ、岸和田（和泉）の城を守らをられ、十一月、御書賜ふ初て、城をふ北條出羽守氏重よ渡し、平野に赴くをき旨命をられ給ふ、御供よの服部豊前某、松平但馬某、（櫻井家の分家なり、）中根筑後某、安部善右衛門某、安部甚之丞某、都筑和泉某、三戸駿河某、小栗藤八郎某、（後ふ改む、）奈服部宗太郎某、岡見中務某、園見主馬某、大岡吉左衛門義平、岡見源右衛門某、天野茂兵衛某、太田甚右衛門某、平岩五左衛門某、沼田忠左衛門某、永井作兵衛某、中根平右衛門某、中根次右衛門某、渡邊助金右衛門某、平井將監某、師岡帶刀政久、鈴木監物某、伊與田小平治某、石川角右衛門某、栗生織部某、仁科五兵衛某、仁科民部某、飯野新右衛門某、平井若狹某、伊東所左衛門某、伊東佐次兵衛某、金子仁兵衛清實、石岡市右衛門某、柳澤外記某、土田雅樂義直、岩瀬又左衛門某、酒井三郎右衛門某、酒井八右衛門某、朝比奈吉兵衛某、足立四郎左衛門某、吉岡久太夫某、萩臺半兵衛某、磯谷求馬某、山本合右衛門某、伊場助之進某、小澤治右衛門某、飯島安兵衛某、渡邊七郎右衛門光勝、源介某、平山萬右衛門某、後泉水ふ改む、稻垣市左衛門某、原彌右衛門某、石坂九郎兵衛某、山田惣左衛門某、山田尾張某、本多主水某、内藤茂左衛門某、赤地金兵衛某、鵜山權兵衛某、師岡將右衛門某、下河邊助右衛門某、豊島甚兵衛某、山本加兵衛某、菅沼庄五郎某、山田權左衛門某、菅谷利兵衛某、菊田庄十郎某、飯島善兵衛某、石掛四郎右衛門某、野口瀬兵衛某、山邨八太夫某、山村鷲次郎某、三浦采女某、福田左源太某、本

大坂夏陣ニ於ケル戰功

多佐五右衛門某、山田權平治某、小笠原甚介某、江本十左衛門某、太田三四郎某、北澤内膳某、中山内記某、玉造金兵衛某、坂倉勘三郎某、和田加助某、神尾喜藏某、稻村左近義次、秦清九郎某、山田久左衛門某、師岡修理某等九十二騎なり、（藤井祕鑑にいふ、御留守の固めハ永井彌惣太夫次平を殘し給ふ、伊與の人南源兵衛某、河野主水某等、御供の事請ひ申さとも、許し給ゐに、秀頼に事故あふ輩は、總て御留守を命さられしといふ、）君今里に至らさ給ふに、さの地ハ、京極丹後守高知、京極若狹守忠高等の陣所にて、敵にいと近々れあ、壘を築き、君ならひに新庄越前守某、されを守ま給ふ、十二月に至り、和議整ひぬ、（御家譜、御家記、德川御實紀、大坂御陣供奉記、藤井祕鑑、寛永諸家譜、藩翰譜、武德編年集成、祝正榮家記、）元和元年（乙卯）正月、台德公、大坂を發して、伏見の城に入ま給ふ、君從ハさらふ、既にして大坂まさ叛きしりハ、君伏見を出て、飯盛に陣し給ふ、五月七日、君、玉造口に戰ひ給ふに、御軍勢に功名少なあり々れあ、君怒らさ給ひ、士大將服部豐前某を召して御呵責あましに、豐前某恐懼し、甲の緒を締め切ま、敵陣へ馳さ入り、四方八方に駈あ散らし、其さは討死もへく見え々れあ、君遙にされを望ミ給ひ、豐前を討もなしのともと下知し給ふ間に、豐前某ハ已に敵八騎を槍下に討取ま、遂に討死さり、部下の士勝源助某も續て馳さ入れ、甲首二級討取る、源助某、豐前の屍を負ふ

戰死者ノ物ヲ掠メタルヲ罰ス

て引還んとさしに、彈丸飛來ま、源助某の胸板を打拔、これも討死も、さの時、師岡帶刀政久、稻邨左近義次、杉浦九郎右衛門某、岩瀨九右衛門某、十太夫某、直右衛門某、（姓氏詳ならも、）各甲首一級つゝを獲たれ（御家記にいふ、直右衛門某、高百石を賜ひ、御馬廻りにて、服部豐前某ゟ組にてあましゟ、豐前某討死をしに、其屍にさゝろも寄さに、剩へ豐前某ゟ所持をしこゝあをハ、竊に掠し事顯ハれて、伏見淨慶郭に於て、治太夫某、十太夫某等に仰さて、誅さられぬ、）まさ豐前某の男宗太郎、時年十六なれ、父に從ひ戰ひて、首一級を獲たれ、（○中略、宗太郎ノ事蹟ニカヽル、）遂に玉造口を破らさられ、君ならひに御子淨源（忠國）君御進入あれ、金子六左衛門某、上田主水某等先登なし、諸士卒皆能く戰ひ、首級總て二十一を獲たれ、藤堂和泉守高虎、君の御軍配を東照公に陳上さられしゟ、やゝて君にも茶臼山の本營に到らさ給ひ、拜謁あましとき、其戰況委しく御應答あまゝれハ、御感斜ならも、（御家譜、御家記、德川御實紀、大坂覺書、駿河土產、寛永諸家譜、藤井祕鑑、祝正榮家記、師岡政宜家記、）是月、大坂の亂平定なし々れハ、君まさ伏見の城に歸らさられ、二十日、御勤番を命さらも給ふ、ときに東照公仰々るハ、土浦に誰れを殘し置しそと御尋あれ、君、永井彌惣太夫を惣奉行と爲し、諸事計らハさらるゝよし聞え上ま給ひしゟハ、彌惣ならハ慥なる事そと仰られぬ、八月、伏見城を成田左馬介某に渡し、江戸に歸らさ給ふ、（御家譜、寛永諸家譜、藤井祕鑑、御家

和子入内ノ時路次ヲ警護ス

京都壬生ノ屋敷ニ卒ス

千本榎町稱念寺ニ葬ルトノ說

室ハ信一ノ女

記、祝正榮家記、二年丙辰正月二日、去年ハ大坂の再亂ニよ〻、柳營謠曲始の式も停廢あ〻しり、ゟの春ハ舊ニ復し行ハ〻、よて酉の刻、台德公長袴召して、大廣間ニ出給ふ、例ニ從て、御次著坐、左ハ君ならひニ松平甲斐守忠良、牧野駿河守忠成、右小笠原右近太夫忠眞、松平丹波守康長、松平外記忠實、設樂甚三郎貞代等れ〻、德川御實紀、三年丁巳、土浦の城をあらため、上野の高崎城ニ御轉封、壹萬石御加恩あ〻、合して五萬石ニならさ給ふ、此御城、前の城主ハ松平丹波守康長なれき、御家譜、寛永諸家譜、藤井祕鑑、堤遊宜雜記、五年己未、まさ丹波篠山ニ御轉封あ〻、御知高元の如し、御家譜、藤井祕鑑、堤遊宜雜記、六年庚申六月十八日、台德公の女、御和姫君御入内あ〻、君、二條大橋北百五間ニ御人數を出し給ひて、御警衞あり、德川御實紀、入内記、八月朔日、京師壬生の御邸ニ卒去し給ふ、御齡四十三、御法諡光照院殿前豆州雲譽龍團聰澤大居士と申し奉り、荼毘して、千本榎町稱念寺ニ御葬送なれ御長子淨源君嗣さらる、御家譜、御家記、御家歷世靈簿、德川御實紀、寛永諸家譜、藩翰譜、藤井祕鑑、

○室松平氏ノコト、便宜左ニ合敍ス、

〔寛政重修諸家譜〕七　松平藤井

信一

實ハ阿部氏

繼室四辻氏

廣島城洪水ニ依リテ破損ス

女子　母ゟ某氏、信吉ゟ室、

〔藤井御傳記〕一　光照君御傳記（松平信吉）

夫人、淨眞君御養女、實ハ阿部大藏定吉の御女、御母ハ松平氏なれ、承應二年癸巳六月廿三日、世を去〻給ふ、御法號をハ宗龍院殿深譽華雄貞信大姉と申し奉る、御家記、藤井祕鑑、後ゟ四辻前大納言季繼の御女を娶り給ふ、明暦三年丁酉九月廿五日かくさ〻給ふ、御法號を了源院殿玉峯貞林大姉と申し奉る、御家記、藤井祕鑑、累葉一覽、○四辻家譜所見ナシ、

六日、辛亥、幕府、安藝廣島城主淺野長晟ニ、廣島城ヲ修理スルヲ許ス、

〔東武實錄〕七上　同六日、（八月）○中略、淺野長晟、安藝廣島城ノ櫓、石垣等、洪水ノ爲メニ破損セルヲ幕府ニ注進スルコトニカヽル、五月是月ノ條ニ收ム、以前ノ如ク修覆致スヘキノ由仰出サル、

去五月之洪水ニ、居城二之丸角櫓、石垣共崩、二三之丸惣構之塀、破損所多候之由、板倉伊賀（勝重）守方迄被申越候趣、達高聞候處、如前々可被申付候旨上意候間、可被得其意候也、

八月六日

安對（安藤重信）

土大（土井利勝）